

保健福祉ハンドブック

令和 8 年度版



仙 台 市

凡 例

本書の使い方

○本書は、保健福祉業務や活動・支援に関わる方々にご活用いただくために、保健福祉に関する相談窓口や施策・事業の概要をまとめたハンドブックです。

○本書は、本編と資料編の二部構成となっています。資料編には、主な相談窓口の連絡先一覧を掲載しています。

○施策や事業の内容はできるだけ簡潔に記述し、索引としてご活用いただくことを目的としていますので、詳しい内容は各担当課へお問い合わせください。

○掲載内容は、原則として令和8年4月1日現在の情報としていますが、各制度の対象、資格、金額等は年度の途中で改定されることがあります。

○各章の **I 主な相談機関** は、使用頻度が高いものとして、施設名称や電話番号を大きな文字で表記しています。

※相談機関を掲載していない章もあります。

○本書以外にも、仙台市では各分野別のガイドブック等を発行しております。必要に応じてご利用ください。

《各分野別のガイドブックのご案内》

分 野	名 称	担当課	電話（FAX）
高齢者	「シルバーライフ」	高齢企画課	214-8167 (214-8191)
障害者	「せんだいふれあいガイド」	障害企画課	214-8460 (223-3573)
精神障害者	「精神保健福祉ハンドブック」	精神保健福祉 総合センター	265-2192 (265-2190)

目次

第1章 高齢者	
I 主な相談機関	
区役所・総合支所（高齢者総合相談）	8
地域包括支援センター	8
せんだい高齢者・家族あんしんダイヤル	8
仙台市シルバーセンター総合相談センター	8
高齢者権利擁護に関する相談窓口	9
若年性認知症の相談窓口	9
認知症疾患医療センター	9
II 主な施策・事業	
1 元気な活動の支援	
市立文化施設の減免	9
老人クラブの育成援助	10
敬老乗車証	10
敬老祝金	10
学習機会の拡大	10
仙台市シルバー人材センター	11
訪問型生活支援活動促進事業	11
2 高齢者の健康づくり	
高齢者の定期予防接種	12
带状疱疹ワクチン予防接種（定期接種）	12
仙台市健康増進センター	13
3 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	
サービス・活動事業	13
一般介護予防事業	14
4 介護保険	
介護保険制度について	14
介護保険に加入する人	15
介護（予防）サービスを利用できる方	15
介護（予防）サービスの利用	15
保険給付	16
介護保険料の減免	18
介護サービス相談員の派遣	18
5 ひとり暮らし高齢者等への支援	
緊急通報システム機器貸与	18
食の自立支援サービス	19
ボランティア団体による給食サービス	19
寝具洗濯サービス	19
成年後見制度利用支援事業	19
6 在宅高齢者と家族への支援	
認知症ケアパス	19
認知症初期集中支援推進事業	20

希望をかなえるヘルプカード	20
認知症介護家族交流会	20
認知症電話相談	20
認知症の人の見守りネットワーク事業	20
SOSネットワークシステム	21
訪問指導	21
痰等吸引器購入費支給	21
介護用品支給	21
生活管理指導短期宿泊	21
訪問理美容サービス	21
紙おむつ等使用者の家庭ごみ処理手数料の減免	21
ふれあいデイホーム事業	22
7 その他	
高齢者住宅改造費助成	22
高齢者及び軽度身体障害者世帯向け市営住宅	22
シルバーハウジング（市営住宅）	22
高齢者向け優良賃貸住宅	23
サービス付き高齢者向け住宅	23
仙台市ホームページ読み上げ・ 文字拡大等閲覧支援サービス	23
介護サービス情報公表システム	23
第2章 障害のある方	
I 主な相談機関	
1 主な相談窓口	
区役所・総合支所（障害者総合相談）	24
障害者総合支援センター「ウェルポートせんだい」	24
北部発達相談支援センター「北部アーチル」	24
南部発達相談支援センター「南部アーチル」	24
精神保健福祉総合センター「はあとぼーと仙台」	25
障害者相談支援事業所	25
仙台市自閉症児者相談センター「ここねっと」	25
仙台市第二自閉症児者相談センター「なないろ」	25
仙台市視覚障害者支援センター（アイサポート仙台）	25
仙台市障害者就労支援センター「はたらポート仙台」	26
宮城障害者職業センター	26
みやぎ障害者ITサポートセンター	26
仙台市難病サポートセンター	26
宮城県難病相談支援センター	26
宮城県難病診療連携拠点病院（相談窓口）	27
宮城県医療的ケア児等相談支援センター 「ちるふぁ」	27
宮城県視覚障害者情報センター	27
宮城県聴覚障害者情報センター「みみサボみやぎ」	27
みやぎこどものきこえ相談センター	27

2 主な相談事業	
障害者相談員	27
聴覚障害者福祉相談員	28
障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル	28
障害者差別解消相談員	28
こころの健康相談	28

II 主な施策・事業

1 手帳の交付	
身体障害者手帳	28
療育手帳	28
精神障害者保健福祉手帳	29

2 手当など	
特別障害者手当	29
障害児福祉手当	29
特別児童扶養手当	29
特別障害給付金	29
外国人重度障害者等福祉手当	30
心身障害者扶養共済制度	30
在宅酸素療法者酸素濃縮器等利用助成	30
成年後見制度利用支援事業	30

3 障害者の医療	
自立支援医療費（精神通院医療）の支給	31
自立支援医療費（更生医療）の支給	31
自立支援医療費（育成医療）の支給	31
心身障害者医療費助成	31
特定医療費（指定難病）助成制度	31
遷延性意識障害者治療研究事業	31
身体障害者の健康診査	32

4 障害児の支援	
特別支援保育（プラス支援保育）	32
特別支援学級及び通級指導教室	32
特別支援学校	32
障害のある児童生徒の教育相談	32
特別支援教育就学奨励費	32

5 福祉用具などの購入費等支給・助成・貸出	
補装具費の支給	32
難病患者等補装具等賃借費の助成	33
日常生活用具費の支給	33
車椅子の短期貸出	33
在宅人工呼吸器等使用者非常用外部電源 購入費補助金交付事業	33

6 施設利用	
短期入所（ショートステイ）	33
日中一時支援（日中ショートステイ）	33
療養介護の給付	33

7 生活	
共同生活援助（グループホーム）	34
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 （ヘルパーの利用）	34
移動支援（ヘルパーの利用）	35
重度障害者入院時コミュニケーション支援	35
重度障害者等就労支援特別事業 （ヘルパーの派遣）	35
全身性障害者等指名制介護助成	35
訪問入浴サービス	36
緊急通報システム機器貸与	36
障害者配食サービス	36
郵便等による不在者投票	36
紙おむつ等使用者の家庭ごみ処理手数料の減免	37

8 交通	
自動車運転免許取得費用の助成	37
自動車改造費用の助成	37
交通費助成	37
リフト付自動車の運行	38
宮城県ゆずりあい駐車場利用制度	38

9 通訳・ガイド	
同行援護（ヘルパーの利用）	38
全身性障害者ガイドヘルパーの派遣	38
点訳・朗読・手話奉仕員の養成	38
手話通訳者・要約筆記者の養成	39
盲ろう者通訳・介助員の養成	39
失語症者向け意思疎通支援者の養成	39
手話通訳者・要約筆記者の派遣	39
盲ろう者通訳・介助員の派遣	39
手話通訳相談員の配置	39
補助犬の飼料給付事業	39

10 情報	
「せんだいふれあいガイド」点訳・音訳版の提供	39
市政だより点字版・音声版の提供	40
視覚障害のある方への生活情報提供	40
バリアフリー機器の展示	40
字幕入りビデオ等の貸出	40
リクエスト音訳・点訳	40
対面朗読サービス	40
音訳資料等の貸出	40
大活字本等の貸出	41
障害者郵送貸出サービス	41
市政だより音声版の YouTube 配信	41
仙台市ホームページ読み上げ・ 文字拡大等閲覧支援サービス	41
「水道ご使用水量等のお知らせ」の点字版の提供	41
投票所入場券の点字シール貼付	41
選挙公報の点字版・音声版送付	41

11 住宅	
住宅改造費等の助成	41
車椅子市営住宅	41
高齢者及び軽度身体障害者世帯向け市営住宅	42
12 雇用・就労	
仙台市障害者就労支援センター「はたらポート仙台」	42
宮城障害者職業センター	42
知的障害のある方の販売業務訓練	42
13 指導・研修	
身体障害のある方のための研修・講習会など	42
視覚障害者の生活訓練事業	42
知的障害のある方の本人活動支援	42
精神障害のある方のボランティア活動支援	42
精神障害のある方の訪問指導	42
精神障害者家族教室	42
14 スポーツ・レクリエーション	
障害者レクリエーション教室	43
身体障害者レクリエーション交流大会	43
仙精連大運動会	43
障害者スポーツ教室	43
全国障害者スポーツ大会仙台市選手団派遣	43
文化・芸術活動振興	43
15 その他	
指定難病登録者証	43
第3章 子育て・児童	
I 主な相談機関	
1 主な相談窓口	
区役所・宮城総合支所（こども家庭総合相談）	44
児童相談所	44
こども若者相談支援センター	44
保育所等地域子育て支援センター・支援室	45
幼稚園及び認定こども園における地域子育て支援事業	46
児童館・児童センター地域子育て支援室	46
のびすく（子育てふれあいプラザ等）	46
ひとり親家庭等相談支援センター	46
せんだいみやぎ こども・子育て相談	47
小慢さぽーとせんたー	47
宮城県成人移行支援センター	47
2 主な相談事業	
助産師による妊産婦電話相談	47
訪問型子育て支援事業	48
こどものこころの相談室	48
宮城県こども夜間安心コール	48
こどもの人権110番	48
いじめ110番	48

仙台市いじめ等相談支援室 S-KET（イスクット）	48
少年相談電話	49
ひとり親家庭等相談	49
妊娠等に関する相談	49
みやぎ・せんだい不妊・不育専門相談センター	49
II 主な施策・事業	
1 手当・助成	
児童手当	49
こども医療費助成	50
妊婦支援給付金	50
出産育児支援金	50
未熟児養育医療の給付	50
不育症検査費用助成事業	50
不妊検査・不妊治療費助成事業	51
2 保育	
教育・保育施設等	51
一時預かり事業	52
休日保育事業	52
幼稚園及び認定こども園の預かり保育	52
幼児教育・保育の無償化	52
3 保健・医療	
小児慢性特定疾病医療費支給	53
母子健康手帳の交付	53
妊婦一般健康診査	53
妊婦のオーラルケア健康診査	53
遺伝カウンセリング（遺伝相談）	54
母親（両親）教室	54
妊産婦・新生児訪問指導	54
先天性代謝異常等検査	54
新生児聴覚検査	54
産婦健康診査	54
乳児健康診査	54
3～4か月児育児教室	54
フッ化物歯面塗布助成事業	54
1歳6か月児健康診査	55
2歳6か月児歯科健康診査	55
3歳児健康診査	55
5歳児のびのび発達相談	55
予防接種	55
結核児童療育医療の給付	57
4 ひとり親家庭への支援	
児童扶養手当	57
母子・父子家庭医療費助成	57
母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付	58
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	59
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給	59
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の支給	59

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	59
母子・父子家庭、寡婦への家庭生活支援員派遣	60
養育費に関する公正証書等作成促進補助	60
養育費保証契約保証料補助	60
5 その他	
子育て支援ショートステイ事業	60
養育支援訪問事業	60
子育て世帯訪問支援事業（育児ヘルパー派遣）	60
産後ケア事業	60
病児・病後児保育事業	61
こども誰でも通園制度 （乳児等通園支援事業）	61
仙台すくすくサポート事業	61
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	61
のびすく（子育てふれあいプラザ等）に おける乳幼児一時預かり	62
幼児交通安全教室	62
紙おむつ使用者の家庭ごみ処理手数料の減免	62
第3子以降小学校入学祝金	62
ひとり親・子育て世帯・多子世帯の市営住宅への優先入居	62

第4章 低所得者

I 主な施策・事業

1 生活保護	
生活保護とは	63
2 就学援助	
就学援助制度	64
3 貸付	
生活福祉資金貸付制度	64
入学準備金貸付制度	67
4 その他	
仙台市生活自立・仕事相談センター 「わんすてっぷ」	67
仙台市家計相談プラザ	67
住居確保給付金支給事業	67
路上生活者等自立支援ホーム	67
行旅病人の救護	68
行旅死亡人の援護	68
無縁故者の埋葬	68

第5章 健康・医療・保険年金

I 主な相談機関

アルコール健康相談	69
電話相談 はあとライン	69
電話相談 ナイトライン	69
こころの健康相談	69

こころの絆センター （仙台市自殺対策推進センター）	69
仙台いのちの電話	69
仙台市ひきこもり地域支援センター「ほわっと・わたげ」	70
仙台市医療相談窓口	70
宮城県がん総合支援センター	70
宮城県医療相談窓口	70
おとな救急電話相談	70
宮城県脳卒中・心臓病等総合支援センター	70

II 主な施策・事業

1 国民健康保険	
医療保険制度とは	71
国民健康保険制度	71
保険給付	71
基礎健康診査及びがん検診等にかかる助成制度	73
特定健診・特定保健指導	73

2 後期高齢者医療	
後期高齢者医療の給付	73

3 国民年金	
公的年金制度について	75
国民年金に加入する方	75
国民年金の受給	76

4 健康づくり	
仙台市健康増進センター	76
健康教育	76
健康相談	77
訪問栄養相談	77
基礎健康診査	77
訪問健康診査	77
がん検診	77
骨粗しょう症検診	77
おとなのオーラルケア健康診査 （歯周病検診）	77

みやぎ訪問歯科相談室	77
エイズ検査・梅毒検査・相談	78
エイズ・梅毒即日検査・相談	78
エイズ・性感染症医療機関検査	78
肝炎ウイルス検査	78
風しん抗体検査	78

5 その他	
高額医療・高額介護合算制度	79
国民健康保険・後期高齢者医療の減免、 国民年金保険料等の免除	79

第6章 地域福祉

I 主な相談機関

仙台市社会福祉協議会	80
仙台市・区ボランティアセンター	80
仙台市権利擁護センター「まもりーぶ仙台」	80
仙台市成年後見総合センター	81
民生委員児童委員	81

II 主な施策・事業

1 地域福祉活動

地域福祉活動推進事業	81
小地域福祉ネットワーク活動	81
地域ごみ出し支援活動促進事業	82
除雪・凍結防止作業への支援	82

2 権利擁護

成年後見制度に関する相談	82
福祉サービス利用に関する運営適正化委員会	83
宮城福祉オンブズネット「エール」	83
みんなの人権110番	83

3 ひとにやさしいまちづくり

ひとにやさしいまちづくり	84
ひとにやさしいまちづくり 施設整備資金融資あっせん	84

4 要配慮者（避難行動要支援者）の 避難支援

避難行動要支援者名簿と個別避難計画	84
福祉避難所	85
周産期福祉避難所	85

第7章 その他

1 災害被災者の援護

災害見舞金	86
災害弔慰金	86
災害障害見舞金	86
災害援護資金の貸付	86
被災者生活再建支援金	86
共同募金会・日本赤十字社による小規模災害支援	86

2 男女共同参画

仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台 女性相談	87
性別による差別などに関する相談	87
仙台市「女性への暴力相談電話」	87
仙台市「男性のための電話相談」	87
仙台市にじいろ相談	87
みやぎ男女共同参画相談室	88
宮城県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	88

みやぎ夜間・休日DVほっとライン	88
------------------	----

女性の人権ホットライン	88
-------------	----

ハーティ仙台	88
--------	----

女性医療相談	89
--------	----

性暴力被害相談支援センター宮城 (けやきホットライン)	89
--------------------------------	----

性犯罪被害相談電話	89
-----------	----

よりそいホットライン 被災地（宮城・岩手・福島）	89
-----------------------------	----

3 戦争犠牲者等

戦没者遺族相談員	89
戦傷病者相談員	89
帰国者支援通訳	90
戦争犠牲者・引揚者の援護	90
中国残留邦人等に対する支援給付	90

4 各種の減免・割引

住民税・所得税の所得控除	90
住民税・所得税の軽減措置等	92
その他の税の軽減措置等	93
交通機関等の料金の割引	95
低廉な郵便サービス	96
その他通信費の割引・減免	97
施設観覧料・入館料及び利用料金の減免	97
駐車禁止規制の適用除外	99
自転車駐輪規制の一時除外	99
駐輪場定期券利用料の減免	99
高等学校等修学資金借入支援制度（利子補給）	100
下水道事業受益者負担金及び分担金の減免	100
一般廃棄物処理手数料の減免（ごみ、し尿）	100
水道料金・下水道使用料・ 公設浄化槽使用料の減免	100

水道加入金の免除	100
----------	-----

市営住宅における収入基準の緩和	101
-----------------	-----

市営住宅入居の優遇	101
-----------	-----

市営住宅の単身入居	102
-----------	-----

5 雇用

ハローワーク仙台（仙台公共職業安定所）	103
仙台わかものハローワーク	103
仙台新卒応援ハローワーク（仙台学生職業センター）	103
マザーズハローワーク青葉	103
ハローワークプラザ泉	103
宮城県福祉人材センター	104

仙台市若者自立・就労支援事業 「ユースPASSO」	104
------------------------------	-----

6 その他

仙台市消費生活センター	104
-------------	-----

仙台市市民活動サポートセンター	104
犯罪被害者等支援総合相談窓口	105
仙台市交通事故相談所	105
東北中国帰国者支援・交流センター	105
住宅セーフティネット制度(情報提供)	105
住まいの活用(売却・賃貸等)に関する相談	106
仙台多文化共生センター（SenCUL）	106

資料編 相談窓口連絡先一覧

1	仙台市総合コールセンター	107
2	市役所・区役所・総合支所・公所等	107
3	図書館	108
4	老人福祉センター	108
5	地域包括支援センター	109
6	障害者相談支援事業所	112
7	保育所等地域子育て支援センター・支援室	113
8	児童館・児童センター 地域子育て支援室	115
9	のびすく（子育てふれあいプラザ等）	115
10	仙台市社会福祉協議会 （ボランティアセンター）	116
11	ハローワーク	117
12	その他の相談窓口	117

第1章 高齢者

I 主な相談機関

区役所・総合支所（高齢者総合相談）

電話→ **P107**

認知症を含めた介護に関すること、ひとり暮らし高齢者の日常生活の支援に関することなど、高齢者や家族の方からのさまざまな相談に応じます。

- 業務内容**
- ①在宅福祉サービスに関する相談
 - ②保健サービスに関する相談
 - ③養護老人ホームへの入所に関する相談
 - ④医療機関、サービス提供事業者等の関係機関・団体との連絡調整等
 - ⑤高齢者虐待に関する相談
 - ⑥認知症に関する相談

利用方法 来所、電話等

受付時間 月～金曜日 8:30～17:00

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課

※秋保総合支所保健福祉課においても、高齢者に関する相談に応じます。

地域包括支援センター

電話→ **P109～112**

高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から支援を行う、地域の高齢者支援の窓口です。市内53か所に開設しています。

- 業務内容**
- ①介護予防の相談、介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの利用調整
 - ②保健・医療・福祉全般に関する相談
 - ③権利擁護の活動

利用方法 電話、来所、訪問等（緊急時の電話相談は24時間受付します）

せんだい高齢者・家族あんしんダイヤル

電話**0120-475-335**

夜間や休日に介護・健康・生活等のちょっとした悩みを看護師やケアマネジャー等の資格を持つ相談員へ相談できます。

開設時間 月曜日から金曜日（祝日等を除く） 0時～8時30分、17時～24時
土曜日・日曜日・祝日等および年末年始の閉庁日 0時～24時

対象者 （1）仙台市に居住または居住予定の方のうち、下記のいずれかに該当する方

- ①おおむね65歳以上の高齢者
- ②介護保険第2号被保険者のうち要支援・要介護認定を受けた方

（2）（1）に該当する者の介護・支援を行う家族等

※（2）の方は仙台市に居住していなくても相談できます

仙台市シルバーセンター総合相談センター

電話**215-4135**

高齢者やその家族が抱える問題について、福祉、法律、年金、税など専門的なことから、ボランティアや生きがいなど身近なことまで相談に応じます。

- 業務内容**
- ①法律、年金、税に関する専門相談（予約制・面接）
 - ②生活全般にわたる福祉、健康・生きがいづくり等についての相談
 - ③福祉に関する制度・施策、民間団体、ボランティア、施設などの情報の提供

利用方法 面接、電話

受付時間 10:30~12:00、13:00~16:30（月に1~2回の休館日を除く）

所在地 〒980-0013 青葉区花京院一丁目3-2（仙台市シルバーセンター2階）

高齢者権利擁護に関する相談窓口

電話 722-7225

高齢者虐待の防止など、高齢者の権利擁護に関する相談に応じます。

業務内容 介護保険施設の利用者等からの、高齢者権利擁護（虐待防止）などに関する相談対応

利用方法 電話、FAX、メール

受付時間 月~金曜（祝祭日を除く） 10:00~15:00

所在地 〒980-0811 青葉区一番町一丁目17-24高裁前ビル5階

（特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネット「エール」）

若年性認知症の相談窓口

電話 346-7068

若年性の認知症に不安を抱える方の相談窓口として開設されています。

業務内容 本人や家族、若年性認知症支援に関わる関係者等を対象とした若年性認知症に関する相談対応

利用方法 電話、FAX、メール

受付時間 月~金曜日 9:00~16:00（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒981-3111 泉区松森字下町8-1（いずみの杜診療所地域連携室 RBA相談室）

FAX: 772-9802 メール: i-rba@izuminomori.jp

認知症疾患医療センター

認知症の診断と治療を専門に行い、ご本人の想いを大切にしながら、地域の保健医療・福祉関係機関との連絡調整を行います。

いずみの杜診療所

電話 341-5850

利用方法 医院への受診のほか、往診のご相談も可能です。

受付時間 月~金曜日 9:00~16:30（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒981-3111 泉区松森字下町8-1 FAX 772-9802

仙山西多賀病院

電話 245-2122

利用方法 受診するには、かかりつけ医からの紹介状が必要で、完全予約制です。

受付時間 月~金曜日 9:00~16:30（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒982-8555 太白区鉤取本町二丁目11-11 FAX 245-1811

東北医科薬科大学病院

電話 080-8611-3243

利用方法 受診するには、かかりつけ医からの紹介状が必要で、完全予約制です。

受付時間 月~金曜日 9:00~17:00（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒983-8512 宮城野区福室一丁目12-1 FAX 0120-25-9121

東北福祉大学せんだんホスピタル

電話 303-0133

利用方法 事前に電話連絡の上、受診してください。

受付時間 月~金曜日 9:00~16:00（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒989-3201 青葉区国見ヶ丘六丁目65-8 FAX 303-0183

II 主な施策・事業

1 元気な活動の支援

市立文化施設の減免

仙台市内にお住まいの満65歳以上であることを証明する書類（マイナンバーカードや介護保険被保険者証など）を提示すると、対象施設が無料または半額でご利用いただけます。※令和元年度以前に交付した「豊齢カード」及び平成14年度以前に交付した「豊齢手帳」は引き続きお使いいただけます。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

老人クラブの育成援助

毎日の生活を健全で豊かなものにしていくため、老人クラブに運営費の助成をします。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

敬老乗車証

市内にお住まいの満70歳以上のご希望の方に、敬老乗車証をお渡ししています。

《制度の内容》

対象	満70歳以上の方
必要なもの	①交付申込はがき（紛失等によりはがきが無い場合は本人確認のための書類） ②チャージ額に応じた負担金 ※代理の方が交付の申請をする場合は委任状、代理の方の本人確認のための書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
交付の時期	新たに満70歳になる方は、誕生日の前開庁日から 既に70歳以上である方は、随時、交付を受けることが可能です
利用範囲	市バス、地下鉄、宮城交通バス（ICカード） ※令和8年10月より愛子観光バス、タケヤ交通（紙回数券）でもご利用いただけます
年間の上限額	1年間（10/1～翌年9/30まで）で、合計12万円までであれば、何回でもチャージが可能
費用負担	1,000円分のチャージにつき250円（または介護保険料所得段階に応じて100円）
種類	「一般用」のほか、自動的に福祉割引が適用された支払が可能な「福祉割引用」 ※福祉割引用は以下の方が対象（交付時・更新時には以下の手帳をお持ちください） →身体障害者手帳、療育手帳、被爆者健康手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 （各障害者交通費助成との併給はできません） ※「一般用」は有効期限なし（更新不要） ※「福祉割引用」は有効期限10/1～翌年9/30（1年毎の更新必要）
チャージ場所	地下鉄駅構内（仙台駅北3出入口付近、仙台駅南1出入口付近、泉中央駅、旭ヶ丘駅、長町駅、荒井駅） に設置している敬老乗車証専用無人チャージ機及び区役所・総合支所窓口 ※新規交付・返還・再発行などは、お住まいの区役所・総合支所での手続きが必要です

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

敬老祝金

令和8年度中に、88歳、100歳に達する方のうち、令和7年9月16日から令和8年9月15日まで、引き続き本市に住民登録し、かつ本市に居住している方に敬老祝金をお贈りします。

金 額 88歳：10,000円 100歳：50,000円

問合せ先 高齢企画課、

各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

学習機会の拡大

（1）市民センター

高齢者の積極的な社会参加と生きがいづくりの一助として「老壮大学」をはじめとした各種講座等を開設しています。学習、活動の内容については、各市民センターの特色がありますので、詳細は最寄りの市民センターへお問い合わせください。

(2) 老人福祉センター

高齢者の健康の増進、教養の向上を目的に各種教室を開設しています。詳細は老人福祉センター→P108へお問い合わせください。

(3) せんだい豊齢学園

2年間の「社会活動コース（対象：市内にお住まいの50歳以上75歳未満の方）」と、1年間の「75歳からのアクティブライフコース（対象：市内にお住まいの75歳以上の方）」があり、相互交流の場を提供するとともに、生きがいと健康づくりを支援し、積極的な社会活動を促すことで、『豊齢化社会づくり』を担う人材の養成を目的に開講しています。

各コースとも、講義やグループ討議、実習・実技、館外学習、また自主的活動など、多彩な学習内容を盛り込んでいます。

問合せ先 せんだい豊齢学園事務局（仙台市シルバーセンター内）電話 215-3129 FAX 215-4140

(4) 高齢者交通安全教室

高齢者の交通安全意識を高めるため、老人クラブや町内会等各種団体を対象とした「出前式」の交通安全教室を行っています。講習時間・内容等は、事前打ち合わせの上、ご希望に応じます。

問合せ先 （公財）仙台ひと・まち交流財団 交通安全指導課 電話 268-5409 FAX 225-2791

(5) 防犯講座

近年増加している高齢者等を狙った特殊詐欺（オレオレ詐欺など）や侵入窃盗（空き巣など）に対する防犯意識を高めるため、老人クラブや町内会等の各種団体を対象とした「出前式」の防犯講座を無料で実施しています。講座の時間・内容等は、事前打ち合わせの上ご要望に応じます。

問合せ先 仙台市防犯協会連合会 電話 214-4261 FAX 214-1091

(6) くらしのセミナー

高齢者の消費者被害を防ぐため、老人クラブや町内会等の各種団体・グループを対象とした「出前式」の講座（くらしのセミナー）を行っています。講習時間・内容等は、開催希望日の2か月前までにお問い合わせください。

問合せ先 仙台市消費生活センター 電話 268-7040 FAX 268-8309

仙台市シルバー人材センター

臨時的・短期的・軽易な仕事を個人や民間企業、団体等から請け負い、会員の希望と経験や能力に応じて働く機会を提供します。仕事の内容は、家事手伝い、障子・ふすま張り、屋内外作業、事務一般などいろいろです。対象者は原則として60歳以上の方です。ただし、会員登録（年会費 2,000円）が必要です。

問合せ先 ①仙台市シルバー人材センター

〒980-0013 青葉区花京院一丁目3-2（仙台市シルバーセンター6階）

電話 214-6262 FAX 214-6264

②北部支部 ※令和8年4月中 移転予定

〒981-3133 泉区泉中央二丁目24-1（仙台市健康増進センター1階）

電話 375-1370 FAX 375-1399

訪問型生活支援活動促進事業

ボランティア等による買い物代行、外出付き添い、草取り等の訪問支援を行う地域団体に対し、広報や研修開催、補助金交付等の支援を行うことで、地域での支え合い体制の充実や高齢者の社会参加の促進を図ります。

問合せ先 高齢企画課 電話 214-8168 FAX 214-8191

2 高齢者の健康づくり

高齢者の定期予防接種

予防接種法に基づき、登録医療機関で接種します。

表1	インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症	肺炎球菌感染症（注）
対 象 者 （市内に 住民票が ある方）	1 接種日時点で65歳以上の方 2 接種日時点で60～64歳の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（身体障害者手帳1級相当程度）		1 接種日時点で65歳の方
実 施 期 間	令和8年10月～令和9年1月（予定）		通年
自己負担金	1,500円（予定） ※75歳以上の方は、新しいワクチンも選択可能となる予定（自己負担金未定）	8,000円（予定）	8,000円 ※R8.4～R9.3に接種する場合
接 種 回 数	1回		
自 己 負 担 金 免 除 対 象 者	次の方は、接種時に確認書類を登録医療機関に提示することで無料となります。		
	対象者区分	確認書類	
	①生活保護世帯に属する方	生活保護費支給票	
	②市民税非課税世帯に属する方	仙台市が発行する最新の介護保険料決定通知書（市民税非課税世帯であることが分かるもの）または、確認通知書（事前に仙台市への申請が必要）	
	③中国残留邦人等支援給付制度受給者の方	同制度の本人確認証	

（注） 過去に肺炎球菌の定期接種（23価肺炎球菌ワクチンまたは20価肺炎球菌ワクチン）を受けたことがある方は、定期接種の対象外です。

带状疱疹ワクチン予防接種（定期接種）

令和7年4月から带状疱疹ワクチンが定期接種となりました。

65歳を超える方については令和7年度から令和11年度まで経過措置が設けられており、5歳ごとの年齢（70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳）の方も、令和11年度までに一度定期接種として接種できます。

表2	令和8年度の概要
対象者 （市内に 住民票が ある方）	1 令和8年度中（令和9年3月31日まで）に次の年齢になる方 ※1 ・65歳（昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生まれ） ・70歳（昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれ） ・75歳（昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれ） ・80歳（昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれ） ・85歳（昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ） ・90歳（昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれ） ・95歳（昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生まれ） ・100歳（大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれ） 2 接種日時点で60～64歳の方で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（身体障害者手帳1級相当程度）

表2	令和8年度の概要		
実施期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日		
接種ワクチン等	接種するワクチンの種類によって、金額及び接種回数が異なります。		
	ワクチン種類	生ワクチン	不活化（組換え）ワクチン
	自己負担金	5,000円	22,000円（1回あたり11,000円）
	接種回数	1回	2回
自己負担金免除対象者	対象者区分および確認書類は、表1のインフルエンザ等と同様です。		

※1 令和8年度の対象者は、令和8年度中に限り定期接種として接種可能です。

申込み それぞれの予防接種登録医療機関に直接 [仙台市 予防接種 医療機関 検索](#)
 問合せ先 杜の都おしえてコール [P107](#)



仙台市健康増進センター

生活習慣病の予防、高齢者の方の介護予防、障害のある方の健康づくりの3つの事業を中心として、各種教室の開催や健康度測定、支援プランの作成など専門的な健康づくりの支援を行っています。

開館時間 10:00～18:00（入館時間 10:00～17:00）

休館日 月曜日（休日にあたる場合は直後の休日でない日）、年末年始

所在地 〒981-3133 泉区泉中央二丁目24-1 電話 374-6661 FAX 374-6664

3 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

総合事業は、地域で暮らす高齢の方が、いつまでも元気で楽しく、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域の支え合いの仕組みづくりやさまざまなサービスで生活を支えるとともに、高齢者自らが社会に参加できるようにすることで、介護・フレイル予防と生活支援を充実させる制度です。

総合事業は「サービス・活動事業」と「一般介護予防事業」で構成されます。

サービス・活動事業

サービスを利用できる方

65歳以上で豊齢力チェックリストにより事業対象者と判定された方。または要支援1・2の認定を受けた方。

サービスの利用について

地域包括支援センター等がケアプランの作成等の支援を行います。

《サービス・活動事業で利用できるサービス》

訪問型サービス	訪問介護型サービス（従来相当のホームヘルプサービス） 費用 所得に応じて1割から3割の利用者負担
	生活支援訪問型サービス（緩和した基準によるホームヘルプサービス） 費用 所得に応じて1割から3割の利用者負担
	住民主体による訪問型生活支援 費用 提供団体により異なる ※要支援1・2又は事業対象者として当該支援を利用していた方が要介護認定を受けた場合は、必要に応じて当該支援の継続利用が可能
	通所型サービス
通所型サービス	通所介護型サービス（従来相当のデイサービス） 費用 所得に応じて1割から3割の利用者負担（食費、おむつ代、娯楽費などは実費負担）
	生活支援通所型サービス（緩和した基準によるデイサービス） 費用 所得に応じて1割から3割の利用者負担（食費、おむつ代、娯楽費などは実費負担）

訪問・通所
連動型
サービス訪問・通所連動型短期集中予防サービス
費用 無料

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課 →P107
各地域包括支援センター →P109～112

一般介護予防事業

65歳以上のすべての方を対象に、いつまでも自分らしく生活するため、介護予防（健康づくり）の取り組みを支援します。

○フレイルチェック・豊齢力チェックリストの郵送

生活状態の確認のため、70歳・75歳の方にはフレイルチェックなど介護・フレイル予防に関するチラシ、80歳の方には豊齢力チェックリストを郵送し、日頃の生活や健康状態を振り返ると共に介護・フレイル予防の取り組みをご案内します。

問合せ先 地域包括ケア推進課 電話 214-8484 FAX 214-8980

○フレイル予防応援教室

スポーツクラブ等で行う運動教室に参加し、外出や運動などの習慣を身に着けます。

問合せ先 実施事業所 ※<https://www.city.sendai.jp/kaigo-suishin/fureiruyobou.html>

各地域包括支援センター →P109～112

地域包括ケア推進課 電話 214-8484 FAX 214-8980

○介護予防教室

食生活・口腔ケア等の講話や運動で体を動かし、参加者同士で交流しながら健康づくりに取り組む教室等を実施します。

問合せ先 各地域包括支援センター →P109～112

○介護予防月間

毎年11月を介護予防月間と定め、いつまでも元気に暮らせるよう、介護・フレイル予防や健康づくりのための講座、イベントを市内各地で開催します。

問合せ先 シルバーセンターいきがい推進課 電話 215-3170

○地域で自主的に運動に取り組むグループの育成

地域で自主的に活動する運動グループの立ち上げ支援や、介護予防運動サポーターの養成・スキルアップ研修を行います（体操やレクリエーション、介護予防などについての研修、講座）。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（地域支援係）・秋保総合支所保健福祉課（保健係） →P107

各地域包括支援センター →P109～112

○健康づくり応援

市内で活動している地域のサロン等でちょっとした運動を取り入れ、健康づくりをしたい方々を応援するために、リハビリテーション専門職を派遣します。

問合せ先 地域包括ケア推進課 電話 214-8484 FAX 214-8980

4 介護保険

介護保険制度について

介護保険制度は、高齢者を社会全体で支え、介護が必要になった場合でも、安心して暮らすことができる長寿社会の実現を目指すために生まれた制度です。

各市町村等が保険者として運営し、40歳以上の方が被保険者として保険料を納め、介護が必要になった場合、申請し認定されると、所得に応じて1割から3割の利用者負担で介護（予防）サービスが利用できます。

介護保険に加入する人

第1号被保険者 65歳以上の方

第2号被保険者 40歳～64歳の公的な医療保険に加入している方

介護（予防）サービスを利用できる方

第1号被保険者の場合

①寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態が6か月間続くと見込まれる方（要介護状態）

②要介護度が軽く、心身の状態の維持・改善の可能性がある方、または要介護状態とは認められないが家事や身じたくなど日常生活に支援が必要な状態が6か月間続くと見込まれる方（要支援状態）

※要介護状態・要支援状態と認定されていない場合でも、豊齢力チェックリストにより、日常生活に必要な機能が低下した状態であると判定された方は、サービス・活動事業のサービスを利用することができます。

→P13参照

第2号被保険者の場合

老化が原因とされる16種類の病気（特定疾病）により、要介護状態や要支援状態となった方

介護（予防）サービスの利用

介護（予防）のサービスを利用するためには要介護・要支援状態にあたるかどうかの認定を受ける必要があります。

この認定の申請はお住まいの区役所、総合支所で行います。本人、家族のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者（ケアマネジメント実施機関）、介護保険施設に頼んで代わりに申請（代行申請）をしてもらうこともできます。

介護の必要度（要介護度）に応じ、要支援（1・2）・要介護（1～5）の7段階のいずれかの認定を受けると介護（予防）サービスを利用することができます。

《要介護・要支援認定を受けた方が利用できる介護（予防）サービス》

	要支援1・2の方が利用できるサービス	要介護1～5の方が利用できるサービス
在宅サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション（デイケア） 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ） 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具購入 介護予防住宅改修費	訪問介護（ホームヘルプサービス） 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護（デイサービス） 通所リハビリテーション（デイケア） 短期入所生活介護（ショートステイ） 短期入所療養介護（ショートステイ） 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与・特定福祉用具購入・住宅改修費
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ※ グループホームは要支援1の方は利用できません	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護（デイサービス） 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム） 看護小規模多機能型居宅介護
施設サービス	（要支援1・2の方は利用できません）	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設・介護医療院

※要支援1・2の方は、訪問介護（ホームヘルプサービス）・通所介護（デイサービス）に相当するサービスとして、サービス・活動事業の訪問型サービス・通所型サービスを利用することができます。→P13参照

※要支援1・2の方の介護予防福祉用具貸与、要介護1～3の方の福祉用具貸与については、一部の用具が原

則として対象外となります。

※介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修費、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修費については、対象となる品目、種類が定められています。

※介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）への新規入所は、原則として、要介護3～5の方が対象となっています。要介護1または要介護2の方の入所については、居宅において日常生活を営むことが困難な状況等のやむを得ない事由がある場合に限られます。

保険給付

介護保険のサービスを利用した場合、所得に応じて1割から3割の利用者負担がかかります。ただし、居宅サービス等（一部のサービスを除く）には要介護度ごとに支給限度額があり、この支給限度額を超えてサービスを受けた分については全額利用者負担となります。

居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成に利用者負担はありません（全額保険給付）。

○要介護度別の区分支給限度基準額

◇居宅サービス

サービス利用限度額のめやす（1か月）		上 限 額	
要支援1	50,400円～52,500円程度	福祉用具 購入費（年額）	100,000円以内
要支援2	105,400円～109,800円程度		
要介護1	167,700円～174,700円程度	住宅改修費	200,000円以内
要介護2	197,100円～205,400円程度		
要介護3	270,500円～281,900円程度		
要介護4	309,400円～322,400円程度		
要介護5	362,200円～377,400円程度		

施設サービス、ショートステイを利用した場合には食費・居住費（滞在費）がかかりますが、利用者の所得状況等に応じた減額制度（特定入所者介護（予防）サービス費）があります。

また、生計が困難である方が、社会福祉法人等が運営する事業所（施設）が提供する介護保険のサービスを利用する場合に、事業者を支払う利用者負担や、食費・居住費（滞在費）が軽減される制度があります。

○高額介護（予防）サービス費

1か月ごとの利用者負担額が、次表に記載された負担上限額を上回った場合に、申請により高額介護（予防）サービス費を支給する制度です。同一世帯に複数の利用者がいるときは、世帯の上限額となります。

該当する方には、区役所介護保険課から「高額介護（予防）サービス費の支給申請について（お知らせ）」ハガキをお送りします。原則として、初回のみ区役所・総合支所窓口で申請手続きが必要になります。

◆所得区分ごとの利用者負担上限額

所 得 区 分		個人の 負担上限額	世帯の 負担上限額
現役並み所得相当（※1）であり、世帯内に右記に該当する第1号被保険者がいる場合	「課税所得（※2）」690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円	140,100円
	「課税所得（※2）」380万円（年収約770万円）～ 「課税所得（※2）」690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円	93,000円
	「課税所得（※2）」380万円（年収約770万円）未満	44,400円	44,400円
上記以外の市町村民税課税世帯の場合		44,400円	44,400円
- 世帯全員が市町村民税非課税の場合 24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合（境界層）		24,600円	24,600円
- 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の「課税年金収入額」と年金以外の「合計所得金額」の合計（※3）が80万9,000円以下（※4）の場合 - 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している場合		15,000円	24,600円

所得区分	個人の負担上限額	世帯の負担上限額
- 生活保護を受けている場合 15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合（境界層）	15,000円	15,000円 （境界層のみ）

（※1）「現役並み所得相当」とは、「課税所得（※2）」が145万円以上の第1号被保険者がいて世帯内の第1号被保険者の収入が単身で383万円以上（2人以上の場合は520万円以上）の場合をさします。

（※2）「課税所得」とは、収入から必要経費（公的年金等控除・給与所得控除等）や所得控除を差し引いた金額です。

（※3）判定に用いる「課税年金収入額」とは、所得税法上の課税対象となる年金（障害年金、遺族年金などの非課税年金は除く）で、公的年金等控除額を差し引く前の金額を言います。また、「合計所得金額」は、給与収入等から必要経費等を差し引いた金額と、土地建物等の譲渡所得（特別控除後）などの分離課税所得の合計で、地方税法上の合計所得金額とは異なります。また、合計所得金額がマイナスの場合は0円となります。

（※4）令和8年8月から82万6,500円に改正。

○高額医療合算介護（予防）サービス費

各医療保険及び介護保険（総合事業を含む）の両制度ともに自己負担額がある世帯（※1）で、1年間（※2）に利用した医療保険と介護保険の自己負担額（※3）の合計額が下表に記載された限度額を超えた場合、超えた額が払い戻される制度です。

区役所・総合支所の窓口で申請手続きが必要です

（※1）各医療保険制度上（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）の世帯をいい、住民基本台帳上の世帯とは異なります。

（※2）毎年8月1日～翌年7月31日（計算期間）

（※3）高額療養費・高額介護（予防）サービス費が支給されている場合は、支給額を控除した額が自己負担額となります。福祉用具購入費や住宅改修費は対象になりません。

〔自己負担限度額〕（合算する場合の世帯の限度額の年額）

70歳以上の方

課税所得（※1）		限度額
690万円以上		212万円
380万円以上～690万円未満		141万円
145万円以上～380万円未満		67万円
145万円未満		56万円
市町村民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ （※2）	19万円

70歳未満の方

基準総所得金額（※3）		限度額
901万円超		212万円
600万円超～901万円以下		141万円
210万円超～600万円以下		67万円
210万円以下		60万円
市町村民税 非課税世帯		34万円

（※1）課税所得とは、医療保険の被保険者の総所得金額等から所得控除（扶養控除や社会保険料控除など）を引いた金額です。

（※2）70歳以上の区分Ⅰの市町村民税非課税世帯で、介護（予防）サービスの利用者が複数いる世帯については、医療保険からの支給は上表のとりの限度額で計算されますが、介護保険からの支給は区分Ⅱの限度額で計算されます。

（※3）基準総所得金額とは、医療保険の被保険者の総所得金額等から43万円（合計所得金額が2,400万円超の場合は別途定まった額。）を引いた金額です。

問合せ先 各区役所介護保険課（介護保険係）、宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、
秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P107](#)

介護保険料の減免

次のいずれかに該当する場合

- (1) 第1号被保険者または生計維持者が震災・風水害・火災などの災害により、住宅・家財などの財産に著しい損害を受けたとき
- (2) 生計維持者の収入が心身の重大な障害や長期入院、事業の休廃止・著しい損失、失業などによって著しく減少したとき
- (3) 生計維持者の収入が干ばつ・冷害・凍霜害などによる農作物の不作（またはそれに類する理由）により著しく減少したとき
- (4) 第1号被保険者で刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に1か月以上拘禁されたとき
- (5) 第1号被保険者が生活に困窮しているものとして以下の条件をすべて満たすとき
 - ①保険料の所得段階が第4段階の方
 - ②世帯員全員が市町村民税非課税の方
 - ③世帯員全員の当年度（4月から翌年3月まで）の収入見込額合計（必要経費を除く）および預貯金・有価証券等合計額が、一定金額以下の方
 - ④別世帯の市町村民税が課税されている方から扶養を受けていないこと
 - ⑤世帯員全員が一定以上の資産を所有していないこと

問合せ先 各区役所介護保険課（介護保険係）、宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P107](#)

介護サービス相談員の派遣

介護サービス相談員を介護事業所等に派遣し、サービス利用者やその家族からの介護保険に関する相談に応じるとともに、利用者と事業者の橋渡し役として利用者の不安、疑問、希望等を事業者へ伝えます。

派遣対象は、特別養護老人ホーム、介護保険の指定を受けた有料老人ホーム・ケアハウス、デイサービス、グループホーム等の中で、事前に承諾のあった施設・事業所です。

問合せ先 健康福祉局介護保険課 電話 214-8246 FAX 214-4443

5 ひとり暮らし高齢者等への支援

緊急通報システム機器貸与

緊急通報用の機器を無料で貸与し、突発的な病気・事故などの緊急時、ボタンひとつで仙台市が委託する警備会社に通報されます。警備員が駆けつけるほか、状況により救急車や消防車が出動します。

対 象 次のいずれかに該当する方

- ①65歳以上で日常生活上注意を要する一人暮らしの方
 - ②同居する方が長時間外出するまたは重度の要介護者と同居しているなど緊急時に対応できる方がおらず、65歳以上の実質一人暮らしの方
- ※ 上記のうち、有料老人ホーム、介護保険施設または病院等に3か月以上の入所あるいは入院する方を原則として除きます。

費 用 ①緊急通報用の機器の貸与及び設置に関する費用
無料

②月額利用料 550円（税込）

※ただし、介護保険料所得段階が第一段階、第二段階の方等は無料

③合鍵作製費用

利用者への緊急対応時に仙台市が委託する警備会社において使用するため、利用者の負担によりお宅の合鍵を作製いただき、当警備会社に預けていただきます。

仙台市が委託する警備会社 ALSOK株式会社（宮城支社営業部緊急通報システム事業担当）電話 716-2701

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P107](#)
各地域包括支援センター [→P109～112](#)

食の自立支援サービス

対象者の状態や生活状況の調査を行った上で、本人のより良い食事環境を整えるために、最大1日1食、週7回まで、高齢者のお宅へ昼食または夕食をお届けするとともに、安否を確認するサービスを実施します。

※ 一部地域では配食できる曜日や事業者が指定される場合があります。

対 象 要介護・要支援者、または豊齢力チェックリストの判断基準に該当した方（事業対象者）のうち低栄養状態の改善が必要な方で、次の（１）（２）のいずれかに該当する方

（１）65歳以上の一人暮らしで、虚弱等のため食事の用意をすることが困難な方

（２）65歳以上の高齢者のみの世帯で、同居者が入院・病気等であり、虚弱等のため食事の用意をすることが困難な方

※ ボランティア団体の給食サービスをご利用の方は除きます。

費 用 1食544円

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107
各地域包括支援センター →P109～112

ボランティア団体による給食サービス

対 象 65歳以上の一人暮らし等の方で、虚弱等のため食事の用意をすることが困難な方

※ 食の自立支援サービスをご利用の方は除きます。

費 用 負担あり（団体により異なります）

申 込 各ボランティア団体へ直接申し込み

問合せ先 高齢企画課 電話 214-8168 FAX 214-8191

寝具洗濯サービス

委託事業者が自宅を訪問して寝具をお預かりし、丸洗いを行います（年3回まで）。規定に基づき一定の費用負担が生じることがあります。

対 象 おおむね65歳以上の在宅の寝たきりの方または一人暮らしの方

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107
各地域包括支援センター →P109～112

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、認知症高齢者や精神障害、知的障害などにより判断能力が不十分で財産管理や必要な福祉サービスの契約等ができない方に対して、家庭裁判所が成年後見人等を選任し保護支援を行う制度です。選任のための申立を行う親族がないなどの理由で制度の利用が困難な方には、市長が代わりに申立を行います。また、一定の基準により、申立費用や後見人等への報酬の支払い能力がないときは、親族による申立の場合を含め、費用等を助成します。

後見人等報酬の助成対象者 生活保護受給者またはそれに準じる方。親族による申立の場合はこれらのほか一定の基準を満たす方

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課 →P107
各地域包括支援センター（高齢者に関すること） →P109～112

6 在宅高齢者と家族への支援

認知症ケアパス

認知症について、ご本人やご家族の視点を重視してまとめた3種類の認知症ケアパスを作成しています。

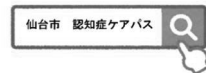
- ① 全市版ケアパス：仙台市内で、いつ、どこで、どのような支援を受けられるかの情報や相談窓口、参加できる交流の場などの情報をのせています。
- ② 個人版ケアパス：認知症の診断を受けたご本人の声やくらしの工夫・役立つ情報をのせています。

- ③ 地域版ケアパス：市内53か所の地域包括支援センターごとに作成。より地域の情報に特化した内容がまとめられ、仙台市内のホームページで公開されています。



配布窓口・問合せ先

- ①②：各区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課
③：各地域包括支援センター



認知症初期集中支援推進事業

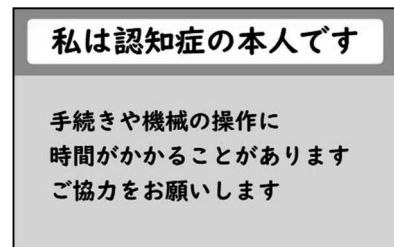
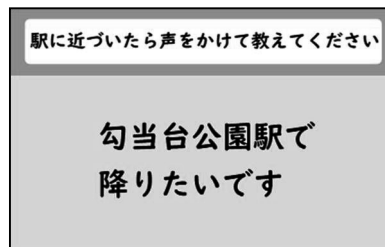
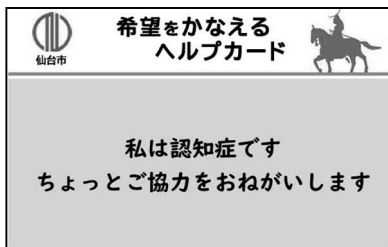
医療や介護の専門職による「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われる方や認知症の方、その家族に対して訪問などによる支援を行います。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（地域支援係）、秋保総合支所保健福祉課（保健係） [→P107](#)
各地域包括支援センター [→P109～112](#)

希望をかなえるヘルプカード

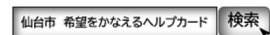
自分が望んでいることなどを安心してスムーズにできるために、自分で使うカードです。カードには周りの人にちょっと手助けしてほしいことや、わかってほしいことを書いておき、必要な時にだけ見せて使います。

【記載例】



対象 認知症と診断された方または認知症の可能性のある方のほか、使用を希望される方

配布窓口・問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課、
秋保総合支所保健福祉課 [→P107](#)
各地域包括支援センター [→P109～112](#)



配布方法 仙台市ホームページからダウンロードして作成できます。
また、申し出により、配布窓口でお渡しいたします。



認知症介護家族交流会

認知症の方を介護する家族等の方が、介護の悩みや問題解決の方策について話し合える場です。

対象 認知症の方を介護している家族等

問合せ先 各区役所障害高齢課（地域支援係） [→P107](#)

認知症電話相談

物忘れや認知症の介護に関することなど、本人や家族からの相談に電話で応じます。

問合せ先 （公社）認知症の人と家族の会・宮城県支部 電話 263-5091（FAX兼用）

認知症の人の見守りネットワーク事業

認知症の方やその可能性のある方が行方不明になったときに、協力者にメールを配信し、発見への協力を依頼します。

対象 市内にお住まいの、行方不明となる可能性のある認知症と診断された方または認知症の可能性のある方

問合せ先 地域包括ケア推進課 電話 214-8499 FAX 214-8980

SOSネットワークシステム

認知症の方などが行方不明になったときに、警察署、タクシー会社、放送局等が連携して発見、保護に努めるシステムです。

問合せ先 お近くの各交番、または各警察署

訪問指導

保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士などがご自宅を訪問し、健康管理等のアドバイスをを行います。

対象 生活習慣病予防、介護予防等のアドバイスが必要な方

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（地域支援係）、各区役所家庭健康課（健康増進係）、各総合支所保健福祉課（保健係）[→P107](#)

痰等吸引器購入費支給

日常生活を安心して過ごすため、痰等吸引器の購入費を支給します。世帯の生計中心者の市県民税額に応じた費用負担があります。

対象 65歳以上の在宅の方等で、自力で痰等の排出が困難な方等

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）[→P107](#)
各地域包括支援センター [→P109～112](#)

介護用品支給

使い捨ておむつ、尿取りパッド、おむつかバー、失禁シートを利用者の自宅に届けます。

対象 要介護4または5の市民税非課税世帯に属する在宅の方（入院中・生活保護受給者の方は対象外）

利用限度額 年75,000円（申請月により、利用限度額が異なります）

費用 利用額の1割

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）[→P107](#)
各地域包括支援センター [→P109～112](#)

生活管理指導短期宿泊

養護老人ホームで短期間（7日以内）宿泊し、日常生活に対する指導・支援を行います。

対象 おおむね65歳以上の高齢者で日常生活に指導・支援が必要な方

費用 養護老人ホーム380円／1日（そのほか、施設の定める食材料費等の負担があります）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）[→P107](#)
各地域包括支援センター [→P109～112](#)

訪問理美容サービス

理美容師が利用者のご自宅を訪問し、髪をカットします。（申込時期により年最大4回まで）

対象 要介護3～5の在宅の方（入院中の方は対象外）

費用 1回につき 2,095円

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）[→P107](#)
各地域包括支援センター [→P109～112](#)

紙おむつ等使用者の家庭ごみ処理手数料の減免

申請により原則年度毎（4/1から翌3/31まで）に年1回、家庭ごみ指定袋（中サイズ）50枚を申請者の自宅に届けます。

対象 ①介護用品支給事業で紙おむつ等を受給している方

②生活保護を受けている介護保険の要介護4または5で、紙おむつ等をご使用の65歳以上の方

手続 申請書に必要事項を記入して提出していただくか、申請書に記載の二次元コードから、電子申請サ

ービスをご利用ください。

- ・対象①に該当の方は、給付決定通知に申請書が同封されます。
- ・対象②に該当の方は、申請についてご案内しますので、家庭ごみ減量課までお問合せください。

申請時期 随時

問合せ先 家庭ごみ減量課 電話 214-8226 FAX 214-8277

ふれあいデイホーム事業

ボランティアなどが、日中一人で過ごすことの多い高齢者の仲間づくりを支援します。

対 象 65歳以上の方

活動場所 市民センターや、民間の家を利用したもの等があります。

活 動 日 月1回以上（団体により異なります）

費 用 負担あり（団体により異なります）

申 込 各ボランティア団体へ直接申し込み

問合せ先 高齢企画課 電話 214-8168 FAX 214-8191

7 その他

高齢者住宅改造費助成

65歳以上の高齢者のみからなる所得税非課税世帯で日常生活を営むのに支障がある高齢者のために、居室、便所、浴室、廊下等の利便を図るため改造する場合にその改造費の一部を助成します。

※ 介護保険制度による住宅改修の利用が優先となります（同時申請可能）。

※ 必ず工事着工前にご相談ください。

助 成 額 住宅の改造に要する費用の4分の3に相当する額（限度額 60万円）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）[→P107](#)

各地域包括支援センター [→P109～112](#)

高齢者及び軽度身体障害者世帯向け市営住宅

高齢者及び身体障害者の方が安心して生活できるよう住宅内の段差をなくし、浴室・便所などに手すりを設置し、外部への非常通報ブザーを設置した市営住宅です。

対 象 60歳以上の方、下肢または体幹機能障害を有していることにより身体障害者手帳1～4級をお持ちの方を含む世帯、前記障害と同程度の障害を有していることにより戦傷病者手帳をお持ちの方を含む世帯

問合せ先 （公財）仙台市建設公社募集課 電話 399-7413 FAX 399-8252

シルバーハウジング（市営住宅）

独立して生活するには不安のある高齢者世帯等が、地域の中で自立して生活できるように、住宅内の段差をなくし、手すりや緊急通報システム等を設置した住宅で、在宅生活を支援する生活援助員によるサービス（有料）を受けられる市営住宅です。

対 象 65歳（障害等のある方は60歳）以上の単身者、またはその同居者が60歳以上の方1人の世帯

問合せ先 （公財）仙台市建設公社募集課（入居等に関すること）電話 399-7413 FAX 399-8252

高齢企画課（生活援助員の派遣に関すること）電話 214-8168 FAX 214-8191

高齢者向け優良賃貸住宅

緊急時対応サービス・安否確認サービスが導入され、バリアフリー化された民間賃貸住宅を「公的賃貸住宅」として仙台市が認定したものです。認定期間中は、所得状況に応じて家賃が減額される場合があります。

対 象 次のいずれかに該当する方

①60歳以上の単身者

②60歳以上で、同居者が配偶者または60歳以上の親族などである方

問合せ先 住宅政策課 電話 214-1269



サービス付き高齢者向け住宅

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、安否確認や生活相談サービスなどを提供することにより、高齢者世帯が安心して居住できる住宅として登録された民間賃貸住宅です。

※ 登録物件検索ホームページ <https://www.satsuki-jutaku.mlit.go.jp/index.php>

問合せ先 住宅政策課（登録申請・整備基準に関すること）電話 214-8306

介護事業支援課（サービスに関すること）電話 214-8318



仙台市ホームページ読み上げ・文字拡大等閲覧支援サービス

仙台市ホームページでは、各ページ最上部（ヘッダー部分）にある「読み上げ」、「色合い変更」、「文字の大きさ」ボタンから音声読み上げ、文字の色合い変更、文字を拡大する閲覧支援サービスがご利用になれます。

問合せ先 広報課 電話 214-1143 FAX 211-1921

介護サービス情報公表システム

介護のサービスを利用したい方が、事業所（施設）を比較・検討して適切に選ぶための情報を提供する仕組みです。

※ホームページアドレス：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/O4/index.php>

問合せ先 宮城県・仙台市指定情報公表センター 電話 290-9883

介護 検索

検索

第2章 障害のある方

I 主な相談機関

1 主な相談窓口

区役所・総合支所（障害者総合相談）

電話・FAX→ **P107**

障害のある方や難病患者の方に係る保健福祉の総合的な相談に応じ、関係機関・団体との緊密な連携調整の下に各種支援を実施します。

利用方法 来所、電話等

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課

障害者総合支援センター「ウェルポートせんだい」 電話 771-6511

障害のある方の自立を支援する機関として、各区保健福祉センター等の関係機関と連携し、身体障害に加え、高次脳機能障害や難病等のある方に専門的な支援を行います。

業務内容 ①身体障害、高次脳機能障害及び難病に関する総合的な相談

②身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定

③補装具、自立支援医療（更生医療）の判定

④身体障害者手帳の認定

⑤地域リハビリテーション支援事業（視覚障害支援など）

⑥進行性神経難病の方など重度障害のある方のコミュニケーション相談・支援

⑦指定難病医療費助成

利用方法 来所相談については予約制です。

身体障害者手帳、指定難病医療費助成等の申請は、各区役所・宮城総合支所障害高齢課

→P107が窓口になります。

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒981-3133 泉区泉中央二丁目24-1 FAX 371-7313

北部発達相談支援センター「北部アーチル」

電話 375-0110

南部発達相談支援センター「南部アーチル」

電話 247-3801

乳幼児から児童・成人までの発達障害（疑いを含む）のある方の相談に応じ、関係機関との連携のもとに、本人と家族の生活を地域で支える相談支援機関です。

業務内容 ①発達障害に関する総合的な相談

②療育支援

③地域生活支援

④発達障害児者の福祉に関する普及・啓発

⑤障害児等の施設入所業務

⑥障害児等の入所・通所にかかる支給決定

⑦療育手帳判定

利用方法 来所相談については予約制です。

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）

所在地 北部発達相談支援センター「北部アーチル」（※青葉区、宮城野区、泉区にお住まいの方）

〒981-3133 泉区泉中央二丁目24-1 FAX 375-0142

南部発達相談支援センター「南部アーチル」(※若林区、太白区にお住まいの方)

〒982-0012 太白区長町南三丁目1-30 FAX 247-3819

精神保健福祉総合センター「はあとぽーと仙台」 電話265-2191

精神保健福祉法に基づき、市民のこころの健康づくりや精神障害者の社会復帰などの幅広い機能を担う施設として、主に次の事業を行っています。

- 業務内容**
- ①精神保健福祉に関する相談及び精神科診療
 - ②精神保健福祉に関する知識の普及啓発及び調査研究
 - ③関係機関職員に対する技術支援及び教育研修
 - ④社会復帰施策、地域精神保健福祉に関する企画・立案
 - ⑤精神科デイケア(就労支援・社会参加コース、リワーク準備コース・アディクション回復支援コース)
 - ⑥自立支援医療(精神通院)及び精神障害者保健福祉手帳に関する判定・関連業務
 - ⑦仙台市精神医療審査会に関する業務
 - ⑧アウトリーチ協働支援事業(各区の精神保健福祉活動への支援)
 - ⑨こころの絆センター(仙台市自殺対策推進センター)の運営

利用方法 こころの悩みに関する来所相談については予約制です。
精神科デイケアの見学については、予約が必要ですのでお問い合わせください。

受付時間 月～金曜日 8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)

所在地 〒980-0845 青葉区荒巻字三居沢1-6 FAX 265-2190

障害者相談支援事業所

電話→ **P112～113**

本市より、障害者相談支援事業の委託を受けた市内16か所の相談支援事業所において、障害のある方やご家族、地域の方々の相談に応じ、訪問等による各種相談や支援活動により、解決方法を一緒に考え、地域での生活を支援します。

仙台市自閉症児者相談センター「ここねっと」 電話294-0452

仙台市第二自閉症児者相談センター「なないろ」 電話343-7485

自閉スペクトラム症などの発達障害児者を対象に、訪問等による各種相談や支援活動、交流の場の提供など、地域生活に密着した支援を行います。

利用方法 相談は予約制です(アーチルでの相談を通してお受けしています)。
相談を希望される方は、事前にお電話でご連絡ください。

受付時間 仙台市自閉症児者相談センター「ここねっと」
火～日曜日 10:00～18:30(祝日・年末年始を除く)
月曜日、祝日の翌日はセンターの休館日)

仙台市第二自閉症児者相談センター「なないろ」
月～金曜日 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

所在地 仙台市自閉症児者相談センター「ここねっと」
〒984-0824 若林区遠見塚東8-1(若林障害者福祉センター内) FAX 285-2430
仙台市第二自閉症児者相談センター「なないろ」
〒981-3133 泉区泉中央二丁目24-1(北部発達相談支援センター内) FAX 343-7486

仙台市視覚障害者支援センター(アイサポート仙台) 電話341-1728

視覚障害のある方に対して様々な相談や支援を行います。

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00

所在地 〒981-3133 泉区泉中央二丁目24-1(仙台市障害者総合支援センター内) FAX 341-1729

仙台市障害者就労支援センター「はたらポート仙台」電話772-5517

障害のある方の就労について、ご本人、ご家族、事業主等からの相談に応じ、就労準備から就労継続まで総合的に支援を行います。

一人ひとりの希望や状況に合わせて、就職のための職場見学や実習の場の提供、ハローワーク等への同行のほか、職場定着のための各種支援を行っています。また、事業主の方々への障害者の雇用管理等についての助言・援助も行っています。

利用方法 来所、電話、FAX、Eメール

※来所相談は事前予約制です。

※FAX、Eメールは24時間お受けしていますが、受付時間外に受信した相談のお返事は直近の開所日になります。

相談時間 月～金曜日 8:30～17:00（祝日、年末年始を除く）

所在地 〒981-3133 泉区泉中央二丁目1-1（泉区役所東庁舎5階）

FAX 772-5519 メール hataraport@sendai-wsc.jp

※泉区役所の建て替えにより、令和9年1月（予定）からユーマディア ダイバーシティスクエア（仙台市福祉プラザ 青葉区五橋2-12-2）2階へ移転します。

宮城障害者職業センター

電話257-5601

障害のある方の就職、職場定着及び職場復帰に関する支援、障害のある方を雇用している企業への雇用管理に係る相談、障害のある方の就労支援に取り組む関係機関の職員の皆様に対する支援の進め方の相談や研修の実施等を行っています。

利用方法 来所相談は予約制です。相談・支援は無料です。

所在地 〒983-0836 宮城野区幸町四丁目6-1

FAX 257-5675 メール miyagi-ctr@jeed.go.jp

みやぎ障害者ITサポートセンター

電話781-7488（FAX兼用）

宮城県が委託している、障害のある方へのパソコン等情報機器の活用能力向上を図るための総合的な窓口です。パソコン利用に関する相談に対応するほか、各種研修会を開催しています。

利用方法 来所、電話、FAX、メール

相談時間 月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

所在地 〒983-0034 宮城野区扇町二丁目2-27（テクノロジークラウド102号室）

メール saposen21@gmail.com

仙台市難病サポートセンター

電話796-9131

専門の相談員や難病患者・家族団体の相談員が個別相談（電話・面談）支援、訪問支援を行います。また、医療相談会の開催や、関係機関と連携し、就労相談や患者・家族会等支援、各種情報提供を行います。

相談時間 月～金曜日 10:00～17:00（祝日、年末年始を除く）※ 面談相談は予約制です。

毎月第2日曜日・第3土曜日（電話相談のみ）11:00～16:00

所在地 〒980-0801 青葉区木町通一丁目4-15（仙台市交通局本局庁舎7階）

FAX 211-1781 メール mpc.nanbyo@air.ocn.ne.jp

宮城県難病相談支援センター

電話212-3351

専門の相談員や難病患者・家族団体の相談員が難病に関するさまざまな相談に応じるほか、医療講演会等の開催、患者・家族等交流支援、難病患者・家族団体への支援、各種情報提供を行います。

相談時間 月～金曜日 10:00～17:00（祝日を除く）

毎月第2日曜日・第3土曜日（電話相談のみ）11:00～16:00

※ 面接相談は予約制です。

所在地 〒980-0801 青葉区木町通一丁目4-15（仙台市交通局本局庁舎7階）

FAX 211-1781 メール mpc.sendai@cyber.ocn.ne.jp

宮城県難病診療連携拠点病院（相談窓口）**電話 717-7992**

東北大学病院に配置した難病診療連携拠点病院のコーディネーターが、難病患者や医療機関等からの難病の診断等に関する相談等に応じます。

相談時間 月～金曜日 8:30～17:15（受付は17:00まで）（祝日を除く）

※ 面接相談は予約制です。

所在地 〒980-8574 青葉区星陵町1-1（東北大学病院内）

FAX 717-8886 メール nanbyourenkei@grp.tohoku.ac.jp

宮城県医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」電話 346-7835

医療的ケア児やそのご家族、関係機関からの医療的ケアに係る相談等に応じるほか、県民セミナーや支援者向けの研修等を行います。

相談時間 月～金曜日 8:30～17:30（祝日・年末年始を除く）

（電話相談受付時間 9:00～16:30）

所在地 〒981-3213 泉区南中山三丁目19-12

FAX 346-7836 メール info@miyagichilfa.org

宮城県視覚障害者情報センター**電話 234-4047**

点字・録音図書の貸出のほか、日常生活や視覚障害者用機器等に関する各種相談を受け付けています。

利用時間 平日及び第1・第3日曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

※ 利用時間外は、留守番電話・メールで24時間受付

所在地 〒980-0011 青葉区上杉六丁目5-1

FAX 219-1642 メール miyagi-sikaku@nifty.com

宮城県聴覚障害者情報センター「みみサポみやぎ」**電話 393-5503（相談専用・FAX兼用）**

聴覚障害者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、情報発信、出前講座、相談支援のほか、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の養成・研修などのさまざまな事業を行っています。

受付時間 9:00～17:00（日曜・祝日、年末年始を除く）

所在地 〒980-0011 青葉区上杉三丁目3-1（みやぎハートフルセンター1階）

電話 393-5501 FAX 393-5502（24時間受付） メール info@mimisuppo-miyagi.org

みやぎこどものきこえ相談センター**電話 050-4560-4728**

きこえにくいお子さんと御家族が適切な支援を受けられるよう、専門相談員が関係機関とのネットワーク作りをサポートします。

きこえに関する全般的な相談がしたい、きこえに関する子供の将来に不安がある父母の方の相談に対応ができます。

利用方法 来所または訪問の場合は予約が必要です。

所在地 〒982-0001 仙台市太白区八本松二丁目7-29 宮城県立聴覚支援学校2階

FAX 050-4560-4729 メール info@kotorin-m.com

2 主な相談事業**障害者相談員**

仙台市長より委嘱された見識の高い民間の協力者です。身体障害・知的障害・精神障害また難病や高次脳機能障害のある方の相談と助言を行っています。

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

聴覚障害者福祉相談員

聴覚障害のある方の福祉の増進を図るため、相談員が相談と助言を行っています。

問合せ先 障害企画課 電話 214-8151 FAX 223-3573

障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル

電話 214-8551
FAX 214-8552

障害のある方が、①「家族・親族や同居している人」、②「障害者施設や障害福祉サービス事業所の職員」、③「精神科病院の職員」、④「事業主」から虐待を受けている場合の相談・通報等を受け付けます。事業者から障害を理由とする差別的取扱いを受けたり、合理的配慮を得られずに困っているときも相談を受け付けます。

受付時間 24時間 365日

問合せ先 下記メールアドレスでも相談を受け付けます。

fuk005330@city.sendai.jp（障害企画課メールアドレス）※上記①②④の相談・通報

fuk005370@city.sendai.jp（精神保健福祉総合センターメールアドレス）※上記③の相談・通報

各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

障害者総合支援センター、北部・南部発達相談支援センター、精神保健福祉総合センター →P108

障害者差別解消相談員

障害を理由とした差別（不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供）に関する相談について、専門の相談員が対応します。

不当な差別的取扱い：障害があるというだけで、正当な理由もなく、サービスの提供をしないことや障害のない人と異なる不利な取扱いをすること

合理的配慮の不提供：障害のある人から、社会の中にある困りごとを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたにもかかわらず対応しないこと（負担が過重である場合は除く）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課 →P107

こころの健康相談

電話 265-2191

市民のこころの健康や精神障害者の日常生活等に関する各種相談に応じます。

問合せ先 精神保健福祉総合センター「はあとぼーと仙台」→P108

電話相談「はあとライン」「ナイトライン」→P69

各区役所・宮城総合支所障害高齢課（地域支援係）、秋保総合支所保健福祉課（保健係）→P107

II 主な施策・事業

1 手帳の交付

心身に障害のある方は、下記の手帳の交付を受けて様々な福祉サービスを利用できます。

身体障害者手帳

視覚、聴覚または平衡機能、音声・言語機能またはしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある場合、その程度により1級から6級までの身体障害者手帳が交付されます。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）→P107

療育手帳

知的障害のある方に対し、その障害程度によりA（重度）またはB（中、軽度）の療育手帳が交付されます。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）→P107

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活への制約がある場合、その程度により1級から3級までの精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P107](#)

2 手当など

特別障害者手当

20歳以上で、極めて重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

受給資格 おおむね身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A程度の障害が重複する方、あるいは極めて重度な精神障害、内部疾患、難病の方など

支給制限 ①施設等に入所しているとき
②病院・診療所・介護老人保健施設等に継続して3か月を超えて入院しているとき
③本人またはその扶養義務者等の所得が一定額を超えているとき

手 当 額 月額 30,450円

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係） [→P107](#)

障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方に支給されます。

受給資格 おおむね身体障害者手帳1級及び2級の一部、療育手帳Aの一部、あるいは難病などでこれらと同程度以上の障害を有する方

支給制限 ①施設等に入所しているとき
②障害を支給事由とする公的年金を受けているとき
③本人またはその扶養義務者等の所得が一定額を超えているとき

手 当 額 月額 16,560円

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係） [→P107](#)

特別児童扶養手当

障害のある児童を監護・養育している方に手当を支給します。

対 象 精神や身体に中度以上の障害のある20歳未満の児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方

◎対象となる障害のめやす

1級：身体障害者手帳1・2級の一部、療育手帳A及びこれらと同程度の障害

2級：身体障害者手帳3・4級の一部、療育手帳Bの一部及びこれらと同程度の障害

ただし、次のような場合は、手当は支給されません。

①児童が児童福祉施設等に入所しているとき（通所、通園を除く）

②児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できるとき

手 当 額 1級：児童1人につき月額 58,450円 2級：児童1人につき月額 38,930円

※ 手当を受けようとする方または同居している家族の所得が一定額以上あると、手当は支給停止となります。

問合せ先 各区役所保育給付課（子育て給付係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P107](#)

特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障害者の方について、福祉的措置として創設された制度です。

- 対 象** 国民年金任意加入対象であった学生、被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に傷病の初診日があり、65歳に達する日の前日までに障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当した方
- 支給制限** ①所得などにより、支給が全額または半額制限される。
 ②老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されない。
 ③経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格を失う。
 ④仙台市重度障害者福祉手当を受給されている方は、当該手当の支給は停止される。
- 手 当 額** 1級：月額 58,650円 2級：月額 46,920円（令和8年度）
- 手 続** 受付窓口：各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課
 支給事務：日本年金機構仙台広域事務センター
- 問合せ先** 各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課 [→P107](#)

外国人重度障害者等福祉手当

- 受給資格** 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちで、国籍要件や住所要件により国民年金に加入できなかった期間があるため障害基礎年金等を受給できない方で、一定の条件に該当する方
- 支給制限** ①障害を支給理由とする公的年金を受給しているとき
 ②月額 432,000円以上の公的年金を受給しているとき
 ③生活保護を受けているとき
 ④本人の所得が一定額を超えているとき
 ⑤当制度と同じ趣旨で支給される他の手当を受給しているとき
- 手 当 額** 月額 36,000円。ただし月額 36,000円未満の公的年金を受給している方は、36,000円からその受給額を差し引いた額
- 問合せ先** 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係） [→P107](#)

心身障害者扶養共済制度

- 障害のある方を扶養している保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡または重度障害の状態になった場合、残された障害のある方に一定額の年金を、生涯通じて毎月支給する制度です。
- 問合せ先** 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P107](#)

在宅酸素療法者酸素濃縮器等利用助成

- 呼吸器機能障害や心臓機能障害、指定難病等により在宅酸素療法の実施や常時人工呼吸器を使用している方に、機器（酸素濃縮器、人工呼吸器）使用にかかる電気料金の一部を助成します。
- 助 成 額** 月額 3,000円（所得制限があります）
- 問合せ先** 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係） [→P107](#)

成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度は、精神障害や知的障害、認知症などにより判断能力が不十分で財産管理や必要な福祉サービスの契約等ができない方に対して、家庭裁判所が成年後見人等を選任し保護支援を行う制度です。制度利用のための支援や費用等の助成を行っています。詳しくは [→P19](#)
- 問合せ先** 各区役所・宮城総合支所障害高齢課 [→P107](#)

3 障害者の医療

自立支援医療費（精神通院医療）の支給

精神疾患があるために、継続的に通院が必要な方に対し、必要な医療費の支給を行っています。（所得や疾病・症状等に応じて自己負担上限額が設定されます。医療費の一カ月の自己負担額は、自己負担上限額までの範囲で1割の負担となります。また、症状が「重度かつ継続」に該当する方を除いて、一定所得以上の方は対象となりません。）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P107](#)

自立支援医療費（更生医療）の支給

18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方に対し、障害の軽減や職業能力の増進等を図るために必要な医療費の支給を行っています。（所得や疾病・症状等に応じて自己負担上限額が設定されます。医療費の一カ月の自己負担額は、自己負担上限額までの範囲で1割の負担となります。また、症状が「重度かつ継続」に該当する方を除いて、一定所得以上の方は対象となりません。）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係） [→P107](#)

自立支援医療費（育成医療）の支給

身体に障害のある18歳未満の児童で、確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去もしくは軽減を図るために必要な医療費の支給を行っています。（所得や疾病・症状等に応じて自己負担上限額が設定されます。医療費の自己負担額は、「かかった医療費の1割」と「月の自己負担額の上限まで」の金額のうち、いずれか低い方の金額となります。また、一定所得以上の方は対象とならない場合があります。）

問合せ先 各区役所保育給付課（子育て給付係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係） [→P107](#)

心身障害者医療費助成

障害のある方に対し、保険診療の自己負担相当分の一部または全部を助成します。（ただし、入院時食事療養費の自己負担相当分や差額ベッド代等、介護保険は助成の対象になりません。また、所得制限があります。）

受給資格 各種健康保険に加入している方（生活保護を受けている方は除く）が次のいずれかに該当すること

- ①身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方
- ②特別児童扶養手当の1級または2級の支給対象となる児童
- ③療育手帳Bをお持ちの方で、知的障害者福祉法に定める職親に委託されている方
- ④療育手帳Bをお持ちの方で、障害を事由とする年金を受給している方
- ⑤知的障害者福祉法に定める職親に委託されている方

※ 身体障害者手帳1・2級の方は総合等級、3級の方は個別部位の等級が基準になります。

※ 身体障害者手帳3級（内部障害3級の方を除く）をお持ちの方及び④⑤に該当する方について、65歳以上の方は対象外となります。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P107](#)

特定医療費（指定難病）助成制度

国の定める指定難病に罹患し一定の認定基準を満たす方の医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成します。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P107](#)

遷延性意識障害者治療研究事業

遷延性意識障害者に対する治療研究費として、治療研究医療機関に対し介護料及び褥瘡予防費を交付します。

※新規申請の受付は終了しました。

支給額 介護料 日額 3,000円、褥瘡予防費 日額 350円

問合せ先 障害者総合支援センター「ウェルポートせんだい」 電話 725-7853 FAX 371-7313

身体障害者の健康診査

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の常時車椅子を使用している方に対して、二次障害を予防するため健康診査を行います。（無料）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）→P107

4 障害児の支援

特別支援保育（プラス支援保育）

保育を必要とする、保育施設等において保育が可能な、特別な支援（心身の障害や医療的ケア、行動面等での配慮など）が必要な生後5か月以上～就学前の児童を保育します。

問合せ先 各区役所保育給付課（保育係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）→P107

特別支援学級及び通級指導教室

仙台市立の小・中学校に知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、難聴、弱視のそれぞれの特性に応じた特別支援学級を一定の基準により設置しています。また、通級指導教室では、言語障害、難聴及びLD・ADHD等を対象とした通級による指導を行っています。

問合せ先 仙台市教育委員会特別支援教育課 電話 214-8879 FAX 264-4437

特別支援学校

障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園（視覚障害、聴覚障害のみ）、小学校、中学校、高等学校に相当する年齢段階の教育を行っています。

問合せ先 仙台市教育委員会特別支援教育課 電話 214-8879 FAX 264-4437

障害のある児童生徒の教育相談

仙台市内に在住する障害のある児童生徒の教育相談を行っています。

問合せ先 仙台市教育委員会特別支援教育課 電話 214-8879 FAX 264-4437

特別支援教育就学奨励費

小・中学校の特別支援学級に就学、または通級指導教室に通級する児童生徒の保護者に対し、就学（通級）にかかる経費の一部を支給します。

問合せ先 各仙台市立小・中学校

仙台市教育委員会学事課 電話 214-8861 FAX 264-4428

5 福祉用具などの購入費等支給・助成・貸出

補装具費の支給

身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者等の方に対し、その障害を補うために必要な車椅子、義肢装具、補聴器などの補装具の購入、修理等に要した費用を支給します。（利用者負担額については世帯の所得に応じた上限月額が設定されます。また、18歳以上の場合、世帯の課税状況によっては支給の対象にならない場合があります。介護保険対象者の場合、重複する品目については介護保険が優先されます。）

問合せ先 障害者総合支援センター→P108 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）→P107

難病患者等補装具等賃借費の助成

難病等の方、または重度身体障害の方が、心身の状態に応じて速やかに補装具等を利用できるよう、他の制度等による利用が可能となるまでの間について、補装具等を賃借する費用を助成します。賃借する期間は、原則として3か月以内です。（利用者負担額については世帯の所得に応じた上限月額が設定されます。また、18歳以上の場合、世帯の課税状況によっては支給の対象にならない場合があります。介護保険対象者は重複する品目については介護保険が優先されます。）

問合せ先 障害者総合支援センター →P108

日常生活用具費の支給

障害のある方や難病等の方の日常生活をより快適にし利便を図るため、電動ベッド、視覚障害者用読書器等の日常生活用具の購入または修理等の費用を支給します。（利用者負担額については、世帯の所得に応じた上限月額が設定されます。また、18歳以上の場合、世帯の課税状況によっては支給の対象にならない場合があります。介護保険対象者の場合、重複する品目については介護保険が優先されます。）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

車椅子の短期貸出

身体に障害のある方や高齢の方等で、短期間車椅子を必要とする方に貸し出します。期間は1か月以内です。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）→P107

在宅人工呼吸器等使用者非常用外部電源購入費補助金交付事業

人工呼吸器、酸素濃縮器、電気式たん吸引器のいずれかを使用し、在宅で療養生活を送る方に対し、災害等による停電発生時において命を守るために必要となる電源を確保するため、非常用外部電源の購入に要する費用の一部を補助します。

問合せ先 障害者総合支援センター「ウェルポートせんだい」 電話 725-7853 FAX 371-7313

6 施設利用

短期入所（ショートステイ）

身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病患者等を介護している保護者が疾病や休養等の場合、一時的に施設を利用できます。

利用期間 原則として1か月につき7日まで

費用 所得に応じた利用者負担金のほか、食費等の実費負担があります。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

日中一時支援（日中ショートステイ）

知的障害者（児）、精神障害者（児）、身体障害者（児）、難病患者等を介護している保護者が疾病や休養等の場合、日中時間帯に一時的に施設を利用できます。（宿泊を伴いません）

利用期間 原則として月56時間まで

費用 所得に応じた利用者負担金のほか、食費等の実費負担があります。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

療養介護の給付

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害のある方に対して、療養に合わせて必要な訓練等を行います。（費用については、所得に応じ自己負担上限額が設定されます。）

対象 次のいずれかに該当する方

- ① 障害支援区分6の方で、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

- ② 障害支援区分5以上の方で、次のいずれかに該当する方
- ・重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者
 - ・医療的ケアの判定スコアが16点以上の方
 - ・障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上かつ、医療的ケアスコアが8点以上の方
 - ・遷延性意識障害がある方で、医療的ケアが8点以上の方
- ③ 上記①～②に準じる状態と市町村が認めた方

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）[→P107](#)
 北部発達相談支援センター 電話 375-0110 FAX 375-0142

7 生活

共同生活援助（グループホーム）

地域での生活を望む障害のある方が共同で住む住宅です。給付費の利用者負担のほか、食材料費・家賃・光熱水費等の自己負担があります。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）[→P107](#)

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護（ヘルパーの利用）

(1) 居宅介護

障害等のために日常生活を営むのに支障のある身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病患者等の居宅において、身体介護や家事援助等のサービスを行います。

例：①食事、入浴などの介護

②調理、洗濯、買い物などの家事

対 象 介護給付費のうち居宅介護の支給決定を受けた方

※ 介護保険の対象者は原則として利用できませんが、一定の条件を満たしている方については、介護保険との併用ができる場合があります。

利用時間 支給決定を受けた時間数での利用になります。なお、事業者により対応できない曜日・時間があります。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護が必要な方に、身体介護や家事援助、見守りの支援、外出時の移動の介護等を総合的に行います。

対 象 介護給付費のうち重度訪問介護の支給決定を受けた方

※ 介護保険の対象者は原則として利用できませんが、一定の条件を満たしている方については、介護保険との併用ができる場合があります。

利用時間 支給決定を受けた時間数での利用になります。なお、事業者により対応できない曜日・時間があります。

(3) 同行援護

視力障害・視覚障害・夜盲等により、移動に著しい困難を有する重度視覚障害者（児）が外出する際に、ヘルパーが同行し、代筆・代読を含め、外出中の必要な支援を行います。ただし、通勤・通学・通所等には利用できません。

対 象 介護給付費のうち同行援護の支給決定を受けた方

利用時間 利用は原則として月50時間以内で必要な時間数になります。なお、事業者により対応できない曜日・時間があります。

(4) 行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する知的障害者（児）、精神障害者（児）が外出する際に、ヘルパーが同行し、危険回避など外出中の必要な支援を行います。ただし、通勤・通学・通所等には利用できません。

対 象 介護給付費のうち行動援護の支給決定を受けた方

利用時間 利用は原則として月50時間以内で必要な時間数になります。なお、事業者により対応できない曜日・時間があります。

費用 ((1)～(4)共通) 事業ごとに所得に応じた利用者負担金があります。

問合せ先 ((1)～(4)共通) 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）→P107

移動支援（ヘルパーの利用）

障害等のために屋外での移動が困難な全身性障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病患者等にヘルパーが同行し、外出中の必要な支援を行います。所得に応じた利用者負担金があります。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）→P107

重度障害者入院時コミュニケーション支援

意思の疎通が困難な重度の障害がある方が入院した場合にコミュニケーション支援員を入院先に派遣します。

対象 次の全てにあてはまる方

- ①仙台市内在住の在宅の方（入所施設に入所している方またはグループホームの入居者は除く）
- ②居宅介護または重度訪問介護を現に利用している方
- ③自力で意思疎通を図ることが困難で、病院スタッフとの間でコミュニケーション支援が必要な方
- ④単身世帯の方または家族が障害や病気、仕事等がある世帯の方

利用期間 1回の入院につき原則90日まで。利用時間は30日ごとに原則各50時間まで。

費用 所得に応じた利用者負担金があります。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）→P107

重度障害者等就労支援特別事業（ヘルパーの派遣）

重度障害をお持ちの方の就労機会を拡大し社会参加を促進するため、その居宅または勤務先等にヘルパーを派遣し、通勤支援や職場等における支援を実施します。

対象 次の全てにあてはまる方。なお、就労場所は本市内に限定しません。

- ①仙台市内在住で、重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方
- ②民間企業に雇用されている方（※1）または自営業の方（※2）
- ③1週間の所定労働時間が10時間以上である方（※3）

※1 就労継続支援A型事業所の利用者を除く

※2 法人の代表者・役員等を含み、公務員等を除く

※3 被雇用者の場合、今後10時間以上の勤務となることが見込まれる方でも可

利用時間 原則として1日あたり8時間かつ1週間あたり40時間（通勤時間を除く）以内に必要な時間数になります。なお、業者により対応できない曜日・時間・場所があります。

費用 所得に応じた利用者負担金があります。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）→P107

全身性障害者等指名制介護助成

脳性麻痺等により全身に障害のある方等に、自ら選んだ介護人を登録してもらい、その介護にかかる費用の一部を助成し、自立と社会参加を支援します。

対象 ①肢体不自由で身体障害者手帳1級を持ち、両上下肢または体幹に障害があり、家族の介護が受けられない在宅の方

②在宅の方で、呼吸器の機能障害で身体障害者手帳1級または3級をお持ちの方

③②と同程度の機能障害があり、人工呼吸器を装着しているか常時吸引器を必要としている方

介護人 原則として、障害者本人の選任により登録します。

介護時間 1か月60時間

助成額 生計中心者の前年の所得税額に応じて助成します。

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

訪問入浴サービス

入浴に全面介助を必要とする重度の身体障害のある方、難病患者の家庭を訪問し、訪問入浴車の設備により、入浴の介助をします。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）→P107

緊急通報システム機器貸与

一人暮らしの重度身体障害者（身体障害者手帳1級または2級所持者のうち18歳以上の方）に機器を貸与します。突発的な病気・事故等の際、ボタンひとつで仙台市が委託する警備会社に通報されます。警備員が駆けつけるほか、状況により救急車や消防車が出動します。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

障害者配食サービス

障害のある方のお宅に栄養バランスのとれた食事をお届けするとともに、健康状態を確認します。

対 象 心身の障害により食事を用意することが困難な65歳未満の方で次のいずれかに該当する方

- (1)一人暮らしの方
- (2)65歳未満の障害のある方のみで世帯で同居者が入院、病気等により食事の準備ができない方
- (3)65歳以上の高齢者のみと同居していて同居者が入院、病気等により食事の準備ができない方

利用回数 最大1日1食（昼食または夕食のいずれか）

週7回まで

費 用 1食544円

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある方は、郵便等により自宅等で不在者投票をすることができます。また、自ら投票の記載をすることができない方は、代理記載人に投票等の記載をしてもらうことができます。

（1）郵便等による不在者投票ができる方

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳をお持ちの方

- ア 両下肢、体幹または移動機能の障害の程度：1級または2級
- イ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度：1級または3級
- ウ 免疫または肝臓の障害の程度：1級から3級

②戦傷病者手帳をお持ちの方

- ア 両下肢、体幹の障害の程度：特別項症から第2項症
- イ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障害の程度：特別項症から第3項症

③介護保険被保険者証をお持ちの方

要介護状態区分が、「要介護5」と記載されている方

④両下肢等に障害がある方で、その障害の程度につき、①または②の障害の程度に該当するとして都道府県知事または指定都市もしくは中核市の長の書面による証明を受けた方

※ あらかじめお住まいの区の選挙管理委員会委員長に申請して郵便等投票証明書の交付を受けてください。

（2）郵便等による不在者投票において、代理記載制度を利用できる方

上記（1）の郵便等による不在者投票ができる方で、次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳をお持ちの方で、上肢または視覚の障害の程度が1級の方
- ②戦傷病者手帳をお持ちの方で、上肢または視覚の障害の程度が特別項症、第1項症または第2項症のいずれかの方
- ③上肢または視覚の障害がある方で、その障害の程度につき、①または②の障害の程度に該当するとして都道府県知事または指定都市もしくは中核市の長の書面による証明を受けた方

※ あらかじめお住まいの区の選挙管理委員会委員長に申請して郵便等投票証明書に代理記載人となるべき者等の記載を受けてください。

(3) 不在者投票の方法

選挙の際に、投票用紙及び投票用封筒の請求が必要です。請求は、選挙期日の公示（告示）日の前から投票日の4日前までの間にしてください。

問合せ先 各区選挙管理委員会事務局（各区役所総務課）→P107

紙おむつ等使用者の家庭ごみ処理手数料の減免

申請により原則年度毎（4/1から翌3/31まで）に年1回、家庭ごみ指定袋（中サイズ）50枚を申請者の自宅に届けます。

対 象 障害児者日常生活用具費支給事業でストマ装具・紙おむつ等を受給している方

手 続 ストマ装具・紙おむつ等支給決定通知に同封される申請書に必要事項を記入して提出していただくか、申請書に記載の二次元コードから、電子申請サービスをご利用ください。

申請時期 随時

問合せ先 家庭ごみ減量課 電話 214-8226 FAX 214-8277

8 交通

自動車運転免許取得費用の助成

普通自動車第1種運転免許を初めて取得する場合、またはやむを得ない理由で普通自動車第1種運転免許を失効して再取得した場合に、教習を受けるために必要な費用の3分の2を助成します。助成の限度額は10万円です。免許取得日から30日以内に申請してください。（所得による制限があります。）

- 対 象**
- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
 - ② 療育手帳をお持ちの方
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

自動車改造費用の助成

身体障害のある方が、自ら所有し運転する自動車の改造（操向装置及び駆動装置等の一部改造）に必要な費用を助成します。助成の限度額は10万円です。改造発注前に申請してください。（所得による制限があります。）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

交通費助成

各種障害者手帳をお持ちで、障害の等級・程度の要件に該当する方は、下記①～③からいずれか1つの利用券を選んでご利用いただけます。また70歳以上の方は、敬老乗車証と各障害者交通費助成からいずれか1つを選択していただきます。（両方の利用は不可。）

※所得による制限があります。転入者等、税情報が確認できない場合は所得証明等を提出していただきます。

①ふ れ あ い 乗 車 証：市営バス、宮城交通バス、地下鉄の市内区間を無料で利用できるICカード方式の乗車証を交付します。

②福 祉 タ ク シ ー 利 用 券：年間助成額を30,000円とし、1枚500円の利用券を60枚交付します。
（申請月により減額有）

③自家用車燃料費助成券：年間助成額を30,000円とし、1枚1,000円の利用券を30枚交付します。
（申請月により減額有）

対 象

利用券	障害要件等	所得制限
①ふれあい乗車証	(1)身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方 （対象部位が対象等級であることが必要です。） ・身障手帳1級-障害部位に関係なく1障害1級である方	利用する障害のある方本人の所得が一定額以下の方

利用券	障害要件等	所得制限
①ふれあい乗車証	・身障手帳2級-視覚・聴覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 ・身障手帳3級- (ア)下肢・体幹・移動機能障害のある方 (イ)内部機能障害のある方のうち 車椅子を使用している方又は在宅酸素療法を実施している方 ・身障手帳4級-下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方のうち 車椅子を使用している方又は在宅酸素療法を実施している方 (2)療育手帳をお持ちの方 (3)精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	利用する障害のある方本人の所得が一定額以下の方
②福祉タクシー利用券	(1)身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方 (対象部位が対象等級であることが必要です。) ・身障手帳1級-視覚・上肢・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 ・身障手帳2級-視覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 ・身障手帳3・4級-下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方のうち 車椅子を使用している方又は在宅酸素療法を実施している方 (2)療育手帳Aをお持ちの方 (3)精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの方	・20歳以上 →利用する障害のある方本人の所得が一定額以下の方 ・20歳未満 →利用する障害のある方の保護者の所得が一定額以下の方
③自家用車燃料費助成券	②福祉タクシー利用券の交付対象でかつ、次のいずれかの条件を満たす方 (ア)障害のある方本人が所有する車を本人が運転すること (イ)障害のある方本人が所有する車を同居の家族が運転すること (ウ)同居の家族所有の車を同居の家族が運転する場合は、身体障害者手帳をお持ちの方で18歳未満の方、療育手帳Aをお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方に限ります。 ※施設入所者は対象から除きます。	

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

リフト付自動車の運行

公共交通機関の利用が困難な方を対象に、車椅子を乗せられるリフト付自動車による送迎を行っています。

※ 利用には、あらかじめ登録が必要です。

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

宮城県ゆずりあい駐車場利用制度

公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画について対象者の方以外の不適正な利用の抑止を図るために、歩行が困難な障害者の方などに障害者等用駐車区画の利用証を宮城県が交付する制度です。

問合せ先 宮城県保健福祉部社会福祉課 電話 211-2519 FAX 211-2594

9 通訳・ガイド

同行援護（ヘルパーの利用）

視力障害・視覚障害・夜盲等により、移動に著しい困難を有する重度視覚障害者（児）が外出する際に、ヘルパーが同行し、代筆・代読を含め、外出中の必要な支援を行います。詳細は→P34をご覧ください。

全身性障害者ガイドヘルパーの派遣

上下肢または体幹機能に障害のある身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方を対象に、家庭に適切な付添介助をする者がいないため日常生活に支障のある場合、社会参加を促進するためガイドヘルパーを派遣し、介添を行っています。（ヘルパーの交通費は負担していただきます。）

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

点訳・朗読・手話奉仕員の養成

点訳奉仕員・朗読奉仕員・手話奉仕員の養成講座を実施しています。各奉仕員養成講座修了者で同意された方には奉仕員として登録し、各種事業のお手伝いをさせていただきます。

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

手話通訳者・要約筆記者の養成

手話通訳者・要約筆記者の養成講座を実施しています。各養成講座修了者で登録試験に合格した方には、手話通訳者・要約筆記者として登録し、活動していただきます。

問合せ先 宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ） 電話 393-5501 FAX 393-5502

盲ろう者通訳・介助員の養成

盲ろう者通訳・介助員の養成講座を実施しています。養成講座修了者で同意された方には通訳・介助員として登録し、活動していただきます。

問合せ先 宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ） 電話 393-5501 FAX 393-5502

失語症者向け意思疎通支援者の養成

失語症者向け意思疎通支援者の養成講座を実施しています。養成講座修了者で同意された方には失語症者向け意思疎通支援者として登録し、活動していただきます。

問合せ先 宮城県言語聴覚士会 メール shitsugo.miyagi@gmail.com

手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害のある方などに対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

メール sotsu@shinsyou-sendai.or.jp

盲ろう者通訳・介助員の派遣

視覚と聴覚の両方に障害のある方に通訳介助員を派遣し、コミュニケーションや情報入手に関する支援並びに外出する際の移動介助を行います。

※ 派遣の利用には、事前の登録が必要となります。

問合せ先 みやぎ通訳派遣センター（一般社団法人 宮城県聴覚障害者福祉会）

電話 393-5504（FAX兼用） メール miyagimourou.haken@gmail.com

手話通訳相談員の配置

市役所障害企画課・各区役所障害高齢課・宮城総合支所障害高齢課に手話通訳相談員を配置し、聴覚障害のある方の各種通訳、相談などに応じています。なお、手話通訳相談員不在時にも、各窓口に設置したタブレット端末を活用し、遠隔手話による対応が可能です。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）→P107

障害企画課 電話 214-8151 FAX 223-3573

補助犬の飼料給付事業

補助犬の使用者が市県民税非課税世帯の方の場合、年額42,000円以内で現物により飼料の給付を行っています。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

10 情報**「せんだいふれあいガイド」点訳・音訳版の提供**

視覚障害のある方を対象に、障害保健福祉の概要をまとめた「せんだいふれあいガイド」を点字及びディジー方式CD、音声コード等で提供しています。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

市政だより点字版・音声版の提供

視覚障害のある方に、市政だより点字版及び音声版（デージー方式CD）を発行しています。市政だより点字版は毎月3日と15日に、市政だより音声版は毎月5日に発行し、いずれか希望するものを郵送でお届けします。

問合せ先 広報課 電話 214-1150 FAX 211-1921

視覚障害のある方への生活情報提供

視覚障害のある方を対象に生活に役立つ身近な情報を点字及びデージー方式CDで提供しています。また、視覚障害のある方からの希望に応じて、各種情報・資料等を点訳又は音訳して提供しています。

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

バリアフリー機器の展示

実際に触ることができるデージー再生機などのバリアフリー機器や音声資料・点字資料を展示しています。

所在地 〒980-0821 仙台市青葉区春日町2-1 センダイメディアテーク 2階

問合せ先 センダイメディアテーク 電話 713-4484 FAX 713-4485

字幕入りビデオ等の貸出

聴覚障害のある方のために、テレビ番組などに字幕・手話を挿入したビデオテープ及びDVDの貸し出しを行います。（郵送での貸し出しも行います。）

問合せ先 センダイメディアテーク 電話 713-4484 FAX 713-4485

リクエスト音訳・点訳

（1）リクエスト音訳

ご希望の図書館資料を音訳し、CD-R等に変換して貸出を行います。

（2）リクエスト音訳・点訳

ご希望の図書館資料やお手持ちの活字資料を音訳または点訳し、データでお渡しすることができます。CDや点字印刷での受け取りをご希望の場合は、別途下記の費用がかかります。

費用 【音訳の場合】CD-RまたはCD-RWを必要枚数分、現物でお持ちください。

【点訳の場合】点字用紙1枚につき4円

※リクエストをお受けできない資料がありますのでご了承ください。（例：数学の専門書、外国語だけの本、楽譜など）

※急ぎの資料は、受付できない場合があります。

問合せ先 （1）市民図書館、宮城野図書館、若林図書館、太白図書館、泉図書館 [→P108](#)

（2）センダイメディアテーク 電話 713-4484 FAX 713-4485

対面朗読サービス

対面朗読ボランティアが、宮城野・若林・太白・泉の各図書館及びセンダイメディアテークで対面によりご希望の図書館資料等を読み上げます。ご利用の際は事前予約が必要です。ただし、センダイメディアテークでは、毎週水・金曜日は予約なしで利用できる時間（13～15時）を設けています。

問合せ先 宮城野図書館、若林図書館、太白図書館、泉図書館 [→P108](#)

センダイメディアテーク 電話 713-4484 FAX 713-4485

音訳資料等の貸出

心身の障害等により、視覚での認識を要する図書館資料を利用することや、そのままの形態で図書館資料を利用することが困難な方に、市民・宮城野・若林・太白・泉の各図書館及びセンダイメディアテークで音訳資料等や、デージー再生機の貸出を行います。

問合せ先 市民図書館、宮城野図書館、若林図書館、太白図書館、泉図書館 [→P108](#)

センダイメディアテーク 電話 713-4484 FAX 713-4485

大活字本等の貸出

大きな活字で印刷した図書、点字図書、触る絵本、布絵本、拡大写本の貸出を行います。

問合せ先 各図書館 [→P108](#)

障害者郵送貸出サービス

障害などで図書館への来館が困難な方に、市民・宮城野・若林・太白・泉の各図書館では、図書館資料（本など）の郵送貸出を行います。

問合せ先 市民図書館、宮城野図書館、若林図書館、太白図書館、泉図書館 [→P108](#)

市政だより音声版のYouTube配信

仙台市からのお知らせ（市政だよりからの抜粋）の音声版を、毎月5日頃にYouTubeで配信しています。YouTubeのチャンネル名は「仙台市政だより音声版」で、市ホームページ（サイト内検索で「市政だより音声版YouTube」と検索）からもお聞きいただけます。

問合せ先 広報課 電話 214-1150 FAX 211-1921

仙台市ホームページ読み上げ・文字拡大等閲覧支援サービス

仙台市ホームページでは各ページ最上部（ヘッダー部分）にある「読み上げ」、「色合い変更」、「文字の大きさ」ボタンから音声読み上げ、文字の色合い変更、文字を拡大する閲覧支援サービスがご利用になれます。

問合せ先 広報課 電話 214-1143 FAX 211-1921

「水道ご使用水量等のお知らせ」の点字版の提供

視覚障害のある方のために、点字による水道料金・下水道使用料及び口座振替のお知らせを送付しています。

問合せ先 水道局北料金センター（青葉区・泉区） 電話 371-8831

水道局南料金センター（宮城野区・若林区・太白区） 電話 304-0022

投票所入場券の点字シール貼付

視覚障害のある方のために、投票所入場券に点字による選挙名等のシールを貼って送付しています。希望する方はお問い合わせください。

問合せ先 各区選挙管理委員会事務局（各区役所総務課） [→P107](#)

選挙公報の点字版・音声版送付

市長選挙及び市議会議員選挙において、「選挙のお知らせ」（選挙公報の点字版・音声版）を送付しています。希望する方はお問い合わせください。

問合せ先 仙台市選挙管理委員会事務局 電話 214-2023 FAX 261-5932

11 住宅

住宅改造費等の助成

所得税非課税世帯に属する重度の心身障害児（者）やその保護者に対し、浴室やトイレの改造等に要する費用の4分の3を補助します。助成の限度額は60万円です。（介護保険及び日常生活用具の住宅改修費が優先となります。）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）・秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P107](#)

車椅子市営住宅

住宅内の設備等が車椅子の利用を考えて配置された市営住宅です。

対 象 下肢または体幹機能障害を有していることにより車椅子を必要とする方で、身体障害者手帳1～4級をお持ちの方を含む世帯

問合せ先 （公財）仙台市建設公社募集課 電話 399-7413 FAX 399-8252

高齢者及び軽度身体障害者世帯向け市営住宅

高齢者及び身体障害者の方が安心して生活できるよう住宅内の段差をなくし、浴室・便所などに手すりを設置し、外部への非常通報ブザーを設置した市営住宅です。

対 象 60歳以上の方、下肢または体幹機能障害を有していることにより身体障害者手帳1～4級をお持ちの方を含む世帯、前記障害と同程度の障害を有していることにより戦傷病者手帳をお持ちの方を含む世帯

問合せ先 (公財) 仙台市建設公社募集課 電話 399-7413 FAX 399-8252

12 雇用・就労

仙台市障害者就労支援センター「はたらポート仙台」

電話→ P26

宮城障害者職業センター

電話→ P26

知的障害のある方の販売業務訓練

知的障害のある方の自立と社会参加を促進し、市民や事業者の理解を深めることを目的として、一般店舗の一角において障害のある方が製作した製品等の販売や接客訓練を行います。

問合せ先 仙台市手をつなぐ育成会 電話 211-5030

13 指導・研修

身体障害のある方のための研修・講習会など

身体障害のある方を対象に、健康管理や社会生活に必要な知識・能力の習得を目的に各種の研修、講習会を開催しています。

問合せ先 (社福) 仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292
障害企画課 電話 214-8151 FAX 223-3573

視覚障害者の生活訓練事業

在宅の目の見えない方・見えにくい方に対して、社会参加や社会復帰に向けた生活訓練・歩行訓練等を行います。

問合せ先 日本盲導犬協会 仙台訓練センター 電話 226-3910 FAX 226-3990

知的障害のある方の本人活動支援

知的障害のある方によるボランティア活動や交流会などの社会参加活動を支援します。

問合せ先 仙台市知的障害者関係団体連絡協議会 電話 211-5030 FAX 211-7071

精神障害のある方のボランティア活動支援

精神障害のある方によるボランティア活動を支援します。

問合せ先 NPO法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会 電話 224-9390 (FAX兼用)

精神障害のある方の訪問指導

精神障害のある方の家庭を訪問し、医療の継続や受診の勧め、生活環境の調整など、生活支援を行います。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課(地域支援係)、各総合支所保健福祉課(保健係) →P107

精神障害者家族教室

精神障害のある方の家族を対象に、精神障害についての学習や話し合いなどを通して、本人とのよりよい関係づくりや家族同士の交流を図ります。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課(地域支援係) →P107

14 スポーツ・レクリエーション

障害者レクリエーション教室

障害のある方（身体、知的、精神）を対象に各種レクリエーション等を開催しています。

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

仙台市知的障害者関係団体連絡協議会 電話 211-5030 FAX 211-7071

NPO法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会 電話 224-9390（FAX兼用）

身体障害者レクリエーション交流大会

身体障害のある方とその関係者を対象に、運動を通して相互の交流と健康増進を図ります。

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

仙精連大運動会

精神障害のある方を対象に、日頃の運動不足を解消でき、参加者全員が楽しめる競技を用意しています。

問合せ先 NPO法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会 電話 224-9390（FAX兼用）

障害者スポーツ教室

障害のある方を対象に、各種のスポーツ教室を開催しています。

問合せ先 （一社）仙台市障害者スポーツ協会 電話 236-8690 FAX 236-8691

全国障害者スポーツ大会仙台市選手団派遣

全国障害者スポーツ大会に仙台市選手団を派遣します。

問合せ先 （一社）仙台市障害者スポーツ協会 電話 236-8690 FAX 236-8691

文化・芸術活動振興

障害のある方の文化・芸術活動の発表の場として、福祉まつり「ウエルフェア」やウエルフェアアート展を開催するほか、障害のある方の書道・写真・絵画コンテストを実施しています。

問合せ先 （社福）仙台市障害者福祉協会 電話 266-0294 FAX 266-0292

15 その他

指定難病登録者証

国の定める指定難病に罹患し一定の診断基準を満たす方について、医師の診断書に代わり指定難病の患者であることを確認できるものとして、障害福祉サービスの受給申請やハローワーク等の利用時にご利用いただける登録者証を発行します。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（障害者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）[→P107](#)

第3章 子育て・児童

I 主な相談機関

1 主な相談窓口

区役所・宮城総合支所（こども家庭総合相談）

電話→ **P107**

子育てについて悩んでいる、こどもの発育や発達について相談したい、ひとり親家庭で困っている、家庭内のことを誰に相談したらよいかわからない等、こどもや家庭の保健や福祉に関する相談に総合的に応じます。

業務内容 ①家庭児童に係る相談

②母子家庭・父子家庭及び寡婦に係る相談

③女性支援に係る相談

④母子保健に係る相談

⑤その他こどもと家庭に係る相談

利用方法 来所、電話

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）

問合せ先 各区役所家庭健康課（こども家庭係）、宮城総合支所保健福祉課（こども家庭係）

児童相談所 電話718-2580（相談専用）または虐待対応ダイヤル「^{イチハヤク}189」

児童福祉法に基づき、18歳未満の児童（こども）の問題について相談に応じる相談援助機関です。家庭その他からの相談に応じ、こどもの有する問題や環境、状況等を的確に捉え、最も効果的な援助を行い、こどもの福祉を図り、その権利を擁護することを目的としています。

業務内容 ①こどもの養育等（養育困難、虐待、非行等）に関する相談・指導・援助

②児童福祉施設への入所、里親委託措置

③こどもの一時保護

相談方法 電話及び来所（予約制）による相談です。

上記専用電話をご利用ください。

相談時間 月～金曜日 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）

（なお、虐待の通告など緊急の場合は、夜間・休日も受け付けます。）

所在地 〒981-0908 青葉区東照宮一丁目18-1 電話 219-5111（代） FAX 219-5118

親子こころの相談室

家庭や保育場面・学校でのこどもの行動面の心配、育児の不安等について児童心理司、保健師等が相談をお受けします。必要に応じて嘱託医による相談や医療機関等についての情報提供も行います。

相談方法 来所（予約制）による相談です。あらかじめお電話ください。

相談時間 月～金曜日 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒981-0908 青葉区東照宮一丁目18-1（児童相談所内）

電話 219-5220 FAX 718-2539

こども若者相談支援センター

電話214-8602・8848

こどもや若者、子育て家庭に関する相談に応じるとともに、青少年の健全育成及び非行防止を図るため、様々な活動を展開しています。

業務内容 ①相談活動

（1）面接相談（要予約）：面接による子育ての不安や悩み、こどもや若者自身の悩みに関する相談です。

月～金曜日 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）

電話 214-8602

(2) 子育て何でも電話相談：電話による子育てに関する悩み相談です。

月～金曜日 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）

電話 216-1152

(3) こども若者電話相談：電話によるこどもや若者の悩み相談です。

24時間・365日

電話 0120-783-017（フリーダイヤル）

(4) ヤングケアラー相談：電話によるヤングケアラーの悩み相談です。

24時間・365日

電話 0120-783-017（フリーダイヤル）

※「こども若者電話相談」の中で相談をお受けします。

(5) こども若者メール相談：上記（2）（3）（4）の相談をメールで受け付けます。

※ 詳細は「仙台市メール相談」で検索またはQRコード→



(6) こども若者SNS相談：LINEを活用したこどもや若者の悩み相談です。

毎日17：00～22：00

※利用方法は、LINEアプリで右記の二次元コードを読み取るか、「仙台市こども若者SNS相談」（ID：@719dwmwh）を友だち追加して相談内容を送信



②ふれあい広場・就労支援活動

学校に行けない、日中の安定した居場所が欲しいなど、小学校高学年～概ね20歳の青少年のための通所スペースです。

高校での学び直しに関する就学相談や、仕事探しのサポートのための就労相談も行っています。

月～金曜日 9：30～16：00（祝日・年末年始を除く）

③巡回見まもり活動

市内繁華街や中学校区ごとの地域を巡回し、青少年への声掛けを通して、非行の未然防止や早期発見、早期対応を行っています。

④青少年健全育成団体等支援活動

⑤広報啓発活動

青少年健全育成を目的とした講演会、セミナーの開催及び市政出前講座等を行っています。

所在地 〒980-0012 青葉区錦町一丁目3-9（仙台市役所錦町庁舎2階） FAX 262-4761

保育所等地域子育て支援センター・支援室

電話→ P113～114

地域の子育て家庭が、「喜び」と「ゆとり」を持って子育てができるよう、保育所等では子育てに関する専門的な機能を生かし、気軽に利用できる育児支援事業を行っています。

事業内容 ①子育て家庭の交流の場の提供と交流の促進

施設を開放したり、子育て家庭同士が交流する場を設けます。

②子育て等に関する相談、援助の実施

来所や電話等による相談、また体験保育（遊びや食事等）を通して育児相談、援助を行います。

③地域の子育て関連情報の提供

「子育て通信」等の発行により、子育てや生活に関する情報・地域の保育資源の情報をお知らせします。

④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

各種の育児講座、食事講座等を開催します。

開所時間 支援センター：おおむね 9：00～17：00 ※ 詳しくは各施設にお問い合わせください。

支援室：平日 9：00～15：00

幼稚園及び認定こども園における地域子育て支援事業

こども達が健やかに育ち、かつ、子育て中の保護者が安心して子育てができる地域環境や家庭環境の整備、並びに地域の子育て支援機能の充実を目的とし、一部の幼稚園及び認定こども園で相談事業や講演会の開催などを行います。

事業内容 ①子育てに関する相談及び情報の提供

②子育て公開講座・講演会等の開催

③主に未就園児とその保護者を対象とした交流の場の提供

④そのほか地域の子育て支援機能の充実及び保護者の教育力の向上等を目的とした事業

※ 事業内容や回数は各園により異なります。詳しくはお近くの幼稚園及び認定こども園にお問い合わせください。

児童館・児童センター地域子育て支援室

電話→ **P115**

地域の子育て家庭が、「喜び」と「ゆとり」を持って子育てができるよう、児童館で気軽に利用できる支援事業を行います。乳幼児連れの親子のための専用スペースなので、ゆっくり過ごすことができます。実施施設については、[P115](#)をご覧ください。

事業内容 子育て家庭の交流の場の提供

施設の開放や、子育て家庭同士が交流する場を設けます。

※ 未就学児のご利用には保護者の同伴が必要となります。

開所時間 月～金曜日 9:00～18:00、土曜日 9:00～17:00

(日曜、祝日、年末年始を除く)

のびすく（子育てふれあいプラザ等）

電話→ **P115**

乳幼児とその家族を対象とした子育て支援施設です。乳幼児親子の交流の場の提供や、乳幼児の一時預かり、子育てに関する様々な情報の提供、親子で楽しめるイベントなどを行っています。また、保育士などのスタッフや、専門の相談員「のびすく子育てコーディネーター（NoKoCo）」が、子育てに関する悩みごとや困りごとについての相談をお受けしています。

名称	開所時間	休館日
のびすく仙台	9:30～17:00 乳幼児一時預かりは16:30まで	月曜日、祝日の翌日（土・日・祝日は開館）、 年末年始
のびすく宮城野	9:00～18:00（土曜日は17:00まで） 乳幼児一時預かりは17:30まで（土曜日は16:30まで）	日曜日、祝日、 年末年始
のびすく若林	9:00～17:00 乳幼児一時預かりは16:30まで	月曜日、祝日の翌日（土・日・祝日は開館）、 年末年始
のびすく長町南	9:30～17:00 乳幼児一時預かりは16:30まで	
のびすく泉中央	9:30～17:00 乳幼児一時預かりは16:30まで	

ひとり親家庭等相談支援センター

ひとり親家庭の方などからの相談を受け、経済的自立や生活の安定に向けた支援を行います。

業務内容 ①母子家庭の母、父子家庭の父等に対する就業相談、生活相談、専門（法律等）相談

②就職準備や離転職に関するセミナー、技能や資格を習得するための就業支援講習会の開催

③母子家庭の母、父子家庭の父等に対する就業や生活に関する情報の提供

④母子家庭の母等が養育費の取り決めの手続き等のために家庭裁判所等へ行く際の同行支援

※①の専門（法律等）相談、②、④は仙台市母子家庭相談支援センターのみ実施。

※①の生活相談は仙台市父子家庭相談支援センターのみ実施。

(1) 仙台市母子家庭相談支援センター

相談時間 水～土曜日 9:00～17:00、火曜日 11:00～19:00

(祝日、休館日、年末年始を除く) ※ 面接相談は要予約

所在地 〒980-6128 仙台市青葉区中央1丁目3-1 アエル29階(エル・ソーラ仙台内)

電話 212-4322 FAX 268-3911

(2) 仙台市父子家庭相談支援センター

相談時間 電話相談: 月～金曜日 18:00～20:00

Eメール相談: 随時、返信はセンターの開所時間(祝日、年末年始を除く)

所在地 〒980-0802 仙台市青葉区二日町6-6 シャンボール青葉2階(パーソナルサポートセンター内)

電話 302-3663 FAX 395-6268 メール kosodate@personal-support.org

せんだいみやぎ こども・子育て相談

「面談では相談しにくい」「友だちや家族には相談できない」など、子育て・家庭・親子関係などの悩みを持つ方が気軽に相談できるよう、LINEを活用した相談窓口を開設しています。

対 象 仙台市内にお住まいのこども及びその保護者など

受付期間 月～土曜日 9:00～20:00(年末年始除く)

登録方法 右記に記載されている二次元コードをLINEアプリで読み取り、または
「せんだいみやぎこども・子育て相談」(ID: @345fenuv)を友だちに追加
してください。



所在地 〒980-0011 青葉区上杉一丁目5番12号 子育て安心課

電 話 022-214-7023

小慢さぽーとせんたー**電話273-6008**

自立支援員と心理士による相談窓口を設け、小児慢性特定疾病児童等及びその家族の悩みや不安などに関する相談・支援を行います。

相談方法 電話及び面接相談 ※ 面接相談は、事前に電話で予約願います。

相談時間 月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00(祝日・年末年始を除く)

所在地 〒980-8574 青葉区星陵町1-1(東北大学病院内)

宮城県成人移行支援センター**電話050-1721-3186**

小児期から成人期への移行期にある慢性疾患をお持ちの方とご家族、医療従事者、支援者等からの成人移行に関する様々な相談をお受けします。

相談方法 電話及び相談フォーム

相談時間(電話) 月曜日・水曜日・金曜日 13:00～16:00(祝日・年末年始を除く)

(相談フォーム) 随時 <https://www.miyagi-children.or.jp/transition/>

所在地 〒989-3126 青葉区落合四丁目3番17号(宮城県立こども病院内)

2 主な相談事業**助産師による妊産婦電話相談**

妊娠・出産・育児(授乳)に不安のある妊産婦の相談に、助産師が応じます。

相談時間 月・水・金 13:00～19:00(祝休日・年末年始を除く)

問合せ先 090-1060-2232

訪問型子育て支援事業

担当の保育士が、ご家庭に訪問して育児相談に応じるなどの支援事業を行っています。

対 象 家庭で子育て中の保護者

事業内容 ①子育てのノウハウの紹介

②育児相談

③遊び場の紹介

④公共育児サービスのご案内

利用方法 実施保育所へ直接電話で申し込んでください。（電話受付：平日 9：30～15：00）

実施保育所（申込・問合せ先）

名称	電話（FAX）
支倉保育所（青葉区）	090-2270-5190（261-3278）
落合保育所（青葉区）	090-9531-4818（391-1525）
高砂保育所（宮城野区）	080-1845-5190（258-0019）
蒲町保育所（若林区）	080-1810-1920（285-0755）
向山保育所（太白区）	090-7065-1920（225-2567）
長命ヶ丘保育所（泉区）	080-1676-5190（378-0220）

こどものこころの相談室

電話→ **P107**

こどもと保護者のこころのケアについて、児童精神科医または臨床心理士などの専門スタッフが相談に応じます。

対 象 仙台市内に居住する18歳未満のこどもと保護者

問合せ先 各区役所家庭健康課（幼児保健係）

宮城県こども夜間安心コール 電話#8000（または212-9390）

夜間に、こどもの急な発熱やけがなどで応急処置などの対応方法を知りたい場合、看護師による電話相談を行っています。

対 象 概ね15歳未満のこどもの保護者等

相談時間 毎日19：00～翌日8：00

電話番号 ①プッシュ回線の固定電話・携帯電話 電話 #8000

②プッシュ回線以外の固定電話 電話 212-9390

問合せ先 宮城県保健福祉部医療政策課

こどもの人権110番 電話0120-007-110（フリーダイヤル）

仙台法務局の専用電話相談です。いじめ、体罰、不登校、虐待等こどもの人権に関する相談に応じています。

相談時間 月～金曜日 8：30～17：15（祝日・年末年始を除く）

インターネット人権相談窓口 <https://www.jinken.go.jp/>（パソコン・携帯電話・スマートフォン共通）

LINE人権相談 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html

（法務省ホームページに利用案内があります）

いじめ110番

電話221-7867

宮城県警察本部設置の20歳未満の方に対するいじめや悩みについての相談電話です。

相談時間 8：30～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

仙台市いじめ等相談支援室 S-KET（イスケツ）電話0120-303-836（フリーダイヤル）

法律や心の専門家などが、学校とは違う立場で、いじめ等に悩む児童生徒や保護者の相談に応じます。

対 象 仙台市内に居住、または仙台市立の学校に在籍する児童生徒と保護者
 相談時間 月・水・木・土10:00～17:00 火・金12:00～19:00（祝日・年末年始を除く）
 所 在 地 〒980-0803 青葉区国分町二丁目14-18 定禅寺パークビル3階
 メール相談 s-ket@city.sendai.jp

少年相談電話

電話222-4970

宮城県警察本部設置の20歳未満の方の非行や問題行動についての相談電話です。
 相談時間 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）

ひとり親家庭等相談

電話706-2648

① 電話での相談

相談時間 9:00～17:00（火・土曜日、祝日、年末年始を除く）※日曜日も相談を受けます。

問合せ先 宮城県母子・父子福祉センター

② 電子メールでの相談 miyagi-boren@r6.dion.ne.jp

妊娠等に関する相談

思いがけない妊娠など、妊娠についての悩みを抱えている方への相談窓口です。

利用方法 各区・総合支所での電話及び面接相談

受付時間 月～金曜日 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）

問合せ先 各区役所家庭健康課（乳児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係）→P107



みやぎ・せんだい不妊・不育専門相談センター

電話728-5225

認定看護師等による相談窓口を設け、不妊・不育症に関する不安や悩み、情報提供等の相談に応じます。

相談方法 電話及び面接相談（無料） ※ 面接相談は、事前に電話で予約願います。

相談時間 水曜日 9:00～10:00 木曜日 15:00～17:00（いずれも祝日・年末年始を除く）

所 在 地 〒980-8574 青葉区星陵町1-1（東北大学病院内）

グリーンケア相談

流産や死産などを経験した方のために、東北大学病院内の心理士が電話相談に応じます。

相談方法 電話相談（無料）

相談時間 第1・第3月曜日 13:00～14:00（いずれも祝日・年末年始を除く）

電話 090-9714-7774

II 主な施策・事業

1 手当・助成

児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、18歳になった年の年度末までの児童の父母等に手当を支給する制度です。

手 当 額

支給対象		月額（1人あたり）
第1子・第2子	3歳未満（3歳の誕生日まで）	15,000円
	3歳～18歳の年度末まで	10,000円
第3子以降	0歳～18歳の年度末まで	30,000円

受給資格者 児童を監護（面倒を見ること）し、かつ、生計を同じくする父母、未成年後見人、里親等
 ※ 原則として国内に居住する児童が対象となります。

※ 支給対象となる児童が児童福祉施設に入所している場合等は、当該施設の設置者等が受給者となります。

※ 公務員の方は、所属庁からの支給となります。ただし、里親の場合、所属庁ではなく仙台市からの支給となります。

問合せ先 各区役所保育給付課（子育て給付係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P107](#)

こども医療費助成

仙台市に居住する0歳～高校生年代（18歳に到達した年の年度末）までの児童に、保険診療の自己負担相当額を助成します。

受給資格 ①生活保護を受けていないこと

②医療保険各法に規定する給付を受けることができる者であること

③中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けていないこと

問合せ先 各区役所保育給付課（子育て給付係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P107](#)

妊婦支援給付金

1回目：妊娠届出後

妊娠届を提出し、面談を受けた妊婦の方を対象に、妊婦1人につき5万円を支給します。

2回目：赤ちゃん訪問（新生児訪問）後

赤ちゃん訪問（新生児訪問）を終えた母を対象に、新生児1人につき5万円を支給します。

問合せ先 こども支援給付課 電話214-2134

出産育児支援金

健康保険から出産育児一時金の支給を受けた方を対象に、お子さん一人につき9万円を支給します。

対象 ①令和7年10月1日以降に出産した方

②出産日及び申請時点で仙台市に住民票がある方

③出産育児一時金の対象となっている方（健康保険に加入しており、妊娠4か月（85日）以上での出産であること）

未熟児養育医療の給付

医師により入院養育が必要であると認められた出生体重が2,000g以下などの未熟児に対し、必要な医療の給付を行います。（世帯の課税額により自己負担があります。）

問合せ先 各区役所保育給付課（子育て給付係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係） [→P107](#)

不育症検査費用助成事業

不育症検査に要する費用の一部について助成を実施します。

対象 既往流死産回数が2回以上の方、申請日現在、仙台市に住民登録がある方

対象となる検査 ①流死産検体を用いた遺伝子検査

（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）

②抗ネオセルフβ₂グリオプロテインⅠ複合体抗体検査

医療機関 厚生労働省ホームページ（先進医療を実施している医療機関の一覧）の①については先進医療A24番、②についてはA29番に掲載されている医療機関で検査を受けていること

助成額 1回の検査に係る費用の7割に相当する額（上限6万円）

問合せ先 こども家庭保健課 電話214-8189

不妊検査・不妊治療費助成事業

不妊検査・不妊治療に要する費用の一部について助成を実施します。

(1) 不妊検査費助成事業

不妊を心配するご夫婦両方が不妊検査を受けた場合に、検査費用について3万円を上限に助成します。

(2) 不妊治療費助成事業（先進医療分）

保険診療の不妊治療を受けた際、先進医療もあわせて実施した場合に、先進医療にかかる費用について5万円を上限に助成します。

問合せ先 こども家庭保健課（母子保健係） 電話214-8189

2 保育

教育・保育施設等

○保育所（認可保育所）

保護者の就労や病気等で、保育が必要な児童を保育します。

（保育時間）【公立保育所】通常保育 7：15～18：15 延長保育 19：15まで

【私立保育所】通常保育 おおむね7：00～18：00 延長保育 おおむね19：00まで

問合せ先 第一希望の保育施設等がある各区役所保育給付課（保育係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）

→P107

○認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。3歳未満児には保育を、3歳以上児には教育・保育を提供します。認定こども園では、教育利用をする場合には、教育時間の前後や夏休み中などに預かり保育を実施しています。利用料金や時間は施設ごとに設定されておりますので、各施設にお問い合わせください。また、保育所と同様の一時預かりを実施している施設もあります。

問合せ先 保育利用の場合 第一希望の保育施設等がある各区役所保育給付課（保育係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）→P107

教育利用の場合 各施設

○小規模保育事業A型・B型

仙台市の認可事業として、保育の必要性のある0歳児から2歳児までの乳幼児を対象に、定員6名から19名までの比較的小規模な集団できめ細かな保育サービスを提供します。なお、卒園後に、保育所、認定こども園（保育所部分）を希望される場合は、利用調整において優先度を上げています。また、保育所と同様の一時預かりを実施している施設もあります。

保育時間 おおむね7：30～18：30

問合せ先 第一希望の保育施設等がある各区役所保育給付課（保育係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）

→P107

○家庭的保育事業・小規模保育事業C型

仙台市の認可事業として、保育の必要性のある0歳児から2歳児までの乳幼児を、家庭的保育者の自宅等で預かる保育サービスを提供します。家庭的保育事業は定員5名まで、小規模保育事業C型は定員10名までとなっています。なお、卒園後に、保育所、認定こども園（保育所部分）を希望される場合は、利用調整において優先度を上げています。

保育時間 おおむね7：30～18：00

問合せ先 第一希望の保育施設等がある各区役所保育給付課（保育係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）

→P107

○事業所内保育事業

企業等が従業員向けに設置する保育施設のうち、設備等の基準を満たしたうえで、地域の方にも利用を開放した施設を仙台市が認可した事業です。保育の必要性のある0歳児から2歳児までの乳幼児が利用できます。なお、事業所内保育事業（地域枠）を卒園後に、保育所、認定こども園（保育所部分）を希望される場合は、利用調整において優先度を上げています。

保育時間 おおむね7:30~18:30

問合せ先 第一希望の保育施設等がある各区役所保育給付課(保育係)、宮城総合支所保健福祉課(保育給付係)

→P107

○居宅訪問型保育事業

仙台市の認可事業として、障害や疾病等により個別のケアが必要なため、集団保育が著しく困難と認められるお子さんを、保護者の自宅において1対1で保育するものです。利用申込など、他の保育サービスと異なる点がございますので、仙台市ホームページで詳細をご確認ください。

保育時間 9:00~18:00

問合せ先 幼保企画課 電話 214-8753

○幼稚園

さまざまな遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の生活や学習の基盤を培うことができる、3歳(一部の幼稚園に関しては利用希望日時点で満3歳であれば利用できます。)から就学前の児童を対象とした「学校」です。私立幼稚園では、教育時間の前後や夏休み中などに預かり保育を実施しています。利用料金や時間は施設ごとに設定されておりますので、各施設にお問い合わせください。

問合せ先 各施設

一時預かり事業

保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等の事由により、緊急一時的に家庭保育が困難となる児童に対する「緊急保育サービス」(2週間以内を限度)、保護者の就労、職業訓練、就学等の事由により、家庭保育が困難となる児童に対する「非定型的保育サービス」及び「継続的利用保育サービス」、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減を図るための「私的理由による保育サービス」(週3日を限度)を行っています。対象は仙台市に在住する、保育所等に入所していない健康な就学前の児童(実施施設により受入月齢が異なります)です。

実施施設(申込・問合せ先)

[https://www.city.sendai.jp/kodomo-](https://www.city.sendai.jp/kodomo-kankyosebi/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/azukari/azukari/hoikujonado.html)

[kankyosebi/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/azukari/azukari/hoikujonado.html](https://www.city.sendai.jp/kodomo-kankyosebi/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/azukari/azukari/hoikujonado.html)



休日保育事業

保護者が就労等により、日曜・祝日等に保育を必要とする児童を対象に実施しています。実施施設にあらかじめ利用の登録をし、直接利用の予約をします。

実施施設(申込・問合せ先)

[https://www.city.sendai.jp/kodomo-](https://www.city.sendai.jp/kodomo-kankyosebi/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoikujo/hoikujo/kyujitsu.html)

[kankyosebi/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoikujo/hoikujo/kyujitsu.html](https://www.city.sendai.jp/kodomo-kankyosebi/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoikujo/hoikujo/kyujitsu.html)



幼稚園及び認定こども園の預かり保育

私立幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分利用(1号認定)の方が対象)では、園児を対象に、保護者の仕事や病気、その他の事情で保育を必要とする場合に、通常の教育時間の前後や休業日(春夏冬休み等)にお子さんの預かり保育を実施しています。

預かり保育の実施時間や利用料金などは、施設ごとに設定されておりますので、各施設にお問い合わせください。

問合せ先 各施設

幼児教育・保育の無償化

○幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育)等

◆3~5歳児クラスのすべてのこどもの利用料が無償化

- ・無償化の期間は満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間(幼稚園・認定こども園の教育利用のみの場合は満3歳から対象)

- ・従来制度幼稚園は、月額25,700円まで無償（宮城教育大学附属幼稚園は月額8,700円まで）
- ・実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費等）は、無償化の対象外（新制度幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業をご利用の場合、年収360万円未満相当世帯のこどもと第3子以降のこどもは、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除。従来制度幼稚園をご利用の場合は、同要件での補助制度あり）
- ◆0～2歳児クラスでは、住民税非課税世帯等のこどもの利用料が無償化

○幼稚園・認定こども園の預かり保育

- ◆3～5歳児クラスで、施設等利用給付認定（新2号）を受けたこども及び満3歳で施設等利用給付認定（新3号）を受けた市町村民税非課税世帯等のこどもの利用料が、利用日数に応じて1日あたり450円まで無償化

※1月あたり11,300円を超える場合は、月額11,300円まで（満3歳児は月額16,300円まで）無償化

○認可外保育施設、一時預かり事業等（※）

- ◆3～5歳児クラスで施設等利用給付認定（新2号）を受けたこどもの利用料が、月額37,000円まで無償化
- ◆0～2歳児クラスで施設等利用給付認定（新3号）を受けた市町村民税非課税世帯等のこどもの利用料が、月額42,000円まで無償化
- ・幼稚園（※）、認可保育所、認定こども園等を利用していない方が対象
 - *預かり保育の実施時間等が少ない幼稚園（平日の預かり保育提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満）の場合は、幼稚園の預かり保育の他、認可外保育施設等の利用分も無償化の対象となります。
 - ※一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等のほか、一時預かり事業（のびすくを含む）、病児・病後児保育事業、仙台すくすくサポート事業（ファミリー・サポート・センター事業）が対象です。（複数サービスの併用も可能）

問合せ先 仙台市幼児教育無償化事務センター 電話 214-8978

3 保健・医療

小児慢性特定疾病医療費支給

悪性新生物（がん）、内分泌疾患、血友病など厚生労働省告示により厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている18歳未満（20歳到達まで延長可）の児童等に保険診療の自己負担分に対する医療費を支給します。（世帯の課税状況等により一部自己負担があります）

問合せ先 各区役所保育給付課（子育て給付係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）→P107

母子健康手帳の交付

妊娠の届出をした方に対して、母子健康手帳を交付します。妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態を一貫して記録し、母子の健康管理に役立てるものです。

問合せ先 各区役所家庭健康課（乳児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係）、各保健センター→P107

妊婦一般健康診査

妊娠中の異常の早期発見、早期治療を促進し、妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査にかかる費用を助成します。また、里帰り等のため宮城県外で受診された場合は、健診終了後の申請に基づき助成します。

問合せ先 各区役所家庭健康課（乳児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係）→P107

妊婦のオーラルケア健康診査

むし歯や歯周疾患が多発する傾向にある妊婦を対象として、歯科健診、保健指導を行います。母子健康手帳交付時に、受診券を交付しますので、登録医療機関で受診してください。

問合せ先 各区役所家庭健康課（乳児保健係・健康増進係）、各総合支所保健福祉課（保健係）→P107

遺伝カウンセリング（遺伝相談）

遺伝についての不安や悩みをお持ちの方に対して、専門のカウンセラーが相談に応じます。

問合せ先 各区役所家庭健康課（乳児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P107](#)

母親（両親）教室

希望する妊婦やその配偶者・パートナーなどに対して、妊娠・出産・育児について必要な知識等を伝えるとともに、育児の仲間づくりの場となっています。

問合せ先 各区役所家庭健康課（乳児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P107](#)

妊産婦・新生児訪問指導

新生児期の母子等を対象に、保健師・助産師等が各家庭を訪問し、相談にあたります。お子さんが生まれたすべての家庭が対象となります。

問合せ先 各区役所家庭健康課（乳児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P107](#)

先天性代謝異常等検査

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常等を早期に発見し、早期の治療につなげるために、新生児を対象に血液検査を行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（乳児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P107](#)

新生児聴覚検査

聴覚障害を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的に行われる新生児聴覚検査にかかる費用を助成します。また、里帰り等のために宮城県外の医療機関で新生児聴覚検査を実施した場合は、検査終了後の申請に基づき助成します。

問合せ先 各区役所家庭健康課（乳児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P107](#)

産婦健康診査

産婦のこころとからだの健康チェックのため、産婦健康診査にかかる費用を助成します。また、里帰り等のため宮城県外で受診された場合は、健診終了後の申請に基づき助成します。

問合せ先 各区役所家庭健康課（乳児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P107](#)

乳児健康診査

乳児の疾病の早期発見・早期治療のため、生後1か月、2か月、4～5か月、8～9か月の乳児を対象に登録医療機関で健康診査を行います。また、必要な乳児に対しては精密健康診査を行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（乳児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P107](#)

3～4か月児育児教室

保健師による育児相談や赤ちゃんの発育状況の確認などを行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（乳児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P107](#)

フッ化物歯面塗布助成事業

生後8か月から1歳6か月に達する日の前までの乳幼児を対象として、登録歯科医療機関でフッ化物歯面塗布を受ける費用を1回分助成します。

問合せ先 各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P107](#)

1 歳6 か月児健康診査

1歳6か月児を対象に心身の発育・発達健康状態を確認するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防や育児についての相談・助言などの総合健康診査を実施します。また、必要な幼児に対しては精密健康診査を行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（幼児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） →P107

2 歳6 か月児歯科健康診査

むし歯の予防と歯科疾患の早期発見・早期治療のための歯科健診と指導及び育児についての相談を行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（幼児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） →P107

3 歳児健康診査

身体発育及び精神発達・生活習慣の形成などについて3歳7か月児を対象にして、医師・歯科医師等による総合的な健康診査を実施するとともに、保護者への相談・助言を行います。また、必要な幼児に対しては精密健康診査を行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（幼児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） →P107

5 歳児のびのび発達相談

5歳のお子さん（年中児）とその保護者で希望する方を対象に、発達等に関する相談を行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（幼児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） →P107

予防接種

《妊婦を対象とした定期予防接種》 ※接種費用は無料です（令和8年4月開始）。

	対象者	実施方法	場所	時期	周知方法等
RSウイルス 感染症	妊娠28週から36週まで 1回	個別	予防接種登録 医療機関	通年	母子健康手帳交付時等に 周知 (予診票：各区役所家庭健 康課・各総合支所保健福 祉課、医療機関窓口)

《こどもを対象とした定期予防接種》 ※ 表中の接種はすべて無料です。

	対象者	実施方法	場所	時期	周知方法
BCG	生後11か月まで 1回 (標準5～7か月)	個別	予防接種登録 医療機関	通年	母子健康手帳交付時等に 周知 (予診票：別冊とじこみ、 各区役所家庭健康課・ 各総合支所保健福祉課、 医療機関窓口)
五種混合 (ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ Hib感染症)	生後2か月～89か月 1期初回3回(標準2～6か月) 1期追加1回 (標準初回接種終了後6～17月)	個別	予防接種登録 医療機関	通年	母子健康手帳交付時等に 周知 (予診票：別冊とじこみ、 各区役所家庭健康課・ 各総合支所保健福祉課、 医療機関窓口)
二種混合 (ジフテリア 破傷風)	11～12歳(標準11歳) 1回 ジフテリア・破傷風(2期)	個別	予防接種登録 医療機関	通年	学校を通じて周知 (予診票：各区役所家庭健 康課・各総合支所保健福祉 課、医療機関窓口)

	対象者	実施方法	場所	時期	周知方法
麻しん 風しん	1期1回 12～23か月 2期1回 小学校入学の前年度1年間	個別	予防接種登録 医療機関	通年	1期は母子健康手帳交付時等に周知 2期は保育園・幼稚園等を通じて周知 (予診票：別冊としこみ)
日本脳炎	生後6～89か月 1期初回2回(標準3歳) 1期追加1回(標準4歳) 9～13歳未満 2期(標準9歳) 1回 ※平成17～21年度までの積極的な接種勧奨の中止によって接種の機会を逃した方に対する特例措置あり	個別	予防接種登録 医療機関	通年	1期初回・1期追加は母子健康手帳交付時等に周知 (予診票：別冊としこみ、各区役所家庭健康課・各総合支所保健福祉課、医療機関窓口) 2期は学校を通じて周知 (予診票：各区役所家庭健康課・各総合支所保健福祉課、医療機関窓口)
小児の肺炎 球菌感染症	生後2か月～59か月 (標準初回接種開始 生後2～6か月) ※接種開始月齢により接種回数異なる	個別	予防接種登録 医療機関	通年	母子健康手帳交付時等に周知 (予診票：別冊としこみ、各区役所家庭健康課・各総合支所保健福祉課、医療機関窓口)
HPV (子宮頸がん 予防)	小学6年～高校1年相当年齢の女子 2回または3回 (接種開始年齢により接種回数異なる) (標準 中学1年の女子)	個別	予防接種登録 医療機関	通年	市HP等で周知
水痘	1～2歳 2回 (1回目標準 生後12～14か月) (2回目標準 1回目終了後 6～11月)	個別	予防接種登録 医療機関	通年	母子健康手帳交付時等に周知 (予診票：別冊としこみ、各区役所家庭健康課・各総合支所保健福祉課、医療機関窓口)
B型肝炎	生後11か月まで 3回 (標準2～8か月)	個別	予防接種登録 医療機関	通年	母子健康手帳交付時等に周知 (予診票：別冊としこみ、各区役所家庭健康課・各総合支所保健福祉課、医療機関窓口)
ロタウイルス 感染症	【初回接種】 出生6週0日後から 出生14週6日後まで 〔標準 生後2月から 出生14週6日後まで〕 【2回目以降】 ・1価ワクチン 出生6週0日後から 出生24週0日後まで 2回 ・5価ワクチン 出生6週0日後から 出生32週0日後まで 3回	個別	予防接種登録 医療機関	通年	母子健康手帳交付時等に周知 (予診票：別冊としこみ、各区役所家庭健康課・各総合支所保健福祉課、医療機関窓口)

《任意予防接種》

	対象者	実施方法	場所	時期	周知方法
おたふくかぜ	1歳～2歳 1回	個別 自己負担 2,500円	予防接種登録 医療機関	通年	1歳6か月児健康診査案内 時等に周知 (予診票: 各区役所家庭健康課・ 各総合支所保健福祉課、 医療機関窓口)

法律の改正により、予防接種の種類や接種間隔等が変更されることがありますので、詳細についてはお問い合わせください。

問合せ先 各区役所家庭健康課（乳児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係）→P107

結核児童療育医療の給付

結核児童で長期入院の必要な児童に対し、適正医療のほか日用品・学習用品を支給します。

問合せ先 各区役所保育給付課（子育て給付係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）→P107

4 ひとり親家庭への支援

児童扶養手当

ひとり親（父または母が重度の障害のある方である場合を含む）で児童を養育している父または母や父母に代わってその児童を養育している方に支給します。

対象 次のいずれかに該当する児童（18歳になった年の年度末までの児童または20歳未満で心身に一定の障害のある児童）を監護している母または父（または養育者）

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ①父母が婚姻を解消した | ⑤父または母から1年以上遺棄されている |
| ②父または母が死亡した | ⑥父または母が1年以上拘禁されている |
| ③父または母が重度の障害の状態にある | ⑦未婚の母が出産した子である |
| ④父または母の生死が明らかでない | ⑧父または母が保護命令を受けた |

ただし次のような場合、手当は支給されません。

- ア 日本国内に住所がないとき
- イ 父子家庭の場合は母と、母子家庭の場合は父と生計が同じとき
（父または母が重度障害の場合を除く）
- ウ 父の配偶者または母の配偶者（内縁関係・婚姻可能な異性との同居を含む）に養育されているとき
- エ 里親に委託されているとき
- オ 児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所、知的障害児通園施設等を除く）に入所しているとき

手 当 額（令和8年4月分～）

	全部支給	一部支給（所得額に応じて10円きざみの額）
児童1人目	月額48,050円	所得に応じて月額48,040円～11,340円
児童2人目以降	月額11,350円	所得に応じて月額11,340円～5,680円

手当を受けようとする方の所得により、全部支給・一部支給・支給停止のいずれかに該当となります。

また、同居している家族の所得が一定額以上あると、支給停止となります。

手当を受給してから5年後等に働く意欲がない場合は、手当が2分の1に減額される場合があります。

問合せ先 各区役所保育給付課（子育て給付係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）、
秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

母子・父子家庭医療費助成

母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、父母のない児童に対し、保険診療の自己負担相当分の一部を助成します。（児童が18歳に達する年度末まで）

受給資格 ①生活保護を受けていないこと

②医療保険各法に規定する給付を受けることができる者であること

③母子家庭の母、父子家庭の父、扶養義務者等の前年または前々年の所得が一定額に満たないこと

④中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けていないこと

助成額 保険診療の自己負担額のうち、1つの医療機関等で1ヶ月に支払った医療費が、入院については2,000円、通院については1,000円を超える額

問合せ先 各区役所保育給付課（子育て給付係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭や父子家庭、寡婦などの経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、無利子あるいは低利子で各種資金を貸し付けています。貸付金の種類、対象、貸付限度額は次のとおりです。（資金によっては、内容により貸付限度額が異なることがあります。）

資金種別	貸付対象	貸付限度額	
事業開始	母、父、寡婦	3,720,000円	
事業継続	母、父、寡婦	1,860,000円	
技能習得	母、父、寡婦	月額	68,000円
就職支度	母、父、児童、寡婦	110,000円	
住 宅	母、父、寡婦	1,500,000円	
転 宅	母、父、寡婦	260,000円	
医療介護	母、父、児童、寡婦	医療	340,000円
		介護	500,000円
生 活	母、父、寡婦	月額	118,000円
		生計中心者でない場合	79,000円
結 婚	母、父、寡婦	340,000円	
修 学	児童、子	月額	27,000～183,000円
就学支度	児童、子	小学校	91,600円
		中学校	101,000円
		高校、専修（高等課程、一般課程）、私立の専修（一般課程）	自宅 ※ ¹ 150,000円
			自宅外 ※ ¹ 160,000円
		大学、短大、大学院、高専、専修（専門課程又は専攻科）	自宅 ※ ² 420,000円
			自宅外 ※ ² 430,000円
		修業施設（中学校卒業生）	自宅 150,000円
			自宅外 160,000円
		修業施設（高校卒業生）	自宅 272,000円
			自宅外 282,000円
修 業	児童、子	月額	68,000円

※ 令和8年4月現在

※¹ 私立の場合は高校・専修学校(高等課程)で260,000円加算可能

※² 私立の場合は、160,000円加算可能。

問合せ先 各区役所家庭健康課（こども家庭係）、宮城総合支所保健福祉課（こども家庭係）→P107

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を活用して、養成機関に修学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭に対し、入学準備金及び就職準備金を貸し付けます（資格取得後1年以内に宮城県内において就職し、5年間その職に従事した場合は返済免除）。

また、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭を支援するため、住宅の家賃支払に必要となる資金を無利子で貸し付けします（貸付後、1年間就労を継続した場合、返済免除）。

	入学準備金	就職準備金	住宅支援資金
貸付対象	ひとり親家庭の親であり、仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給対象者。		①児童扶養手当を受給していること（同等の所得水準含む。なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の者については対象） ②母子・父子自立支援プログラム※を策定していること ③就労に向けて意欲的に取り組んでいること
貸付額	養成機関への入学準備金として上限額50万円（入学月から1年以内に申請）。	養成機関を修了しかつ資格を取得した場合、就職準備金として上限20万円（資格取得から1年以内に申請）。	入居している住宅の家賃（管理費・共益費含む）の実費を貸付（1月あたり上限7万円、原則12カ月に限る）
利子	連帯保証人を立てる場合は無利子。連帯保証人を立てない場合は返還の債務の履行猶予中は無利子で、履行猶予期間経過後は年1.0%。		無利子

問合せ先 仙台市社会福祉協議会（福祉団体係） 電話 223-2142 FAX 262-1948

※母子・父子自立支援プログラムの策定は、下記にて行なっております。

仙台市母子家庭相談支援センター [→P47](#)

仙台市父子家庭相談支援センター [→P47](#)

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給

20歳未満の児童を養育する母子家庭の母及び父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の一部を支給する制度です。※20歳に到達した場合でも、受講修了までは対象となる場合があります。

問合せ先 各区役所家庭健康課（こども家庭係）、宮城総合支所保健福祉課（こども家庭係） [→P107](#)

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の支給

20歳未満の児童を養育する母子家庭の母及び父子家庭の父が看護師、保育士、理・美容師などの資格取得のため6か月以上養成機関で修業する場合、養成訓練受講中の生活安定を図るため、修業期間の一定の期間について「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、養成機関の修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。

※6月以上の訓練を通常必要とする民間資格の場合も給付対象とする。

促進給付金 ①非課税世帯 月額100,000円 ②課税世帯 月額70,500円 上限48か月

養成機関での最終年限の12か月は上記①②それぞれの月額に40,000円を加算して支給します。

修了支援給付金 ①非課税世帯 50,000円 ②課税世帯 25,000円

問合せ先 各区役所家庭健康課（こども家庭係）、宮城総合支所保健福祉課（こども家庭係） [→P107](#)

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

20歳未満の児童を養育する母子家庭の母及び父子家庭の父又は養育する児童が、高等学校卒業程度認定試験のための講座を受講した場合、受講開始時と受講修了時、高等学校卒業程度認定試験合格時に講座費用の一部を支給します。

問合せ先 各区役所家庭健康課（こども家庭係）、宮城総合支所保健福祉課（こども家庭係） [→P107](#)

母子・父子家庭、寡婦への家庭生活支援員派遣

母子・父子家庭、寡婦に対し、病気、出張、残業、冠婚葬祭、学校行事などで家事や育児に困るとき、家庭生活支援員（主にホームヘルパー3級以上の有資格者）を派遣して保育や日常家事のお手伝いをします。

問合せ先 各区役所家庭健康課（こども家庭係）、宮城総合支所保健福祉課（こども家庭係） [→P107](#)

養育費に関する公正証書等作成促進補助

養育費取り決めのための公正証書等作成費用や家庭裁判所への調停申立て費用等を補助します。

補助額 養育費取り決めに係る費用のうち、公証人手数料、収入印紙代、郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得費用（上限5万円）

問合せ先 こども支援給付課 **電話** 214-8180

養育費保証契約保証料補助

養育費の取り決め内容の債務名義（公正証書や調定調書などの公文書）を有しており、児童扶養手当が支給となる所得水準にある方が保証会社と1年以上の養育費保証契約を結んだときに支払った保証料を補助します。

補助額 保証会社と養育費保証契約を結んだときに支払った経費のうち、保証料として利用される方が負担した費用（上限5万円）

問合せ先 こども支援給付課 **電話** 214-8180

5 その他**子育て支援ショートステイ事業**

0歳から小学6年生までの児童の保護者が、入院や育児疲れ等のため児童の養育が一時的に困難になったときに、児童養護施設・乳児院や里親のもとで、原則として1回につき7日間までお子さんのお世話をします。（施設や里親の状況により、受け入れできない場合もあります）

実施施設 宮城県済生会みやぎ乳児院、丘の家乳幼児ホーム、丘の家子どもホーム、ラ・サール・ホーム、仙台天使園、小百合園

問合せ先 各区役所家庭健康課（こども家庭係）、宮城総合支所保健福祉課（こども家庭係） [→P107](#)

養育支援訪問事業

体調不良等により児童の養育について支援が必要な家庭に、保健師・助産師・保育士等の専門職が訪問し、育児相談・助言指導を行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（乳児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P107](#)

子育て世帯訪問支援事業（育児ヘルパー派遣）

体調不良等により児童の養育について支援が必要な家庭に、育児ヘルパーを派遣し、育児や家事等の援助を行います。育児ヘルパー派遣は有料（減免制度あり）で、事前に利用申請が必要です。

問合せ先 各区役所家庭健康課（乳児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P107](#)

産後ケア事業

出産後、希望する方へ病院や診療所、助産所における宿泊や日帰り、自宅への訪問により、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等を行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（乳児保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P107](#)

病児・病後児保育事業

当面症状の急変は認められないが、病気の回復期には至っていない、または、病気の回復期で集団の保育等が困難であり、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等、家庭での保育も困難であるおおむね生後6か月から小学6年生までの児童を対象に、施設で預かります。

実施施設

名 称	住 所	電 話
てらさわ小児科（杉の子ルーム）	〒981-0952 青葉区中山二丁目26-20	303-1519
わくわくモリモリ保育所	〒980-0022 青葉区五橋一丁目6-2 KJビル3階	797-3981
幼保連携型認定こども園仙台保育園病児・病後児保育室「ばんだ」	〒984-0061 若林区南鍛冶町96-8	395-7201
すすき整形外科・小児科内科	〒982-0012 太白区長町南三丁目35-1	248-1665
こん小児科クリニック （こもれび komorebi保育室）	〒981-3135 泉区八乙女中央二丁目4-25	725-7566

※市の実施施設以外にも病児・病後児保育を実施している民間施設があります。詳細は仙台市ホームページをご参照ください。

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

保護者の就労要件等を問わず、お子さんを保育施設等に通わせることができる制度です。

実施施設及び詳細については、仙台市ホームページをご覧ください。

問合せ先 幼保企画課 電話 214-8185

仙台すくすくサポート事業

「お子さんを預かってほしい方（利用会員）」と「お子さんを預かることができる方（協力会員）」が相互の信頼関係のもとに行う子育て支援活動です。「ちょっとこどもを預かってほしい」「保育所のお迎えをお願いしたい」ときに、協力会員に報酬を支払ってこどもを預けることができる、仙台市が運営する事業です。利用するには、会員登録が必要です。

※ひとり親家庭等の方向けに利用料を一部助成する制度がありますので、問合せ先にご相談ください。

対 象 おおむね生後2か月から小学6年生までのお子さん

利用料金 平日午前7時～午後8時の利用 700円/時間

上記以外の時間帯の利用 800円/時間

問合せ先 仙台すくすくサポート事業事務局 電話 214-5001 FAX 214-8784

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

児童の健全な育成を図るため、就労等により保護者が昼間家庭にいない市内の小学1～6年生の児童を対象に、児童館等で放課後における適切な遊びや生活の場を提供しています。

開 設 日 日曜・祝日及び年末年始を除く毎日

利用時間 平 日 放課後から18：00まで（延長利用の場合は19：15まで）

土曜日 9：00～17：00（延長利用はありません）

学校長期休業日 8：00～18：00（延長利用の場合は19：15まで）

費 用 基本利用分 児童一人あたり 月3,000円（減免制度あり）

延長利用分 児童一人あたり 月1,000円

※ 延長利用は、基本利用とセットでの申し込みが必要となります。

問合せ先 児童クラブ事業推進課 電話 214-8176 FAX 214-8784

※市で実施している以外にも民間事業者が行っている児童クラブがあります。詳細は仙台市ホームページをご参照ください。

のびすく（子育てふれあいプラザ等）における乳幼児一時預かり

買い物やリフレッシュなど預ける理由を問わずご利用できます。

対象年齢 生後6か月から就学前まで（予約制）

利用料金 お子さん1人につき1時間600円（以後30分ごとに300円）

申込方法 申し込みには、事前に会員登録が必要です。詳しくは、各施設にお問い合わせください。→P115

利用時間

名 称	利用時間
のびすく仙台	9：30～16：30
のびすく宮城野	9：00～17：30（土曜日は16：30まで）
のびすく若林	9：00～16：30
のびすく長町南	9：30～16：30
のびすく泉中央	9：30～16：30

幼児交通安全教室

幼児に基本的な交通ルール等を理解、習得させるとともに、保護者等が果たすべき役割の自覚を促すため、幼稚園、こども園、保育所（園）、児童館の幼児、児童及び保護者を対象に、「出前式」の交通安全教室を行っています。教室時間・内容等は事前打ち合わせの上で実施します。

問合せ先 （公財）仙台ひと・まち交流財団 交通安全指導課 電話 268-5429 FAX 225-2791

紙おむつ使用者の家庭ごみ処理手数料の減免

申請により出生後満1歳に達するまでに1回、家庭ごみ指定袋（中サイズ）50枚を、申請者の自宅に届けます。

対 象 満1歳までの乳児（施設入所児を除く）を養育している方

手 続 お子さんの住民登録をした月の月末から概ね2か月程度で送付される「杜っ子のびすくプレゼント」の案内状の手順に沿って、サイトにログインし、商品から「減免指定ごみ袋」を選択してください。

申請時期 随時（出生後～満1歳に達する前日まで）

問合せ先 家庭ごみ減量課 電話 214-8226 FAX 214-8277

第3子以降小学校入学祝金

第3子以降の児童が小学校に入学する、5月1日時点で市内居住の保護者等からの申請により、祝金を支給しています。（結婚しているお子さん等は、児童の算定に含めません。）

支 給 額 30,000円

問合せ先 こども支援給付課 電話 214-8202 FAX 214-8610

ひとり親・子育て世帯・多子世帯の市営住宅への優先入居

市営住宅の募集にあたり、年4回の定期募集において、ひとり親・子育て世帯・多子世帯への抽選優遇措置を図るとともに、定期募集とは別に、ひとり親・子育て世帯・多子世帯を対象とした特定枠募集を実施します。

問合せ先 （公財）仙台市建設公社募集課 電話 399-7413 FAX 399-8252

第4章 低所得者

I 主な施策・事業

1 生活保護

生活保護とは

家計を支えていた人が亡くなったり、何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障しながら、一日でも早くご自身の生活を支えられるようにするための手助けをする制度です。

問合せ先 各区役所保護課

(青葉区においては保護第一課・宮城総合支所管理課、太白区においては保護第一課) [→P107](#)

保護の要件

- ・働ける人は、能力に応じて働くこと
- ・資産は、生活維持のために活用すること
- ・年金や手当など、他の制度で給付を受けることができる場合は、それらの制度を活用すること

これらの手立てをして、それでもなおかつ生活ができない場合で、厚生労働大臣の定める最低生活費の基準額に満たない場合に、保護が適用されます。

- 〔 以下は保護に優先します。 〕
- ・親、子、兄弟姉妹などの扶養義務者から受けられる援助

保護の種類

厚生労働大臣の定める保護基準に基づいて計算される世帯の最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、不足分が保護費として支給されます。

- 生活扶助……衣食、光熱水費などの日常生活に必要な費用
- 住宅扶助……家賃、地代、借家の場合の更新手数料などの費用（一定の上限があります。）
- 教育扶助……義務教育に必要な学用品代、給食費などの費用
- 介護扶助……介護保険などの給付対象となるサービスを受けるのに必要な費用
- 医療扶助……病院にかかるために必要な費用
- 出産扶助……出産の費用
- 生業扶助……就労に必要な技能を修得するための費用、高校などの就学に必要な費用
- 葬祭扶助……葬式を執り行うための費用

※このほか、入所させて生活扶助を行う救護施設等があります。

標準世帯の生活扶助基準額 令和7年10月31日現在（1級地-2）

標準（3人）世帯………夫（48歳男）、妻（43歳女）、子（15歳）

基準生活費 （食費、被服費、光熱水費等） 148,860円	+	その他加算されるもの （児童養育加算等） 14,690円	=	163,550円
-------------------------------------	---	------------------------------------	---	----------

※このほか、必要に応じて妊産婦、障害者などの各加算が上積みされます。

※冬季（11月から4月まで）は、冬季加算が上積みされます。

※12月は、期末一時扶助が上積みされます。

2 就学援助

就学援助制度

仙台市立小・中学校及び仙台青陵中等教育学校（前期課程）の児童生徒の保護者で、次のいずれかの理由に該当する方に対し、学用品費・給食費・修学旅行費などの費用の一部について援助を行っています。

- ①生活保護の停止・廃止
- ②児童扶養手当の受給
- ③市民税の非課税・減免（非課税は18歳以上の家族全員が障害者手帳を所持しているか、寡婦またはひとり親の場合のみ）
- ④国民年金保険料の免除または納付猶予
- ⑤国民健康保険料の減免
- ⑥個人事業税・固定資産税の減免（家屋新築による固定資産税等の減免は対象外）
- ⑦生活福祉資金の貸付を受けている
- ⑧その他経済的理由で年間の総所得が一定額以下

※仙台市に住所を有し、国、県または、他市町村立小・中学校に在籍している方は、教育委員会にご相談ください。

問合せ先 各仙台市立小・中学校、仙台青陵中等教育学校

仙台市教育委員会学事課 電話 214-8861 FAX 264-4428

3 貸付

生活福祉資金貸付制度

収入の少ない世帯、心身に障害のある方や高齢者が属している世帯に対し、低利子（年1.5%）または無利子で資金の貸付と必要な支援を行うことにより、世帯の経済的自立と生活の安定向上を目的とする制度です。

○貸付には審査があります。

○原則として、連帯保証人が必要です。

※ 連帯保証人を立てられない場合でも、資金の種類によっては貸付を申し込むことができます。

○他の貸付制度の利用が優先です。

○総合支援資金と緊急小口資金の貸付にあたっては、原則として生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業のご利用が要件の一つとなります。

○民生委員が援助活動を行います。

《生活福祉資金の限度額と条件等》

資金の種類			貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	貸付対象※
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用（貸付期間：原則3か月、最大12か月）	2人以上の世帯 月20万円以内 単身世帯 月15万円以内	最終貸付日から6か月以内	10年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも申込可	低所得世帯
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付の日（生活支援費と併せて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日）から6か月以内		連帯保証人を立てられない場合は、据置期間経過後年1.5%		
	一時生活再建費	①新たに就業するために必要な支度費・技能習得費 ②生活を立て直すために転居が必要な場合の転居費用・家具什器費等	60万円以内					

資金の種類			貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	貸付対象※
福祉資金	福祉費	①生業を営むために必要な経費	460万円以内	貸付の日 (分割による交付の場合は最終貸付日)から6か月以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てられない場合は、据置期間経過後年1.5%	原則必要 (⑫のみ連帯借受人がいる場合に不要となることがある) ただし、連帯保証人なしでも申込可	低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯(⑤は障害者世帯のみ)
		②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間 6か月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年以内 580万円以内		8年以内			
		③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内		7年以内			
		④福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内		8年以内			
		⑤障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内		8年以内			
		⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内		10年以内			
		⑦負傷または疾病の療養に係る必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないとき170万円以内 1年を超えて1年6か月以内のとき230万円以内		5年以内			
		⑧介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないとき170万円以内 1年を超えて1年6か月以内のとき230万円以内		5年以内			
		⑨災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内		7年以内			
		⑩冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内		3年以内			
		⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内		3年以内			
		⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内		3年以内			
		⑬その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内		3年以内			

資金の種類			貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	貸付対象※
福祉資金	緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ①医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ②給与等の盗難、紛失によって生活費が必要とき ③年金、保険、公的給付金等の支給開始までに生活費が必要とき ④その他、これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき	10万円以内	貸付の日から2か月以内	12か月以内	無利子	不要	低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯
	教育支援資金	学校教育法に定められた高等学校、短大、大学または高等専門学校などへ修学するのに必要な経費	高校 月3.5万円以内 高専 月6万円以内 短大・専修学校 月6万円以内 大学 月6.5万円以内	卒業後6か月以内	20年以内	無利子	連帯借受人がいる場合は不要 連帯借受人がつかない場合は必要となることもある	低所得世帯
	就学支度費	高等学校や大学などの入学時に必要な経費	50万円以内（入学時のみ1回限り）					

資金の種類			貸付限度額	償還期間	償還方法	貸付利子	連帯保証人	貸付対象※
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	現在お住まいの自己所有の不動産に将来にわたって住み続けることを希望される場合にその不動産を担保として生活資金を貸し付ける制度	土地の評価額の7割程度 月30万円以内	契約終了後3か月以内	借受人（又は相続人）及び連帯保証人による一括償還	年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 推定相続人の中から1名を選任 不要	低所得の高齢者世帯
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金		居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割）		借受人（又は相続人）による一括償還			福祉事務所が要保護と認めた高齢者世帯

※ 貸付対象：低所得世帯…世帯の収入が一定基準以下の方。

障害者世帯…身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方がいる世帯。

高齢者世帯…日常生活上、療養又は介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯で、世帯の収入が一定基準以下の方。

問合せ先 仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所 →P116

入学準備金貸付制度

低所得で児童・生徒を養育し、新入学にかかる経費に困っている世帯に対し、入学準備金を貸し付けます。貸付の際には、民生委員が援助活動を行います。※ 貸付には審査があります。

貸付条件 本市に6か月以上居住し、現に児童及び生徒を養育し、資金の融資を他から受けることが困難で返済が可能であること（小・中学校は、生活保護を受けている方を除く）

貸付限度額 1世帯 250,000円以内

（公立高校：100,000円以内、私立高校：150,000円以内、小・中学校：各50,000円以内）

償 還 貸付の日から2か月据置後20か月以内（私立高校で150,000円貸付の場合は30か月以内）
無利子。

保 証 人 1名必要（仙台市内に居住し、独立生計を営み、かつ返済能力を有する方）

問合せ先 仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所 →P116

4 その他

仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」

電話 395-8865

生活のことや仕事探しでお困りの方、生活に困窮している方のさまざまな悩みに対して、ワンストップで対応する相談窓口です。スタッフが一人一人に合った支援プランと一緒に考え、課題の解決を目指します。

開所時間 平日 9:00~18:00（土日・祝日・年末年始を除く）

所 在 地 〒980-0802 青葉区二日町6-6 シャンボール青葉2階

問合せ先 電話 395-8865 FAX 395-6268

仙台市家計相談プラザ

電話 791-7205

家計収支のバランスが取れていないなど、家計に課題を抱える方に対し、家計の状況を適切に把握し、その改善の意欲を高めるとともに、自ら管理ができるように支援します。

開所時間 平日 9:30~17:30（土日・祝日・年末年始を除く）

所 在 地 ①〒983-0852 宮城野区榴岡2-3-15 花本ビル8階

電話 791-7205

②〒980-0802 青葉区二日町6-6 シャンボール青葉2階

電話 395-8865 （仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」内）

住居確保給付金支給事業

離職等により住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、原則3か月間（最長9か月間）を限度として、賃貸住宅等の家賃相当分を支給するとともに、就労支援員による就労支援等を実施し、再就職に向けた支援を行います。

また、生活に困窮している方のうち、収入が著しく減少し、家計改善のために家賃の低廉な住宅へ転居する必要があると認められた方について、転居にかかる費用を補助します。

問合せ先 各区役所保護課

（青葉区においては保護第一課・宮城総合支所管理課、太白区においては保護第一課） →P107

路上生活者等自立支援ホーム

ホームレスの人々に対し、居所や食事などを提供するとともに、自立意欲の喚起・助長を図りながら、生活指導や就労・住居の確保に向けて必要な支援を行います。

問合せ先 各区役所保護課

（青葉区においては保護第一課・宮城総合支所管理課、太白区においては保護第一課） →P107

行旅病人の救護

療養の途も救護もなく、歩行できない旅行中の病人と同伴者を、医療機関等に診療を依頼し救護します。

問合せ先 各区役所保護課

（青葉区においては保護第一課・宮城総合支所管理課、太白区においては保護第一課） [→P107](#)

行旅死亡人の援護

住所・居住または氏名不明の引取者のない死亡人の火葬等を行います。

問合せ先 各区役所保護課

（青葉区においては保護第一課・宮城総合支所管理課、太白区においては保護第一課） [→P107](#)

無縁故者の埋葬

全く身寄りが無く引き取り者のない遺骨を、仙台市無縁故者納骨堂に埋葬します。

問合せ先 保護自立支援課 電話 214-8166 FAX 214-8576

第5章 健康・医療・保険年金

I 主な相談機関

アルコール健康相談

電話・FAX→ **P107**

お酒に関する心と体の問題についての相談に応じます。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（地域支援係）、秋保総合支所保健福祉課（保健係）

電話相談 はあとライン

電話265-2229

電話で、こころの健康に関する相談に応じます。

相談内容 ①家族関係や対人関係の悩み相談

②精神障害に関する悩み相談

③アルコールや薬物、ギャンブル等に関する悩み相談

④上記以外のこころの悩み相談

相談時間 月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

（金曜10:00～12:00は精神科医による精神医学相談）

問合せ先 精神保健福祉総合センター「はあとぼーと仙台」 電話 265-2191 FAX 265-2190

電話相談 ナイトライン

電話217-2279

電話で、こころの健康に関する相談に応じます。

相談内容 ①家族関係や対人関係の悩み相談

②精神障害に関する悩み相談

③アルコールや薬物、ギャンブル等に関する悩み相談

④上記以外のこころの悩み相談

相談時間 年中無休 18:00～22:00

問合せ先 精神保健福祉総合センター「はあとぼーと仙台」 電話 265-2191 FAX 265-2190

こころの健康相談

電話・FAX→ **P107**

市民のこころの健康や精神障害者の日常生活等に関する各種相談に応じます。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（地域支援係）、秋保総合支所保健福祉課（保健係）

こころの絆センター（仙台市自殺対策推進センター） 電話225-5560

保健・福祉・医療・労働・教育・警察等の関係機関と連携しながら、自死を考えている方などの相談をお受けしたり、適切な相談窓口につなげるための情報提供を行います。

事業内容 ①相談支援

②人材育成（ゲートキーパーの養成、専門職員の研修）

③自殺対策に関する普及・啓発

④遺族支援（自死遺族、震災による遺族）

⑤自死の実態把握

⑥関係機関との連携強化

問合せ先 精神保健福祉総合センター「はあとぼーと仙台」 電話 265-2191 FAX 265-2190

仙台いのちの電話

電話718-4343

人間関係、孤独、挫折などのあらゆる悩みの相談に応じています。

相談時間 24時間（年中無休）

問合せ先 (社福) 仙台的のちの電話事務局 電話 718-4401 FAX 718-4431
10～17時(土・日・祝日・年末年始を除く)

仙台市ひきこもり地域支援センター「ほわっと・わたげ」電話285-3581

ひきこもりで悩んでいる方やそのご家族等からの相談に応じ、支援を行います。

受付時間 月～金曜日 10:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

所在地 〒984-0823 若林区遠見塚一丁目18-48 FAX 285-7505

仙台市医療相談窓口

電話214-0018

医療に関する不安や心配な事についての相談、お近くの医療機関の案内などを、原則として電話により行っています。

受付時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～15:00(祝日・年末年始を除く)

所在地 〒980-8671 青葉区国分町三丁目7-1 仙台市役所本庁舎6階(医務薬務課内)

宮城県がん総合支援センター

電話263-1560

がん患者やその家族の方々が抱える悩みや不安など、がんについての相談に応じます。

受付時間 月～金曜日 9:00～15:30(祝日・年末年始を除く)

※ 面談による相談は、事前に電話で予約願います。

所在地 〒980-0011 青葉区上杉五丁目7-30(宮城県対がん協会内) FAX 263-1548

メール zaitaku-gan@miyagi-taigan.or.jp

宮城県医療相談窓口

電話211-3456

県内の医療機関で行われている医療に関する相談を受け付けます。

受付時間 月～金曜日 8:45～12:00、13:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

※ 面談による相談は、事前に電話で予約願います。

問合せ先 宮城県保健福祉部医療政策課

メール iryousoudan@pref.miyagi.lg.jp

おとな救急電話相談

電話#7119(または706-7119)

突然の病気やけがで、救急車を呼ぶか、医療機関を受診するか判断に迷ったときは、「おとな救急電話相談(#7119)」をご利用ください。医療スタッフが電話でアドバイスを行います。

この電話はあくまでも相談と助言を目的とするものです。緊急、重症の場合は、迷わず119番へ通報してください。

短縮ダイヤル#7119をご利用いただけない電話があります。つながらない場合は、706-7119にお掛けください。

対象 概ね満15歳以上

相談時間 24時間365日

※15歳未満の方の相談は、「宮城県こども夜間安心コール(#8000)または212-9390」

(相談時間 毎日19:00～翌8:00)をご利用ください。

問合せ先 宮城県保健福祉部医療政策課、仙台市健康福祉局医療政策課

宮城県脳卒中・心臓病等総合支援センター

電話717-8735

脳卒中・心臓病等の循環器病の患者さん及びそのご家族等からの医療やリハビリテーション、介護、福祉、就労、障害、療養の不安や悩み等の相談を受け付けます。

受付時間 月～金曜日8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)

※ 面談による相談は、事前に電話で予約願います。

所在地 〒980-8574 青葉区星陵町1番1号

東北大学病院外来診療棟A1階 「医療そうだん窓口」内
 メール scd-support@grp.tohoku.ac.jp

II 主な施策・事業

1 国民健康保険

医療保険制度とは

医療保険制度とは、国民の皆さんがいずれかの保険に加入して保険料を負担し、病気やけがなどの際に必要な保険給付を受けられる制度です。

国民健康保険制度

国民健康保険制度は、世帯の所得や加入者数に応じた保険料を世帯ごとに負担し、これに国や県、市などからの負担金・補助金を合わせて医療費の支払いにあてることにより、病気やけがなどの際にお互いに助け合おうという目的から生まれた、相互扶助の精神をもとにした地域医療保険です。都道府県が市町村とともに運営しています。

保険給付

療養の 給 付	病気やけがをして医療機関にかかり、医師の診察や治療を受けるとき、その医療費の一部負担金を下記のとおり支払い、残りの医療費は国保保険者が負担します。				
	年齢と所得の区分		一部負担金の割合		
	0歳から小学校就学前まで		2割		
	小学校就学時から70歳未満		3割		
	70歳以上75歳未満	一般	2割		
現役並み所得者のいる世帯		3割			
※現役並み所得者とは、課税所得金額が145万円以上の70歳以上75歳未満の方をいいます。ただし、現役並み所得者でも収入金額が520万円（単身の方は383万円）未満の場合、一般の区分となります。また、70歳以上75歳未満の方の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下の場合是一般の区分となります。					
高 額 療 養 費	(1) 自己負担限度額				
	1人が1か月間に同じ病院（入院／外来別、医科／歯科別）に支払った医療費の自己負担額が、自己負担限度額を超えたとき、その超えた分を申請により支給します。				
	※ 申請により「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けて医療機関に提示すると、窓口でお支払いいただく金額を自己負担限度額までにとどめることができます（②70歳から74歳までの方で適用区分が「現役Ⅲ」「一般」の場合は、マイナ保険証・資格確認書などを提示するだけで自己負担限度額までの支払いとなります）。				
	※ マイナ保険証で受診できる医療機関・薬局では、受診時に同意することにより、自己負担限度額までの支払いとなります。				
	①70歳未満の方の自己負担限度額（月額）				
	区分	世帯の 基準総所得金額	適用 区分	自己負担限度額	
				当月含む過去12ヵ月以内に高額療養費が支給された回数	
				3回目まで	4回目以降
	上位所得者	901万円超	ア	252,600円＋（医療費－842,000円）×1％	140,100円
		901万円以下 600万円超	イ	167,400円＋（医療費－558,000円）×1％	93,000円
	一般所得者	600万円以下 210万円超	ウ	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％	44,400円
		210万円以下	エ	57,600円	44,400円
	市町村民税非課税世帯		オ	35,400円	24,600円
	※世帯の基準総所得金額は、加入者それぞれの総所得金額等から43万円（合計所得金額が2,400万円超の場合は別途定まった額。）を差し引いた額の合計。				
	※市町村民税非課税世帯は、世帯主と被保険者全員が市町村民税非課税の世帯。				

高 額 療 養 費	②70歳から74歳までの方の自己負担限度額（月額）				
	区分	課税所得	適用区分	自己負担限度額	
				外来 （個人ごと）	外来＋入院 （世帯単位）
	現役並み所得者	課税所得 690万円以上	現役Ⅲ	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% 〈4回目以降140,100円〉	
		課税所得 380万円以上	現役Ⅱ	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% 〈4回目以降93,000円〉	
		課税所得 145万円以上	現役Ⅰ	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 〈4回目以降44,400円〉	
	一 般			18,000円 〈年間144,000円上限〉	57,600円 〈4回目以降44,400円〉
	市町村民税非課税世帯		Ⅱ	8,000円	24,600円
			Ⅰ	8,000円	15,000円
	※市町村民税非課税世帯とは、世帯主と国保加入者全員が市町村民税非課税の世帯。 ※適用区分Ⅰとは、世帯主と国保加入者全員の所得（年金は収入から806,700円、給与所得は10万円を控除した金額）が0円の世帯。 (2) 世帯合算制度 同じ世帯で同じ月内に70歳以上75歳未満の方が支払った一部負担金をすべて合算し自己負担限度額を超えた場合や、70歳未満の方が21,000円以上的一部負担金を支払った場合は、これらを合算して計算します。ただし、70歳以上の方の外来分は、個人ごとで合算します。 (3) 特定の治療を長期間受ける場合 特定疾病（血友病、人工透析を受けている慢性腎不全及び血液製剤に起因するHIV感染症）の方は、1つの病院（入院・外来別）につき1か月10,000円（70歳未満で人口透析が必要な慢性腎不全の方で、基準総所得金額が600万円を超える方は20,000円）を超えたとき、その超えた分を支給します。 ※当該疾病にかかっていることが分かる書類（医師の意見書等）を添付して認定申請してください。 ※認定申請が済んでいる方がマイナ保険証で受診する場合（カードリーダーを設置している医療機関・薬局に限る）は、受診時に同意することにより、自己負担限度額までの負担となります。				
入 院 時 食 事 療 養 費	入院時の食事などにかかる費用のうち、次の額を病院の窓口で支払い、残りは国保保険者が負担します。 市町村民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、病院の窓口に提示すると、食事代などが減額されます。 ●入院中の食事代（食事療養費標準負担額）				
	世帯区分		適用区分	長期入院該当	食 事 代
	市町村民税課税世帯			—	1食 510円
	市町村民税非課税世帯	オ、Ⅱ	過去12ヵ月間の入院日数が90日まで	1食 240円	
			過去12ヵ月間の入院日数が90日超	1食 190円	
		Ⅰ	—	1食 110円	
	※適用区分オ（70歳未満）、Ⅱ又はⅠ（70歳～74歳）については高額療養費を参照ください。 ※長期入院該当の日数は、市町村民税非課税世帯に該当する月に入院した分のみが対象です。 ●療養病床に入院している65歳以上の方 療養病床に入院する場合の食費・居住費（入院時生活療養費標準負担額）				
	世帯区分		適用区分	入院中の食事、居住費	
	市町村民税課税世帯	①	一食510円、居住費370円		
		②	一食470円、居住費370円		
市町村民税非課税世帯	Ⅱ	一食240円、居住費370円			
	Ⅰ	一食140円、居住費370円			
※適用区分①：栄養士を配置しているなど入院時生活療養費（Ⅰ）を算定する病院 ※適用区分②：①以外の病院					
訪問看護 療 養 費	訪問看護ステーションを利用したとき、利用料（一部負担金相当額）を支払い、残りの療養費は国保保険者が負担します。				
療 養 費	①急病などでやむを得ずマイナ保険証や資格確認書などを提出できず医療費を全額支払ったとき ②医師が必要と認めた場合で、コルセットなど治療用装具を作ったとき ③骨折や脱臼、ねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき ④医師が必要と認めた場合で、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき ⑤海外旅行中の傷病で医療費を全額支払ったとき 上記等により、審査機関が審査した医療費から一部負担金を除いた額を申請により支給します。				

移送費	歩行困難な重病人が、医師の指示により、緊急その他やむを得ず最寄の医療機関に入院・転院したときなどに国保保険者が認めた場合、移送に要した費用を支給します。
出産育児一時金	被保険者が出産したとき、出生児一子につき500,000円を、申請により世帯主に支給します。 ※ 医療機関等直接支払制度、または受取代理制度を利用すると、窓口での出産費用の負担が500,000円を超えた額だけとなります。
葬祭費	被保険者が死亡したとき、一人につき50,000円を、葬祭を行った方（喪主）の申請により支給します。

※ 高額療養費・療養費・移送費・出産育児一時金・葬祭費は、権利が発生してから2年を経過すると時効となり支給できなくなります。

※ 支給は、原則として世帯主（葬祭費は葬祭を行った方（喪主））の銀行口座へ振込みいたします。

※ 災害や失業等により、一部負担金を払うことが困難な場合は、その一部負担金を減額または免除もしくは徴収猶予する制度があります。

問合せ先 各区役所保険年金課（保険給付係）、宮城総合支所保険年金課（保険年金係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

基礎健康診査及びがん検診等にかかる助成制度

国民健康保険に加入している方が、基礎健康診査や各種がん検診及び骨粗しょう症検診、おとなのオーラルケア健康診査を受診する際、健診ごとの年齢区分により自己負担額の全部または一部を助成します。

問合せ先 各区役所家庭健康課（健康増進係）、各総合支所保健福祉課（保健係）→P107

特定健診・特定保健指導

国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象に、生活習慣病の予防等を目的に特定健診を実施しています。健診の結果、生活習慣の改善の必要度が高いと判断された方には、特定保健指導を実施しています。特定健診・特定保健指導ともに無料で受けられます。

問合せ先 各区役所家庭健康課（健康増進係）、各総合支所保健福祉課（保健係）→P107

2 後期高齢者医療

後期高齢者医療の給付

対 象 ①75歳以上の方

②65歳以上75歳未満で一定の障害のある方（任意）

内 容 医療、施術を受けた場合は、次の一部負担金等を除いた額を給付します。

《負担割合（区分）の判定基準》

医療機関の窓口で支払う一部負担金は、後期高齢者医療制度の被保険者本人や同じ世帯の方の前年（1～7月の診療の場合は前々年）の所得や収入によって1割、2割または3割負担となります。

区分	負担割合	該当する世帯
現役並み所得者	3割	後期高齢者医療の被保険者の中に、市民税の課税所得が145万円以上の方がいる世帯 ※ ただし、昭和20年1月2日以降生まれの後期高齢者医療制度の被保険者がいる世帯のうち、同一世帯内の被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下の場合は1割又は2割となります。 ※ また、前年の収入が以下の基準のいずれかを満たす方は、1割又は2割となります。 (1) 同じ世帯の被保険者が1人で、収入の合計額が383万円未満 (2) 同じ世帯の被保険者が複数で、被保険者全員の収入の合計額が520万円未満 (3) 同じ世帯の被保険者が1人で、収入が383万円以上だが、70～74歳の方が同じ世帯にあり、その方の収入との合計額が520万円未満
一般世帯Ⅱ	2割	市町村民税課税世帯で「現役並み所得者」以外の世帯 ※ ただし、世帯に課税所得28万円以上の被保険者がいない場合は、1割となります。 ※ また、世帯に課税所得28万円以上の被保険者がいた場合であっても、前年の所得が以下の基準のいずれかを満たす場合は、1割となります。 (1) 同じ世帯の被保険者が1人で、年金収入とその他の合計所得金額の合計額が200万円未満

区分	負担割合	該当する世帯
一般世帯Ⅱ	2割	(2) 同じ世帯の被保険者が複数で、被保険者全員の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が320万円未満
一般世帯Ⅰ	1割	市町村民税課税世帯で、「現役並み所得者」及び「一般世帯Ⅱ」以外の世帯
市町村民税非課税世帯		世帯全員が市町村民税非課税の世帯
市町村民税非課税世帯 (所得が一定以下)		世帯全員が市町村民税非課税で、かつその世帯の所得（年金は収入から806,700円、給与所得は10万円を控除した額）が0円となる世帯

《高額療養費》

同じ医療機関で同じ月に支払う一部負担金が、所得に応じた限度額を超える場合、限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。また、1か月分の自己負担額を合算し、限度額を超えて支払った分については、申請により高額療養費として支給されます。

負担割合	区分	課税所得	適用区分	自己負担限度額（月額）	
				外来 （個人ごと）	外来＋入院 （世帯単位）
3割	現役並み所得者	課税所得 690万円以上	現役Ⅲ	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% 〈4回目以降140,100円〉	
		課税所得 380万円以上	現役Ⅱ	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% 〈4回目以降93,000円〉	
		課税所得 145万円以上	現役Ⅰ	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 〈4回目以降44,400円〉	
2割	一般Ⅱ		①または②の低い方を適用 ①18,000円 ②6,000円＋（総医療費－30,000円）×10% 〈年間144,000円上限〉 ※②は令和7年9月30日までの診療分が対象です。	57,600円 〈4回目以降44,400円〉	
1割	一般Ⅰ			18,000円 〈年間144,000円上限〉	57,600円 〈4回目以降44,400円〉
	市町村民税非課税世帯	区分Ⅱ		8,000円	24,600円
	市町村民税非課税世帯 （所得が一定以下）	区分Ⅰ		8,000円	15,000円

※ 窓口での支払いを限度額までにとどめるためには、適用区分が現役Ⅰ・Ⅱ及び区分Ⅰ・Ⅱの方は適用区分が記載された資格確認書（申請が必要です）を提示する必要があります（現役Ⅲ、一般Ⅱ、一般Ⅰは、マイナ保険証・資格確認書などで自己負担限度額の適用を受けられるため、適用区分が記載された資格確認書の申請は不要です）。

※ 75歳年齢到達月については、誕生日前の医療保険（国保・被用者保険）と誕生日後の後期高齢者医療における自己負担限度額が2分の1に設定されます（誕生日が1日の方を除く）。

※ 特定疾病（血友病、人工透析を受けている慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHⅠV感染症）については、自己負担限度額が1か月10,000円になります。適用を受けるためには、申請により特定疾病療養受療証の交付を受け、医療機関に提示する必要があります。

※ マイナ保険証で受診できる医療機関・薬局では、受診時に同意することにより、事前の申請なしに自己負担限度額までの負担となります（特定疾病については、マイナ保険証で受診する場合に限りこの対象となります）。

《入院したときの食事代》

入院した方は、所得に応じて食事代を負担します。療養病床に入院した方は、所得に応じて食費（食材料費＋調理コスト相当）と居住費（光熱水費相当）を負担します。

区分	適用区分	入院時食事代の負担額 (1食当たりの食事代)		療養病床入院の際の食費・居住費の負担額 (1食当たりの食費＋1日当たりの居住費)	
現役並み所得者 一般世帯	現役Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 一般Ⅰ・Ⅱ	510円		1食当たり510円（一部医療機関では470円） ＋1日当たり370円	
市町村民税 非課税世帯	区 分 Ⅱ	90日までの入院の 場合	240円	1食当たり240円（90日を超える入院の場合は190円） ＋1日当たり370円	
		過去12か月で90日 を超える入院の場合	190円		
市町村民税 非課税世帯 (所得が 一定以下)	区 分 Ⅰ	110円		老齢福祉年金受給者 以外の方	1食当たり140円 ＋1日当たり370円
				老齢福祉年金受給者	1食当たり110円 (居住費は0円)

※ 区分Ⅰ・Ⅱを受けるには入院時に適用区分が記載された資格確認書（申請が必要です）を提示する必要があります。（マイナ保険証で受診できる医療機関・薬局では、受診時に同意することにより、事前の申請なしに負担額が適用されます。）

《その他の給付》

訪問看護療養費	医師が必要と認めて訪問看護ステーションなどを利用した場合、一部負担金相当額を支払った残りの費用を広域連合が負担します。
療養費	やむを得ない理由でマイナ保険証や資格確認書などを持たずに受診したとき、医師が必要と認めた治療用装具を作製したとき等は、いったん全額自己負担しますが、申請により認められると一部負担金相当額を除いた額が支給されます。 なお、柔道整復・はり・きゅう・あん摩マッサージについては、患者が一部負担金相当額を柔道整復師・はり師・きゅう師・あん摩マッサージ師（以下、「柔道整復師等」という）に支払い、柔道整復師等が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」が認められています。
移送費	移動が困難な重病人を、医師の指示に基づいて緊急的に病院などに移送したとき、申請により認められると支給されます。
葬祭費	被保険者が亡くなった場合、申請により葬祭を行った方（喪主）に50,000円を支給します。

問合せ先 各区役所保険年金課（保険給付係）、宮城総合支所保険年金課（保険年金係）、
秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P107](#)

3 国民年金

公的年金制度について

わが国の公的年金制度は、すべての国民に共通の基礎年金を支給する制度と、基礎年金にさらに年金を上乗せする制度があり、全体として二階建ての年金制度となっています。

基礎年金を支給する制度、すなわち二階建て年金制度の一階部分を担うのが国民年金です。また基礎年金にさらに年金を上乗せする制度、すなわち二階部分を担うのが厚生年金です。

国民年金に加入する方

第1号被保険者	強制加入	20歳以上60歳未満の方（第2号被保険者、第3号被保険者を除く）
	任意加入	外国に住んでいる日本国民（20歳以上65歳未満）、60歳以上70歳未満の方（加入条件有）、厚生年金保険の老齢（退職）年金を受けられる方（20歳以上60歳未満）
第2号被保険者（強制加入）		会社や役所などに勤めて、厚生年金に加入している70歳未満の方
第3号被保険者（強制加入）		厚生年金に加入している方の扶養になっている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

国民年金の受給

(令和8年4月1日現在)

老齢基礎年金	国民年金保険料納付済期間及び免除期間等を合算した期間が10年以上（平成29年7月までは原則として25年）ある方が、65歳になるとその期間に応じて受給できます。 年金額は、年額847,300円（40年間すべて保険料を納付した場合）ですが、保険料の未納期間があると減額されます。 なお、60歳からでも繰上げて受給できますが、年金額が減額され、一度減額された支給率は生涯変わらないなどの制限があります。
老齢年金 通算老齢年金	大正15年4月1日以前に生まれた方などで、国民年金や他の公的年金の保険料納付済期間等が一定以上ある場合、65歳から受給できます（60歳から繰上げ受給もできます）。
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた方などが、70歳になったときから受給できます。 ただし、他の公的年金を受給している場合や本人・配偶者または扶養義務者の所得が多い場合は支給制限があります。
障害基礎年金	一定の国民年金保険料の納付期間のある方が、病気やけがによって一定の障害状態になったとき受給できます。 年金額は、1級が年額1,059,125円、2級が年額847,300円です。また、子（※）がある場合は、1人目と2人目の子に各243,800円、3人目以降の子については各81,300円が加算されます。 国民年金に加入していない20歳前の病気やけがで一定の障害状態になったときも受給できます。年金額も同じですが、他の公的年金を受給している場合や本人の所得が多い場合は、支給制限があります。
遺族基礎年金	一定の国民年金保険料の納付期間のある方が死亡したとき、その人の収入で生活していた子（※）のある配偶者または子（※）などが受給できます。 年金額は、年額847,300円です。子のある夫または子のある妻が受給するときは、その1人目と2人目の子につき各243,800円、3人目以降の子については81,300円が加算されます。
寡婦年金	第1号被保険者としての保険料納付済期間及び免除期間を合算した期間が10年（平成29年7月までは25年）以上ある夫が、年金を受け取る前に死亡したとき、夫に扶養され、かつ、夫の死亡のときまで引き続き10年以上の婚姻関係がある妻が、60歳から65歳になるまでの間受給できます。 年金額は、夫が受給できたであろう老齢基礎年金の額の4分の3が支給されます。
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、年金を受け取る前に死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に、故人と一緒に生活していた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹に、この順位に従って支給されます。 一時金の額は、保険料を納めた期間により、120,000円～320,000円になっています。
脱退一時金	第1号被保険者として保険料を6か月以上納めた外国人が、老齢基礎年金等の受給資格期間を満たさないと被保険者資格を喪失し、日本国内に住所がなくなり、障害基礎年金等の受給権を有したことがない場合に支給されます。一時金の額は、R8.4～R9.3までの間に保険料納付済期間を有する場合、53,760円～537,600円になっています。

※ 子とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方、または20歳未満で障害の状態にある方です。

※ 所得が一定の基準以下の方に対し、年金生活者支援給付金が支給されます。

問合せ先 各区役所保険年金課（国民年金係）、宮城総合支所保険年金課（保険年金係）、
秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P107](#)

4 健康づくり

仙台市健康増進センター

生活習慣病の予防、高齢者の方の介護予防、障害のある方の健康づくりの3つの事業を中心として、各種教室の開催や健康度測定、支援プランの作成など専門的な健康づくりの支援を行っています。

開館時間 10:00～18:00（入館時間 10:00～17:00）

休館日 月曜日（休日にあたる場合は直後の休日でない日）、年末年始

所在地 〒981-3133 泉区泉中央二丁目24-1 電話 374-6661 FAX 374-6664

健康教育

高血圧症、脂質異常症、糖尿病、骨粗しょう症、歯周病など生活習慣と関わりの深い病気の予防や健康づくり、介護予防等について、講習会や教室を開催します。また、地域の団体等の希望により出張講座も行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（健康増進係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P107](#)

健康相談

糖尿病、高血圧症、歯周病などの生活習慣病予防に関する相談を行っています。

問合せ先 各区役所家庭健康課（健康増進係）、各総合支所保健福祉課（保健係）→P107

訪問栄養相談

管理栄養士・栄養士が訪問し、離乳食・幼児食の進め方や、お子さん・妊産婦の方とご家族の健康づくりのための食事などについて、アドバイスを行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（健康増進係）、各総合支所保健福祉課（保健係）→P107

基礎健康診査

対象 35歳～39歳の方、75歳以上の方、65歳～74歳の一定の障害による後期高齢者医療制度加入者、35歳以上の生活保護受給者、35歳以上の中国残留邦人等に対する支援給付の受給者

内容 問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、脂質検査、肝機能検査、血糖検査、腎機能検査、尿酸検査、尿検査、心電図検査、眼底検査、貧血検査

問合せ先 各区役所家庭健康課（健康増進係）、各総合支所保健福祉課（保健係）→P107

訪問健康診査

対象 40歳以上の在宅の寝たきりの方及びこれに準ずる方（受診には条件があります。）

内容 医療機関の医師等が訪問し、基礎健康診査に準じた検査を行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（健康増進係）、各総合支所保健福祉課（保健係）→P107

がん検診

検診の種類		対象者
胃がん検診	胃部エックス線検査	35歳以上の方
	胃内視鏡検査	50歳以上の方（胃部エックス線検査との選択制）
肺がん検診		40歳以上の方（65歳以上の方は肺がん・結核健診）
乳がん検診		30歳以上の女性の方（年齢によって検査方法が異なります）
子宮頸がん検診		20歳以上の女性の方
大腸がん検診		40歳以上の方
前立腺がん検診		当該年度中に50歳・55歳・60歳及び65歳になる男性の方

問合せ先 各区役所家庭健康課（健康増進係）、各総合支所保健福祉課（保健係）→P107

骨粗しょう症検診

対象 当該年度中に40歳・50歳及び60歳になる女性の方

内容 問診、骨量検査等を行います。対象となる方に直接ご案内します。

問合せ先 健康政策課 電話 214-8198 FAX 214-4446

おとなのオーラルケア健康診査（歯周病検診）

対象 当該年度中に20歳・30歳・40歳・50歳・60歳及び70歳になる方

内容 問診、口腔診査、口腔ケア指導等を行います。対象となる方に直接ご案内します。

問合せ先 健康政策課 電話 214-8198 FAX 214-4446

みやぎ訪問歯科相談室

電話 290-1510

自宅や施設などで療養されている方、障害のある方や、介護にあたられている方からの「お口のケア」に関する相談を受け付けています。在宅訪問歯科診療・口腔ケアを実施する歯科医療機関の紹介も行います。

受付時間 月～金曜日 9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）
所在地 〒980-0803 青葉区国分町一丁目5-1（宮城県歯科医師会館内）

エイズ検査・梅毒検査・相談

対象 検査・相談を希望される方で、治療を行っていない方
内容 要予約（先着順）・無料・匿名。HIV（エイズ）検査・梅毒検査は血液検査です。結果は後日直接お知らせします。
会場 各区保健福祉センター（曜日・時間帯指定あり）
問合せ先 各区役所管理課（企画係）[→P107](#)
※詳細についてはお問い合わせください。

エイズ・梅毒即日検査・相談

対象 検査・相談を希望される方で、治療を行っていない方
内容 要予約（先着順）・無料・匿名。HIV（エイズ）検査・梅毒検査は血液検査です。結果は採血後約1時間ほどでお知らせします（判定保留の場合は、後日お知らせします）。
※過去に梅毒の治療歴がある場合は、一般的に梅毒即日検査では陽性と判定されます。
会場等 ①第1土曜日 健康相談所興生館
②第2・4金曜日（祝日除く）
4月～6月 健康相談所興生館 令和8年7月～令和9年3月まで AER（アエル）6階
予約受付 予約受付期間：検査日の2週間前から検査日の前日まで（先着順で定員に到達し次第受付終了）
予約方法：仙台市ホームページから電子申請（24時間受付）
または電話予約（予約専用電話 090-4478-4641 受付：平日13:00～16:00）
問合せ先 感染症対策課 電話 214-8029 FAX 211-1915

エイズ・性感染症医療機関検査

対象 仙台市内にお住まいの方、または、市内に通勤・通学されている方
内容 有料・記名。市内の協力医療機関で、定額（1,000円）でHIV（エイズ）・梅毒・クラミジア検査が受けられます。
会場等 市内協力医療機関
予約受付 予約方法：仙台市ホームページから電子申請（24時間受付）後、検査を希望する医療機関へ電話し、検査日の予約をお取りください。
問合せ先 感染症対策課 電話 214-8029 FAX 211-1915

肝炎ウイルス検査

対象 仙台市内にお住まいで過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方
内容 無料。採血によるB・C型肝炎ウイルス検査を行います。結果は約1週間後にお知らせします。
会場 県内の登録医療機関
問合せ先 各区役所管理課（企画係）[→P107](#)、感染症対策課 電話 214-8029 FAX 211-1915

風しん抗体検査

対象 次のいずれかに該当する方（過去に風しん抗体検査を受けた結果、十分な風しんの抗体があることが判明し、風しんの予防接種を行う必要がない方を除きます。）
・妊娠を希望する19歳から49歳までの女性
・「風しんの抗体価が低いことが判明している妊婦」の同居者
・「風しんの予防接種履歴があり、かつ、風しんの抗体価が低い旨が判明している妊娠を希望する19歳から49歳までの女性」の同居者

内 容 無料。採血による風しん抗体検査を行います。結果は約1週間後にお知らせします。

会 場 県内の登録医療機関

問合せ先 各区役所管理課（企画係）→P107、感染症対策課 電話 214-8029 FAX 211-1915

5 その他

高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯で、各医療保険と介護保険（総合事業を含む）の両制度ともに自己負担額がある場合、両方の自己負担額（8月から翌年7月診療・利用分について支払った1年間の自己負担額）を合算して、一定の限度額を超えた分を高額介護合算療養費として申請により支給します。

ただし、同一世帯であっても基準日（7月末日）時点で異なる医療保険に加入している場合は、合算せずに別々に計算します。仙台市国民健康保険あるいは後期高齢者医療制度にご加入の該当する方にはお知らせを送りしていますので、このお知らせが届きましたら申請してください。

※「自己負担の合算額－限度額」が500円を超える場合に支給となります。

※計算期間内に医療保険に変更があった場合は、お知らせできない場合があります。

※世帯の限度額については、P17の高額医療合算介護（予防）サービス費の表をご覧ください。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課 →P107

国民健康保険・後期高齢者医療の減免、国民年金保険料等の免除

問合せ先 各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課 →P107

保険の種類		減免等の対象者	内容
国民健康保険料等 後期高齢者医療保険料等		災害、所得激減等により保険料の納付が困難な方、 一部負担金の支払いが困難な方	減免
国民年金保険料	法定免除	障害基礎年金及び厚生年金の障害年金受給権者、生活扶助を受けている方、 ハンセン病療養所等での療養者	免除
	申請免除 (全額・3/4・半額・1/4)	所得が一定基準以下の方、 地方税法に定める障害者寡婦またはひとり親で前年の所得が一定額以下の方、 失業・天災・DV被害などにあったことが確認できる方、 生活扶助以外の扶助を受けている方、 特別障害給付金を受給している方（本人・配偶者・世帯主それぞれが前記のいずれかに該当する方）	
	納付猶予制度	50歳未満の方で、本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下の方	猶予
	学生納付特例制度	大学、専修学校等の学生であって、学生本人の前年の所得が一定額以下の方	

第6章 地域福祉

I 主な相談機関

仙台市社会福祉協議会

電話→ **P116**

仙台市社会福祉協議会は、「一人ひとりの市民が、その人らしく地域で安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、様々な事業を行っている民間福祉団体です。区域における地域福祉活動を推進するため、各区・支部事務所を設置しています。

また、地域には地区社会福祉協議会（103地区）が設立され、地域の関係者・関係機関等と連携しながら、住民同士が見守り支え合う「小地域福祉ネットワーク活動」などを進め、地域の課題解決に取り組んでいます。

仙台市・区ボランティアセンター

電話→ **P116**

仙台市ボランティアセンターは、ボランティア活動の全市的な振興と、地域福祉の増進を図る活動拠点です。また、地域に根ざした細かなボランティア支援を行うため、各区にボランティアセンターを設置しています。

(1) 仙台市ボランティアセンター

- 事業内容**
- ① ボランティアに関する各種の相談・紹介等のコーディネート業務、団体育成及び活動支援等
 - ② ボランティアに関する情報・資料の収集及び市民への提供
(寄付情報、助成情報、団体情報、イベント等)
 - ③ 福祉機器等の貸出等（※ 事前の登録必要）によるボランティアの活動支援
 - ④ NPO・ボランティアに関する調査・研究
 - ⑤ 夏のボランティア体験会等福祉活動への参加促進
(地域や学校、企業含めプログラムの提案や講師派遣等)
 - ⑥ 市民への福祉教育の推進
 - ⑦ 災害ボランティアセンターの体制整備
 - ⑧ 企業の社会貢献活動（CSR）への協力・推進

利用方法 来所、電話

受付時間 月～金曜日 9：00～17：00（土日、祝日、年末年始を除く）

(2) 区ボランティアセンター

- 事業内容**
- ① ボランティアに関する各種相談・紹介
 - ② ボランティアに関する情報収集及び提供
 - ③ 各種ボランティア養成講座・研修会等の開催
 - ④ 市民への福祉教育の推進
 - ⑤ 福祉機器等の貸出及び打ち合わせ場所の提供

利用方法 来所、電話

受付時間 月～金曜日 9：00～17：00（土日、祝日、年末年始を除く）

仙台市権利擁護センター「まもりーぶ仙台」

電話 **217-1610**

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力の十分でない方が、地域で福祉サービスなどを適切に利用し自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づいて下記のサービスを提供します。（利用料負担あり。ただし、生活保護受給者・市民税非課税の方には減免制度があります。）

- ① 利用援助サービス：福祉サービスの情報提供や申し込み手続きの支援、事業者から提供されるサービス内容の確認、福祉サービスについての苦情解決制度を利用する際の支援、区役所等から送付される通知などの確認
- ② 金銭管理サービス：日常的な生活費のための預貯金の払戻、公共料金の支払などの代行・代理
- ③ あずかりサービス：通帳、証書、実印などを預かり金融機関の貸金庫に保管

相談方法 面接(事前予約をお勧めしています)・電話・FAX(無料)

ご本人またはご家族、関係者からの相談に応じます。

相談時間 月～金曜日 9:30～16:00 (祝日、年末年始を除く)

所在地 〒980-0011 青葉区上杉一丁目6-10 (EARTH BLUE仙台勾当台 6階)

(社福) 仙台市社会福祉協議会内

※ユーマディア ダイバーシティスクエア(仙台市福祉プラザ)の大規模改修工事により、令和9年2月末(予定)まで上記仮移転先で業務を行っています。

FAX 213-6457

仙台市成年後見総合センター

電話 223-2118

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な状態になっても、地域で自立した生活を送れるよう、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等の支援者と連携し、市民の成年後見制度の利用を支援します。

相談方法 面接(要予約)・電話等・訪問により、専門の相談員が対応します。(無料)

相談時間 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)

所在地 〒980-0011 青葉区上杉一丁目6-10 (EARTH BLUE仙台勾当台 6階)

(社福) 仙台市社会福祉協議会内

※ユーマディア ダイバーシティスクエア(仙台市福祉プラザ)の大規模改修工事により、令和9年2月末(予定)まで上記の仮移転先で業務を行っています。

FAX 213-6457

民生委員児童委員

民生委員児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、地域住民の立場から高齢者や児童、子育て家庭、障害者、生活困窮者など、援助を必要とする方たちへの生活相談や助言を行っているほか、福祉サービスを利用するために必要な情報提供なども行っています。

また、民生委員児童委員のうち、主任児童委員に指名された委員は、児童福祉を専門に活動しています。

高齢者や障害のある方への支援が必要なとき、子育てや介護での心配ごとや不安があるときは、お住まいの地域の民生委員児童委員、主任児童委員へご相談ください。

問合せ先 お住まいの地域を担当する民生委員児童委員がわからない場合は、各区役所管理課 [→P107](#) へお問い合わせください。

II 主な施策・事業

1 地域福祉活動

地域福祉活動推進事業

仙台市社会福祉協議会では、「一人ひとりの市民が、その人らしく地域で安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を目指して、次のような事業を通じて地域における福祉活動を促進・支援しています。

- ①地区社会福祉協議会の育成、活動支援
- ②小地域福祉ネットワーク活動推進事業
- ③地域福祉活動計画に基づいた事業の推進
- ④地域福祉セミナーの開催
- ⑤福祉出前講座の実施

問合せ先 仙台市社会福祉協議会または各区・支部事務所 [→P116](#)

小地域福祉ネットワーク活動

地区社会福祉協議会が主体となって、町内会、民生委員、ボランティアなど、地域の関係者・関係機関のネットワークにより実施している、高齢者や障害者などを対象にした支援活動のことです。具体的には、安否確認

活動（訪問、声かけ、電気の消点灯や新聞受けなどのさりげない見守り）、日常生活支援活動（ゴミだし、買い物、草取り、通院付き添い、雪かきなど）、サロン活動（地域の高齢者、子育て中の親子、障害者などの交流や仲間づくりの場）などがあります。

問合せ先 仙台市社会福祉協議会または各区・支部事務所 →P116

地域ごみ出し支援活動促進事業

ごみ出しが困難な世帯のごみ出し支援活動を行う団体に、活動実績に応じて奨励金を交付します。

お住まいの地域で活動している団体の有無を知りたい場合や、新たに団体として支援活動を行いたい場合には家庭ごみ減量課までお問い合わせください。（掲載許可をいただいた団体は市ホームページに掲載しています。）

奨励金額

- ①家庭ごみ等：玄関先から集積所までのごみ出し支援1回につき140円
- ②粗大ごみ等：住居や敷地等から指定場所までのごみ出し支援1回につき280円
- ※半期ごと上限額があります。

奨励金交付対象となる支援世帯の要件

世帯の全員が以下のいずれかに該当していることが必要です。

- ①申請時に満75歳以上の方
- ②要介護1～5の認定を受けている方
- ③身体障害者手帳の交付を受けている方
- ④療育手帳の交付を受けている方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑥①～⑤に該当しないが、ごみ出しが困難と認められる方

問合せ先 家庭ごみ減量課 電話 214-8226 FAX 214-8277

除雪・凍結防止作業への支援

仙台市が管理する歩道等の除雪・凍結防止作業にご協力いただける団体に、物品の貸与や購入費用の助成等を行います。

事業内容 ①仙台雪道おたすけ隊

対象団体：町内会、学区PTA、福祉団体、地域の任意団体等

支援内容：活動中の事故への補償、凍結防止剤の提供、除雪の作業物品の貸与（雪かきスコップ等）

②仙台市歩道等除雪機械購入補助制度

対象団体：仙台雪道おたすけ隊、町内会、福祉団体等

支援内容：小型除雪機の購入する場合、30万円を限度として、購入費用の9割を助成します。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所道路課、秋保総合支所建設課 →P107

2 権利擁護

成年後見制度に関する相談

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が十分でない方の権利を保護する「成年後見制度」に関し、下記の専門機関で、制度利用に関する相談や後見人等候補者の紹介等の支援を行います。

名 称	所 在 地	電話（FAX）
高齢者障害者の法律相談窓口ふくろうくん （仙台弁護士会）	〒980-0811 青葉区一番町二丁目9-18（仙台弁護士会館内）	223-2383 （261-5945）
権利擁護センター ぱあとなあ宮城 （（一社）宮城県社会福祉士会）	〒981-0935 青葉区三条町10-19（PROP三条館内）	233-0296 （393-6296）
（公社）成年後見センター・リーガルサポート宮城支部（宮城県司法書士会）	〒980-0821 青葉区春日町8-1（宮城県司法書士会館内）	263-6786

名 称	所 在 地	電 話 (FAX)
東北税理士会成年後見支援センター (東北税理士会)	〒984-0051 若林区新寺一丁目7-41	050-3533-6777 (293-6731)
(公社) コスモス成年後見サポートセンタ ー宮城県支部 (コスモスみやぎ)	〒980-0803 青葉区国分町三丁目3-5(宮城県行政書士会内)	397-9420
(一社) 宮城県精神保健福祉士協会	〒981-1104 太白区中田五丁目5-1 (春日療養園内)	メール・FAXのみ miyagi_psw@yahoo.co.jp (050-3737-6686)
社労士成年後見センターみやぎ (宮城県社会保険労務士会)	〒980-0014 青葉区本町一丁目9-5 五城ビル4階	796-2473 (223-0674)

※「成年後見制度」の利用にあたっては、本人・親族などの当事者による家庭裁判所への申立てが基本となりますが、身寄りがない等の理由により、特に仙台市長が必要と認める場合には、仙台市長が審判開始の申立てを行い、後見人等報酬の助成を行う仕組みがあります。詳しくは [→P19](#)

福祉サービス利用に関する運営適正化委員会

福祉サービスの利用者や家族の方などが、サービス内容に不満や疑問があるときにご相談ください。福祉サービスの苦情相談について話し合いによる解決を目指します。また、みやぎ地域福祉サポートセンターと仙台市権利擁護センター（まもりーぶ）で提供されている援助サービスが適切に実施されるように見守り、調査、助言、勧告する役割を担っています（設置主体：宮城県社会福祉協議会）。

相談時間 月～金曜日 9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）

所 在 地 〒980-0011 青葉区上杉三丁目3-1（みやぎハートフルセンター内）

電話 716-9674 **FAX** 716-9298

メール kaiketu@miyagi-sfk.net

宮城福祉オンブズネット「エール」

高齢者、障害者（児）やその方たちを支える家族、サービスに従事するスタッフ（職員）等から、暴力、虐待、性的被害、金銭トラブル、プライバシーの侵害、差別等に関する相談に応じ、調査のうえ改善・解決を図ります。

相談時間 月～金曜日 10：00～15：00（祝日・年末年始を除く）

所 在 地 〒980-0811 青葉区一番町一丁目17-24高裁前ビル 5 階

電話 722-7225 **FAX** 722-7199

メール lastword@alto.ocn.ne.jp

みんなの人権110番 電話0570-003-110（忙しないうち・一般人権相談）

法務局職員や人権擁護委員が、幅広く相談を受け、人権侵害などで被害が発生している場合に、被害者の希望があれば、その調査・救済に当たります。

業務内容 ・離婚や扶養、相続など、家庭内での問題

- ・「体罰」や「いじめ」の問題
- ・公務員による暴行や不当な取り扱いの問題
- ・不当に仲間はずれにされたり、差別扱いを受けた問題
- ・高齢者、障害のある方、子どもの虐待の問題
- ・セクシュアル・ハラスメントなどの各種のハラスメント
- ・女性に対する暴力等の問題
- ・変な噂を立てられたなど、名誉や信頼に関する問題
- ・インターネットによる誹謗中傷等の問題
- ・プライバシー侵害問題 など

利用方法 秘密は厳守、相談は無料ですので、気軽に利用してください。

受付時間 月～金曜日 8:30～17:15

問合せ先 仙台法務局人権擁護部

〒980-8601 青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎

インターネット人権相談窓口 <https://www.jinken.go.jp/>

(パソコン・携帯電話・スマートフォン共通)

LINE人権相談 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html

(法務省ホームページに利用案内があります)

3 ひとにやさしいまちづくり

ひとにやさしいまちづくり

仙台市では「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、身体の不自由な方、高齢者、その他日常生活上、社会生活上の行動に制約を受ける方たちにも建築物・道路・公園等の公益的施設が円滑に利用できるようにするため、整備基準等を定め、これに沿った整備・改善を建築主、所有者の方等をお願いしています。

この条例に基づき、一定の面積を超える公益的施設の工事に当たっては、事前の届出が必要になります。工事完了後の検査により、整備基準に適合していることが確認された場合は、適合証を交付しています。

問合せ先 各区役所街並み形成課 [→P107](#)、社会課 電話 214-8541 FAX 214-8194

ひとにやさしいまちづくり施設整備資金融資あっせん

不特定かつ多数の方が利用する既存建築物の改善（ただし、建築確認を必要とする大規模な修繕や模様替え以外の改修工事に限る）または新築・全面改築により整備基準に適合した場合の工事費に対して、限度額の範囲内で融資（500万円までは無担保）をあっせんし、その利子を仙台市が全額負担します。

工事対象

（既存施設の改善時）

- ①出入口の改善（拡幅、自動扉の設置等）
- ②出入口に隣接する敷地内通路の改善（段差解消、スロープ設置等）
- ③廊下等の改善（段差解消、スロープ設置等）
- ④階段の手すり等の設置
- ⑤11人乗り以上のエレベーターの設置
- ⑥既存エレベーターの改善（音声装置・車いす使用者対応制御装置の設置等）
- ⑦車いす使用者対応トイレの設置

（新築・全面改築時）

- ①階段の手すり等の設置
- ②11人乗り以上のエレベーターの設置
- ③車いす使用者対応トイレの設置

※「階段の手すり等の設置」を除き、1施設について各項目1か所または1経路分までを対象とします。

問合せ先 社会課 電話 214-8541 FAX 214-8194

4 要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援

避難行動要支援者名簿と個別避難計画

災害時やそのおそれがある場合に、高齢の方や障害をお持ちの方などで、自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）の避難支援のため、「避難行動要支援者名簿」の整備と「個別避難計画」の作成を推進しています。

①避難行動要支援者名簿

災害時に自ら避難することが難しく、支援を必要とする方を仙台市があらかじめ登録しておく名簿です。この名簿は、本人の同意を得られた場合、平時からお住まいの地域の関係者（町内会や民生委員児童委員など）に

提供し、災害時の安否確認や避難支援、平時の見守り活動といった支援体制づくりに活用されます。

【名簿に登録されている方（要件）】

在宅の方で、下記の1から5に該当する方

1. 要介護3～5認定者
2. 身体障害者手帳1・2級所持者
3. 療育手帳A所持者
4. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
5. その他支援が必要な方

（上記1～4の要件に準じて災害時に自ら避難が困難であると市長が認めた方）

【名簿提供先】町内会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター

※令和7年度まで運用していた災害時要援護者情報登録制度に基づく名簿は、令和8年度から避難行動要支援者名簿へ統合し、制度を一本化しました

②個別避難計画

災害時に「どこへ、どうやって」、「誰が支援するか」、「どのような配慮が必要か」など、避難支援に必要な情報を、あらかじめ記載したお一人おひとりの避難計画です。作成した計画は、仙台市と本人、避難を支援する方などで共有し、災害に備えます。

この計画を作成することで、実際に避難が必要になったときに、適切に避難行動がとれることを目指しています。

対象者 避難行動要支援者名簿に登録されている方のうち、計画作成に同意する方

問合せ先 危機管理局防災計画課 電話 214-8704 FAX 214-8096

福祉避難所

災害発生時に指定避難所での生活が困難な高齢者、障害者等の要配慮者を受け入れるため、仙台市内の福祉施設の一部を「福祉避難所」としています。

このうち、市と協定を結んだ福祉施設を「協定福祉避難所」といいます。協定福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、災害発生直後から必ず開設されるものではありません。災害時にはまず指定避難所へ避難していただき、避難所では、本人の状況により必要な配慮を行うこととしております。その後、保健師などが、本人の状況や要介護認定の有無などを確認し、協定福祉避難所への避難の必要性を判断することとなります。

また、令和7年度以降、新たに「指定福祉避難所」の制度を設け、一定の基準に適合し市が指定した施設については、あらかじめ要配慮者との間で避難についての合意をしていただくことで、災害発生時にはその施設への直接の避難ができる施設の指定を進めています。

問合せ先 健康福祉局総務課 電話 214-8161 FAX 268-2937

周産期福祉避難所

災害発生時に指定避難所での生活が困難な出産間近な妊婦や産後間もない産婦、新生児を受け入れるため、市内の看護師養成施設と協定を締結し、「周産期福祉避難所」を確保しています。

なお、周産期福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、災害発生直後から必ず開設されるものではありません。災害時にはまず指定避難所へ避難していただき、避難所では、本人の状況により必要な配慮を行うこととしております。その後、保健師などが、本人の状況などを確認し、周産期福祉避難所への避難の必要性を判断します。

問合せ先 健康福祉局医療政策課 電話 214-8196 FAX 214-4446

第7章 その他

1 災害被災者の援護

災害見舞金

災害により、住家に全焼・全壊・流失・半焼・大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水または消火冠水のいずれかの被害を受けた世帯に対し、被害の程度等に応じて支給します。

問合せ先 各区役所管理課（総務係）、宮城総合支所管理課（管理・保護係）、
秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

災害弔慰金

以下の災害が原因で死亡した方の遺族に対し支給します。

対象災害 ① 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
② 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
③ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

問合せ先 社会課 電話 214-8541 FAX 214-8194、各区役所管理課（総務係）→P107

災害障害見舞金

以下の災害が原因で負傷または疾病にかかり、治った時（症状が固定した時を含む）に精神や身体に重度の障害がある場合に支給します。

対象災害 ① 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
② 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
③ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

問合せ先 社会課 電話 214-8541 FAX 214-8194、各区役所管理課（総務係）→P107

災害援護資金の貸付

宮城県内で災害救助法が適用された災害により負傷または住居・家財に一定以上の被害を受けた世帯の世帯主に対して、その被害の程度に応じて生活の立て直しのための資金の貸付を行います。（所得制限あり）

問合せ先 災害援護資金課 電話 214-8566 FAX 214-8194、各区役所管理課（総務係）→P107

被災者生活再建支援金

自然災害により、仙台市内で10世帯以上、又は宮城県内で100世帯以上の住宅が全壊するなどの被害が発生した場合、被災者生活再建支援法の適用を受け、家が全壊するなどの大きな被害を受けた世帯に対し支援金を支給します。

問合せ先 社会課 電話 214-8541 FAX 214-8194、各区役所管理課（総務係）→P107

共同募金会・日本赤十字社による小規模災害支援

宮城県共同募金会では、小規模災害への支援として、見舞金・弔慰金を支給しています。また、日本赤十字社宮城県支部では、災害により住家に被害を受けた被災者に対し毛布・緊急セットを支給しています。

支給額 （1）共同募金会
死亡者 1人につき 10,000円
住家全焼、全壊、流失 1世帯 10,000円
住家半焼、半壊、床上浸水 1世帯 5,000円

(2) 日本赤十字社

毛布・緊急セット

問合せ先 各区共同募金会、各区日赤事務局（仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所内 →P116）

2 男女共同参画

仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台 女性相談
電話相談 224-8702 面接予約電話 268-8302

夫婦、パートナー間の問題、家族、子育て、こころの問題、生き方、人間関係、ドメスティック・バイオレンス、デートDV、セクシュアル・ハラスメントなど女性が抱える様々な悩みに女性相談員が応じます。

(1) 電話相談 **相談専用電話 224-8702**

相談受付時間 月・水～土曜日 9:00～15:30

(祝日・年末年始及び月2回程度の休館日を除く)

(2) 面接相談（要予約） **面接予約電話 268-8302**

予約受付時間 月・水～土曜日 9:00～17:00 火曜日 9:00～21:00

(祝日・年末年始及び月2回程度の休館日を除く)

※面接の実施時間は予約時にお問い合わせください。

※火曜日は夜間相談を行っています。

※託児が必要な方は、事前にご予約ください。

※離婚や相続、労働など法律に関わる問題（弁護士が対応）や就業による自立に関する相談もあります。

希望される方は、面接相談の際にご相談ください。

所在地 〒980-6128 青葉区中央一丁目3-1（アエル29階）

性別による差別などに関する相談

電話 268-8043

仙台市男女共同参画推進条例に基づき、性別による差別などに関する相談を受け付けます。

相談内容 ①性別による差別的取扱いなどによる人権侵害に関する相談

②男女共同参画の推進に関する市の施策についての苦情

受付時間 月～土曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始及び月2回程度の休館日を除く）

問合せ先 仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台 〒980-6128 青葉区中央一丁目3-1

仙台市「女性への暴力相談電話」

電話 268-5145

ドメスティック・バイオレンスや性暴力の被害など、女性に対する暴力に関する相談に応じます。

相談時間 月・水～金曜日 9:00～17:00、火曜日 9:00～19:00（祝日・年末年始を除く）

仙台市「男性のための電話相談」

電話 214-8328

生き方や働き方、職場やパートナーとの人間関係など、男性が抱える様々な悩みについての相談に男性相談員が応じます。

相談時間 毎月第2・第4金曜日 12:00～17:00（祝日を除く）

仙台市にじいろ相談

性的マイノリティの方などが抱える性や性的指向などに関するさまざまな悩みについて対面での相談を受け付けます。

相談時間 原則毎月第4土曜日 13:30～17:00（3枠）

※5月のみ第3日曜日

利用方法 相談は予約制です。ホームページよりご予約ください。

会場 申込者に別途お知らせ（仙台市中心部）

ホームページ

<https://www.city.sendai.jp/danjo-kikaku/kurashi/manabu/danjo/sodan/seinotayousei.html>

みやぎ男女共同参画相談室

一般・LGBT相談 電話211-2570
男性相談 電話211-2557

家庭や地域、職場などでの性別による差別的な扱い、セクハラなど男女共同参画に関する様々な悩みや苦情について相談できる窓口です。

(1) 一般相談 電話 211-2570

相談時間 月～金曜日 8:30～16:45 (祝日・年末年始・LGBT相談時間を除く)

(2) 男性相談 (男性相談員による相談) 電話 211-2557

相談時間 毎週水曜日 12:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

(3) LGBT (性的マイノリティ) 相談 電話 211-2570

相談時間 毎月第2・4火曜日 12:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

宮城県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター) 電話256-0965

女性の抱える様々な悩みに対して相談・支援を行っています。また、配偶者暴力相談支援センターとして、DV防止法 (配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律) による保護命令申立の手續支援なども行っています。

利用方法 来所・電話による相談 ※ 来所相談は予約制です。あらかじめお電話ください。

相談時間 月～金曜日 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)

みやぎ夜間・休日DVほっとライン

電話725-3660

配偶者やパートナー・恋人などから、DVやデートDVによる被害を受けている方の様々な相談に応じるため、電話相談窓口「みやぎ夜間・休日DVほっとライン」を開設しています。

相談時間 木・土曜日 17:30～21:00 (祝日・年末年始を除く)

日曜日 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

女性の人権ホットライン

電話0570-070-810 (たぐやい)

仙台法務局の専用相談電話です。夫や恋人からの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の女性の人権問題に関する相談に応じています。

相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

インターネット人権相談窓口 <https://www.jinken.go.jp/>

(パソコン・携帯電話・スマートフォン共通)

LINE人権相談 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html

(法務省ホームページに利用案内があります)

ハーティ仙台

離婚、ドメスティック・バイオレンス (DV)、セクハラ、性暴力、ストーカー被害、その他の人間関係の問題などで悩んでいる女性からの相談に応じます。

(1) 電話相談 電話 274-1885

相談時間 月～金曜日 13:30～16:30 (祝日・年末年始・お盆休みを除く)

夜間相談 火曜日 18:30～21:00 (祝日・年末年始・お盆休みを除く)

(2) メール相談 (みやぎ女性のためのメール相談)

相談時間 24時間書き込み可能 5日以内に返信

ホームページ <https://www.hearty-sendai.com/hearty-mail-sodan>



(3) チャット相談(みやぎ女性のためのチャット相談)

相談時間 月・水曜日 18:00~21:30 土曜日 17:30~21:30

ホームページ <https://www.heartly-sendai.com/heartly-chat-sodan>

女性医療相談

電話090-7075-2525(予約専用)

妊娠期から育児期、高齢期、思春期、働く女性など、さまざまなライフステージにおいて女性が抱える健康不安について、女性医師が面接相談に応じます。

相談時間 土曜日(月2回・実施日はお問い合わせ下さい。祝日・年末年始を除く)

14:00~17:00 ※ 予約制、託児あり

予約受付 月~金曜日 9:00~17:00(祝日・年末年始を除く)

問合せ先 宮城県女医会

性暴力被害相談支援センター宮城(けやきホットライン) 電話0120-556-460

性暴力被害にあわれた方やその家族等の支援を行っています。女性相談員が電話や面談で相談を受けるほか、希望に応じて警察や医療機関などへの付き添い、被害に伴う医療機関の受診費用などの助成を行います。

警察に届出をしなくても、支援は受けられます。

相談時間 24時間365日相談を受け付けます。

下記時間以外は、国の夜間休日コールセンターに繋がります。

月~金曜日 10:00~20:00(祝日・年末年始を除く)

土曜日 10:00~16:00(祝日・年末年始を除く)

※土曜日は、男性相談員による相談も行います。

性暴力被害相談支援センター宮城は、宮城県から委託を受けた公益社団法人みやぎ被害者支援センターが運営しています。



性犯罪被害相談電話

全国共通ダイヤル「#8103」

警察では、性犯罪の被害にあわれた方のための全国共通ダイヤルを開設しています。

宮城県警察では、心理カウンセラーや警察官などが相談に応じています。

相談時間 24時間(専門職員対応は平日8:30~17:15)

 よりそいホットライン 被災地(宮城・岩手・福島) 専用電話0120-279-226
 全国電話0120-279-338

専門員が電話相談に応じています。音声ガイダンスに従い、相談したい内容をお選びください。

相談内容 3番: DV、性暴力など女性の相談

4番: 性別違和や同性愛などに関わる相談

相談時間 24時間(年中無休)

3 戦争犠牲者等

戦没者遺族相談員

国から委託を受けた相談員が、戦没者遺族の各種年金・給付金等の受給や、生活上の問題に関する相談に応じます。

問合せ先 宮城県保健福祉部社会福祉課(援護恩給班) 電話 211-2582 FAX 211-2594

戦傷病者相談員

戦傷病者手帳の交付、療養の給付、補装具の支給と修理、JR無料乗車、恩給・援護年金の受給などに関する相談に応じます。

問合せ先 宮城県保健福祉部社会福祉課(援護恩給班) 電話 211-2582 FAX 211-2594

帰国者支援通訳

日本語での会話に不自由な永住帰国者等が医療機関で受診する場合などに、適切な受診を確保することを目的として通訳を派遣しています。

(1) 自立支援通訳

派遣対象 ①厚生労働省が中国残留邦人等として取り扱った方

②その同伴帰国した家族のうち、仙台市長が通訳の派遣を必要と認めた方

問合せ先 社会課 電話 214-8541 FAX 214-8194

(2) 生活支援通訳

派遣対象 厚生労働省が中国残留邦人等として取り扱った方の子（2世）、その孫（3世）及びそれぞれの配偶者のうち同伴帰国されなかった家族（呼び寄せ家族）

問合せ先 東北中国帰国者支援・交流センター 電話 263-0948 FAX 217-9388

戦争犠牲者・引揚者の援護

援護内容	対象	受付窓口
特別給付金の受付 特別弔慰金の受付	・戦没者等の妻 ・戦傷病者等の妻 ・戦没者等の遺族	各区役所・宮城総合支所管理課 秋保総合支所保健福祉課
恩給・扶助料等の受付	・恩給法適用の旧軍人及びその遺族	宮城県社会福祉課
障害年金・遺族年金等の受付	・恩給法の適用を受けない旧軍属等及びその遺族	宮城県社会福祉課
療養の給付等	・戦傷病者	宮城県社会福祉課

問合せ先 宮城県保健福祉部社会福祉課（援護恩給班） 電話 211-2582 FAX 211-2594

各区役所・宮城総合支所管理課（総務係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P107

中国残留邦人等に対する支援給付

中国残留邦人又は樺太残留邦人の方々（残留邦人の特定配偶者を含む）に対して、老齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない場合に、生活支援給付等を支給します。

支援の種類 生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、配偶者支援金等

※ 本人の収入額（年金等）により金額が異なります。

問合せ先 各区役所保護課（青葉区、太白区においては保護第一課）→P107

4 各種の減免・割引

住民税・所得税の所得控除

控除の種類	対象	控除	
		住民税 (令和8年度)	所得税 (令和7年分)
雑 損 控 除	災害、盗難、横領により損害を受けた場合 ※ 盗難または横領による損失には、詐欺または強迫による損失は、含まれません。	(損失額－保険金等により補てんされる金額－総所得金額等の合計額の10%)または(災害関連支出の金額－5万円)のいずれか多い金額	
医 療 費 控 除	本人が、本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合 ※ おむつ代は、おおむね6か月以上寝たきりの状態であり、医師による治療のもとでおむつの使用が必要であると認められている方（医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要。もしくは区役所・総合支所が発行する「介護保険主治医意見書記載内容確認書」でも可。）について医療費控除を受けることができます。	(支払った医療費の金額－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額の5%または10万円のいずれか少ない金額) ※ 最高限度額200万円	

控除の種類		対象	控除	
			住民税 （令和8年度）	所得税 （令和7年分）
医 療 費 控 除				
特 例 （選択適用） ※平成29年 から令和8 年まで	【セルフメディケーション税制】 本人が、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っており、本人または本人と生計を一にする配偶者その他親族のためにスイッチOTC医薬品等の購入費を支払った場合 ※ 本特例を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることはできません。		支払ったスイッチOTC医薬品等の購入額の合計額－保険金等により補てんされる金額－1万2千円 ※ 最高限度額8万8千円	
社 会 保 険 料 控 除	本人が、本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険、介護保険、国民年金、厚生年金等の保険料を支払った場合 ※ 親族に係る社会保険料についてはその親族の給与・年金等から天引きされたものを除きます。		支払った保険料の金額	
障 害 者 控 除	普通障害者（本人、同一生計配偶者、扶養親族） 特別障害者（ ） 同居特別障害者（同一生計配偶者、扶養親族） ※ 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている方や、いつも病床にいて複雑な介護を受けなければならない方なども控除が受けられます。（欄外注参照） ※ 障害者控除は、配偶者控除の適用がない同一生計配偶者や扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。		26万円 30 // 53 //	27万円 40 // 75 //
寡婦・ひとり親控除	本人が寡婦 本人がひとり親 ※ 本人の合計所得金額が500万円を超える場合、寡婦・ひとり親控除の適用を受けることはできません。		26万円 30 //	27万円 35 //
配 偶 者 控 除	本人の所得に応じて計算 ※ 本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合に控除が受けられます。 一般の控除対象配偶者 70歳以上の控除対象配偶者 ※配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合		最高33万円 最高38 //	最高38万円 最高48 //
配 偶 者 特 別 控 除	本人及び配偶者の所得に応じて計算 ※ 配偶者の合計所得金額が58万円を超え133万円以下（給与収入のみの場合は給与収入123万円を超え201.6万円未満）の場合に適用されます。 ※ 本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合に控除が受けられます。		最高33万円	最高38万円
特 定 親 族 特 別 控 除	同一生計の19歳以上23歳未満の特定親族の所得に応じて計算 ※ 特定親族の合計所得金額が58万円を超え123万円以下（給与収入のみの場合は給与収入123万円を超え188万円以下）の場合に適用されます。		最高45万円	最高63万円
扶 養 控 除	一般の扶養親族（16歳以上19歳未満と23歳以上70歳未満） 特定扶養親族（19歳以上23歳未満） 70歳以上の老人扶養親族 70歳以上の同居老親等 ※ 扶養親族の合計所得金額が58万円以下の場合		33万円 45 // 38 // 45 //	38万円 63 // 48 // 58 //

注：福祉事務所長等が交付する「障害者控除対象者認定書」により障害者控除の申告が可能です。詳細は、各区役所・宮城総合支所障害高齢課 [→P107](#) へお問い合わせください。

住民税・所得税の軽減措置等		
条 件	内 容	
	住 民 税	所 得 税
1月1日現在生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合	非課税	
障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の場合	非課税	
傷病賜金、遺族恩給、遺族年金、児童扶養手当、児童手当、雇用保険の失業等給付、身体障害者福祉法による支給金品、障害基礎年金等を受給している場合	左記の所得について非課税 対象となる所得は、左記以外にもあるので、詳細はお問い合わせください。	
災害により、死亡、特別障害者、普通障害者となった場合	減免	
災害により、住宅（家屋）、家財に損害を受けた場合	減免 ただし、損害割合（補てんされた金額を除く）が住宅または家財の価格に対して30%未満の場合、または合計所得金額が1,000万円を超える場合は対象とならない。	減免 ただし、損害割合（補てんされた金額を除く）が住宅または家財の時価の50%未満の場合、合計所得金額が1,000万円を超える場合、または雑損控除を適用した場合は対象とならない。また、損害を受けた場合には、源泉所得税の徴収猶予や、すでに納めた税額の還付を受けることができる。
生活保護法の規定による扶助を受けている場合 生活保護法の規定による扶助以外の生活の扶助を受けている場合で、市長が認める場合	減免	
納税義務者等が特別障害者または普通障害者となった場合で、生活が著しく困難であると認められる場合	減免 ただし、合計所得金額が750万円を超える場合は対象とならない。	
失業その他の事由により所得が激減した場合で、生活が著しく困難であると認められる場合	減免 対象となる要件など詳細はお問い合わせください。	
医療のため多額の出費を要することとなった方で、生活が著しく困難であると認められる場合	減免 ただし、合計所得金額が750万円を超える場合、または医療費のその年の見積り所得金額に対する割合が10分の1未満の場合は対象とならない。	

注：減免については、減免申請された方の個別具体的な生活状況等をお聞きし、減免に該当するかどうかを判断します。詳しくは下記までお問い合わせください。

所得税：税務署等

仙台国税局 電話相談センター 国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901

聴覚障害者用FAX 711-5135

仙台北税務署 電話 222-8121（代）

仙台中税務署 電話 783-7831（代）

仙台南税務署 電話 306-8001（代）

住民税：市民税課

青葉区・泉区に住所を有する方に係る普通徴収分

電話 214-8637 FAX 214-8613

宮城野区・若林区・太白区に住所を有する方に係る普通徴収分

電話 214-8638 FAX 214-8613

特別徴収分

電話 214-1009 FAX 214-8613

その他の税の軽減措置等

税の種類		条件	内容	備考
市税	固定資産税	災害により土地、家屋または償却資産に損害を受けた場合	減免	損害を受けた部分や程度に応じて減免します。
		生活保護法の規定による扶助を受けている場合 生活保護法の規定による扶助以外の生活の扶助を受けている場合で、市長が認める場合	減免	
		障害者の居住の用に供する家屋に、当該障害者の便宜のため、建築設備を施した場合	減免	当該障害者の便宜のため施した建築設備に係る部分について、減免します。
		新築された日から10年以上を経過した、高齢者・障害者等が居住する住宅（貸家を除く）で、一定のバリアフリー改修工事を行った場合	減額	一戸当たり床面積100㎡までの部分について、翌年度分の税額の3分の1を減額します。改修工事完了後、3か月以内の申告が必要となります。
	軽自動車税	4月1日から納期限までの間に、災害により軽自動車等に被害を受けた場合で、市長が認める場合	減免	
		生活保護法の規定による扶助を受けている場合 生活保護法の規定による扶助以外の生活の扶助を受けている場合で、市長が認める場合	減免	
		身体障害者等または当該身体障害者等の生計同一者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者等が運転する場合 身体障害者等または当該身体障害者等の生計同一者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等のために生計同一者が運転する場合 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等のために常時介護者が運転する場合	減免	減免を受けることができる軽自動車等は、自動車税の対象となる普通自動車を含め、身体障害者等1人につき1台に限る。
		構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる軽自動車等の場合	減免	

※「身体障害者等」とは、身体障害者（戦傷病者を含む）、知的障害者、精神障害者で、一定の障害を有する者をいいます。

問合せ先

固定資産税：

- ・生活保護に係る減免：資産課税課（賦課係） 電話 214-8617 FAX 214-8614
- ・その他の減免、減額：各担当課の連絡先は別表のとおりです。

担当課	北固定資産税課				南固定資産税課				資産課税課
区域	青葉区		泉区		宮城野区・若林区		太白区		全区
物件の種類	土地	家屋	土地	家屋	土地	家屋	土地	家屋	償却資産
電話	214-8596	214-8604	214-8597	214-8605	214-8689	214-8694	214-8690	214-8695	214-8619
FAX	214-8607				214-8609				214-8614

軽自動車税：市民税企画課（諸税係） 電話 214-8625 FAX 214-1119

税の種類		条件	内容	備考
県税	自動車税	災害により自動車に損害を受け、または交通が途絶され、自動車の運行が15日を超えてできなかった場合	減免	運行できなかった期間が減免対象
		一定の障害等級以上の身体障害者等が所有する自動車で、専ら身体障害者等本人が運転するものもしくは専ら生計同一者が運転するものまたは身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車専らその常時介護者が運転するもの（本人運転以外は、身体障害者等の通学、通院または生業のために使用するものに限る）	減免	減免上限額：年額43,500円（令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自動車やグリーン化税制、月割減免適用の場合は上限額が異なる） 18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者の生計同一者が所有する自動車も含む 減免を受けることができる自動車は、軽自動車税の対象となる自動車を含め身体障害者等1人につき自家用の自動車1台に限る
		専ら身体障害者等の利用に供するための自動車で、一定の構造または設備を有するもの	減免	

※「身体障害者等」とは、原則として身体障害者（戦傷病者を含む）、知的障害者、精神障害者で、一定の障害を有する者をいいます。

※自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の所有者に課税されます。

税の種類		条件	内容	備考	
県税	事業税（個人）	重度の視力障害者が行うあん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業	非課税		
		事業税の納税義務者が生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合で、県税事務所長が認める場合	減免		
		前年の事業所得が1,000万円以下であり、災害により事業用資産にその価額の2分の1以上の損害（保険金等により補填される金額を除く）を受けた場合	減免	前年の事業所得にに応じて、以下の割合で減免されます。	
				前年の事業所得	減免割合
				500万円以下	100%
				500万円超 750万円以下	50%
		750万円超 1,000万円以下	25%		
前年の合計所得金額が500万円以下であり、災害により住宅または家財にその価額の2分の1以上の損害（保険金等により補填される金額を除く）を受けた場合	減免				

問合せ先 仙台南県税事務所 電話 248-2962（代） FAX 249-4098
 仙台中県税事務所 電話 715-0621（代） FAX 215-1585
 仙台北県税事務所 電話 275-9119（代） FAX 273-9929

税の種類		条件	内容
国税	相続税	【障害者控除】 相続または遺贈により財産を取得した相続人等が障害者である場合	【障害者控除額】 10万円（その者が特別障害者である場合、20万円） ×当該障害者とその相続開始時から85歳に達するまでの年数分が控除される。
	贈与税	【特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権】 国内に居住する特定障害者（※1）が、特定障害者扶養信託契約（※2）に基づく信託受益権の贈与を受けた場合で、「障害者非課税信託申告書」を信託会社の営業所を経由して提出した場合	【非課税額】 信託受益権のうち、6,000万円（特定障害者のうち、特別障害者以外の障害者は3,000万円）までの部分は非課税となる。

※1「特定障害者」とは、「特別障害者または特別障害者以外で精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるなど、その他の精神に障害がある者として一定の要件に当てはまる方」をいいます。

※2 扶養信託契約については、各金融機関にお問い合わせください。

問合せ先 仙台国税局 電話相談センター 国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901
 聴覚障害者用FAX 711-5135

仙台北税務署 電話 222-8121（代）
 仙台中税務署 電話 783-7831（代）
 仙台南税務署 電話 306-8001（代）

交通機関等の料金の割引

福祉の措置	対象者等		金額等	備考
バス普通旅客運賃割引	市バス	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳・特別運賃割引証・福祉児童運賃割引証保持者	本人 5割引 介護者・付添人 5割引	手帳提示（障害者手帳アプリなど手帳の交付を受けていることを証するものの提示でも可） ※特別運賃割引証または福祉児童運賃割引証をお持ちの方の付添人は、付添人用の割引証が必要です。 ※定期券の割引もあります。 ※福祉割引用icscaをご利用の場合、自動的に福祉割引が適用された運賃のお支払いができます。
	宮城交通	身体障害者手帳・療育手帳・特別運賃割引証・福祉児童運賃割引証保持者	本人 5割引 介護者・付添人 5割引 （所有者本人が2種の場合を除く）	手帳提示 ※特別運賃割引証または福祉児童運賃割引証をお持ちの方の付添人は、付添人用の割引証が必要です。 ※宮城交通で福祉割引用icscaをご利用の場合、自動精算はできませんので、運賃箱にタッチする前にバス乗務員に身体障害者手帳などを提示ください。
		精神障害者保健福祉手帳保持者	本人 5割引	宮城県または仙台市が発行する手帳に限ります。
仙台市地下鉄普通旅客運賃割引	市バスと同じ		市バスと同じ	市バスと同じ
JRの旅客運賃割引	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の第1種障害者及び介護者。単独で利用する場合は100kmを超える区間に限る。回数乗車券・普通急行券は介護者とともに利用する場合のみ。		本人と介護者1人 5割引	100km以下の乗車券は自動券売機で小児券を購入 第1種障害者が小児の場合及び101km以上の場合は出札窓口で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示し、割引乗車券を購入のこと。公営及び民営の鉄道においてもJRに準じて割引を行っているところもあるので利用するときはご確認ください。 ※JR線では福祉割引用icscaは一切ご利用できません。
	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の第2種障害者。100kmを超える区間に限る。普通乗車券のみ。		本人のみ5割引	
航空運賃割引	満12歳以上の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳所持者とその介護者1名		一部の航空会社の国内線区間の航空運賃が割引になります。割引額が区間等によって異なる場合や、他の割引サービスとの併用ができない場合もありますので、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。	航空券の購入及び搭乗手続きの際、割引適用に必要な手帳または「身体障害者手帳確認登録済み」のマイレージカードを提示。（※） ※手帳の提示を求められる場合があるため、手帳は常に携帯してください。

福祉の措置	対象者等	金額等	備考
有料道路の 通行料金の割引	①身体障害者手帳をお持ちの方が運転する場合 ②第1種障害者が同乗する場合	5割引以内	各区役所・宮城総合支所障害 高齢課で手帳に証明押印(車 検証・運転免許証・身体障害 者手帳または療育手帳が必 要。E T C利用の場合、上記 に加え、E T Cの利用登録が 必要) ※自家用車を事前登録のう えE T Cを利用される方は オンライン申請も可能。
タクシー運賃の 割引	身体障害者手帳・療育手帳保持者	1割引	手帳提示
市営駐車場等駐 車料金の減免	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福 祉手帳保持者が運転または同乗している場合		駐車場管理室係員または施 設事務室に駐車券と手帳を 提示
	対象施設 二日町駐車場、勾当台公園地下駐車 場、泉中央駅前駐車場 カメイアリーナ仙台(仙台市体育館駐 車場)、本山製作所青葉アリーナ(青 葉体育館)、本山製作所仙台市武道館 (仙台市武道館)、新田東総合運動場 駐車場(元気フィールド仙台)	1時間無料 施設利用の際無料	

低廉な郵便サービス

郵便物の種類		大きさ・重量・料金	対象となるもの
第四種郵便物 (開封)	点字郵便物	大きさ：長さ＝60cm以内 かつ 長さ＋幅＋厚さ＝90cm以内 重 量：3kg以内 料 金：無料	点字のみを掲げたものを内容とするもの
	特定録音物等 郵便物		盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物 で、日本郵便株式会社が指定する施設からの差し出 しまたは受け取りとなるもの
心身障がい者 団体の発行す る定期刊行物 を内容として 発行人から差 し出される低 料第三種郵便 物(開封)	毎月3回以上 発行する 新聞紙	大きさ：長さ＝60cm以内 かつ 長さ＋幅＋厚さ＝90cm以内 重 量：1kg以内 料 金：50g以内・8円 (50gまたはその端数ごとに3円増)	申請を行い、各種条件を満たし、承認を受けたもの
	その他	大きさ：長さ＝60cm以内 かつ 長さ＋幅＋厚さ＝90cm以内 重 量：1kg以内 料 金：50g以内・15円 (50gまたはその端数ごとに5円増)	
郵便物の種類		大きさ・重量・料金	対象となるもの
点字ゆうパック		大きさ：長さ＋幅＋厚さ＝170cm以内 重 量：30kg以内 料 金：【別表1】	点字のみを掲げたものを内容とするもの
聴覚障がい者用ゆうパック		大きさ：長さ＋幅＋厚さ＝170cm以内 重 量：30kg以内 料 金：【別表1】	聴覚障がい者用のビデオテープその他の録画物を 内容とし、聴覚障がい者と、日本郵便株式会社が指 定する施設との間で発受されるもの
心身障がい者用ゆうメール		大きさ：長さ＋幅＋厚さ＝170cm以内 重 量：3kg以内 料 金：【別表2】	身体に重度の障がいのある方または知的障がいの 程度が重い方と図書館法に規定する図書館との間 で発受されるもの

【別表1】(サイズ＝長さ、幅、厚さの合計)

サイズ	60cm	80cm	100cm	120cm	140cm	160cm	170cm
運賃	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

【別表2】

重量	150gまで	250gまで	500gまで	1kgまで	2kgまで	3kgまで
運賃	92円	110円	150円	180円	230円	310円

その他通信費の割引・減免

福祉の措置	対象者等	金額等	備考
携帯電話基本料金割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療費受給者証、特定疾患登録者証、特定医療費(指定難病)受給者証保持者	携帯電話の基本使用料等のサービスが割引になります	サービスの内容は各社によって違いがあり、併用できないサービス等もあるため、詳しくは各社にご確認ください
NHK放送受信料の減免※	生活保護法等に規定する公的扶助を受けている世帯	全額免除	福祉事務所長の証明が必要
	障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯全員が市町村民税非課税の世帯		各区役所・宮城総合支所障害高齢課窓口での免除事由の証明手続きが必要 世帯全員の非課税証明書が必要な場合あり
	グループホームや特別養護老人ホームなどの社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所している場合		
	視覚又は聴覚障害により障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合	半額免除	各区役所・宮城総合支所障害高齢課窓口での免除事由の証明手続きが必要
	次のいずれかの障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合 ・身体障害 身体障害者手帳1級又は2級 ・知的障害 療育手帳A ・精神障害 精神障害者保健福祉手帳1級	半額免除	各区役所・宮城総合支所障害高齢課窓口での免除事由の証明手続きが必要
	戦傷病者手帳をお持ちの方で、障害の程度が、特別項症から第一款症に相当する方が世帯主で受信契約者の場合		

※NHKに対する手続きに関しては、「NHK受信料の窓口」(URL:<https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>) の内容をご確認ください。

施設観覧料・入館料及び利用料金の減免

福祉の措置	対象等	金額等	備考
施設観覧料・入館料の減免	仙台市内にお住まいの満65歳以上であることを証明する書類(マイナンバーカードや介護保険被保険者証など)、豊齢カード、健康豊齢手帳、豊齢手帳のいずれかをお持ちの方	全額免除または半額免除	各施設を利用するときに証明書類、カード、手帳のいずれかを提示
〔対象施設〕 ・八木山動物公園フジサキの杜(仙台市八木山動物公園) ・野草園 ・秋保大滝植物園 ・天文台(※) ・戦災復興記念館資料展示室 ・地底の森ミュージアム(富沢遺跡保存館)(※) ・縄文の森広場(※) ・HOKUSHU仙台市科学館(※) ・博物館(※) ・歴史民俗資料館(※) ・仙台文学館(※) ※特別展は半額免除			
福祉の措置	対象等	金額等	備考
施設入館料・観覧料の減免	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者及び対象の方に付き添う18歳以上の介護人1名(介護人の年齢制限を設けていない施設もあります。詳しくは各施設にお問い合わせください。)	全額免除 または 半額免除	各施設を利用するときに手帳を提示
〔対象施設〕 全額免除 ・八木山動物公園フジサキの杜(仙台市八木山動物公園) ・野草園 ・秋保大滝植物園 ・天文台(※) ・戦災復興記念館資料展示室 ・地底の森ミュージアム(富沢遺跡保存館)(※) ・縄文の森広場(※) ・HOKUSHU仙台市科学館(※) ・博物館(※) ・歴史民俗資料館(※) ・仙台文学館(※) ※特別展は半額免除			

福祉の措置	対象等	金額等	備考
スポーツ施設の利用料金の減免	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳の保持者、児童発達支援センター通所児童 上記の者に付き添う18歳以上の介護人1名 ※シルバーセンター及び健康増進センターについては、備考欄の対象者 ※原則、個人使用に限ります。団体使用、専用使用については個別にご相談ください。	全額免除 または 半額免除 ※庭球場については、先対象者が施設利用者の4分の1以上の場合のみ	各施設を利用するときに手帳を提示
〔対象施設〕			
施設名	内容	備考	電話（FAX）
カメイアリーナ仙台 （仙台市体育館） ※ 令和 7 年 5 月から令和 9 年 3 月中旬（予定）まで改修工事のため休館	無料	第一競技場、第二競技場、軽運動場、温水プール、トレーニング室、体力測定室	244-1111（244-1115）
若林体育館	無料	競技場、小体育館、トレーニング室	236-0011（236-0012）
本山製作所青葉アリーナ （青葉体育館）	無料	競技場、トレーニング室	717-1191（717-1533）
本山製作所仙台市武道館 （仙台市武道館）	無料	柔道場、剣道場、弓道場	717-1191（717-1533）
恵和興業元気フィールド仙台 （新田東総合運動場）	無料	第一競技場、第二競技場、サウンドテーブルテニス室、アーチェリー場、ボルダリング室、スケートボードパーク、温水プール、トレーニング室	231-1221（231-1230）
仙台環境開発スポーツパーク宮城広瀬 （宮城広瀬総合運動場）	無料	競技場、温水プール、庭球場（3面）	392-5340（392-1731）
秋保体育館	無料	競技場	399-2757（399-2793）
泉総合運動場	無料	競技場、トレーニング室、武道館、弓道場、庭球場（18面）	372-1019（372-0151）
泉海洋センター	無料	競技場	373-9561（373-9543）
出花体育館	無料	競技場	786-3446（786-3447）
屋内グラウンド （シェルコムせんだい）	無料	競技場（庭球場6面等）	218-5656（776-1090）
弘進ゴムアスリートパーク仙台 （仙台市陸上競技場） ※令和 7 年 12 月から令和 9 年 10 月中旬（予定）まで改修工事のため休館（令和 8 年 4 月中旬以降はトラックのみ使用可）	無料	競技場	256-2488（299-3895）
根白石温水プール	無料	温水プール、トレーニング室	376-5124（376-5109）
今泉運動場	無料	温水プール、庭球場（7面）	289-4235（289-4786）
TAC 葛岡ウォーターパーク （葛岡温水プール）	無料	温水プール	277-8598（277-8659）
中田温水プール	無料	温水プール、トレーニング室	306-5971（306-5972）
TAC 鶴ヶ谷ウォーターパーク （鶴ヶ谷温水プール）	無料	温水プール	252-1186（252-1189）
TAC 水の森ウォーターパーク （水の森温水プール）	無料	温水プール	277-2713（277-2883）
川内庭球場	無料	庭球場（10面）	216-3861
茂庭庭球場	無料	庭球場（4面）	244-2575
青葉山公園庭球場	無料	庭球場（22面）	263-7486
桜ヶ丘公園庭球場	無料	庭球場（4面）	263-7486
評定河原公園庭球場	無料	庭球場（4面）	263-7486
海岸公園庭球場	無料	庭球場（10面）	254-5700
卸町東二丁目公園庭球場	無料	庭球場（4面）	236-1919
湯元公園庭球場	無料	庭球場（3面）	398-2578
中田中央公園庭球場	無料	庭球場（4面）	398-2578
向陽台五丁目緑地庭球場	無料	庭球場（1面）	375-4704

施設名	内容	備考	電話 (FAX)
住吉台西四丁目公園庭球場	無料	庭球場 (2 面)	375-4704
寺岡中央公園庭球場	無料	庭球場 (2 面)	375-4704
長命ヶ丘公園庭球場	無料	庭球場 (3 面)	375-4704
将監公園庭球場	無料	庭球場 (2 面)	375-4704
松陵公園庭球場	無料	庭球場 (2 面)	375-4704
七北田公園庭球場	無料	庭球場 (8 面)、壁打ちコート	375-4704
虹の丘公園庭球場	無料	庭球場 (2 面)	375-4704
七北田公園体育館	無料	競技場、研修室、トレーニング室	375-9914 (375-9913)
海外公園パークゴルフ場	無料	パークゴルフ場	288-0390
海岸公園馬術場	無料	馬術馬場・練習馬場 (自己所有馬をお持ちの方)	349-5038 (349-5248)
シルバーセンター	無料	プール、浴室 対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者とその付添人	215-3191 (215-3718)
健康増進センター	無料	施設利用、健康度測定、教室等トレーニングエリア、支援プラン作成、運動指導等、全てのサービス (※利用日についてはお問合せ願います) 対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者。付添は無料 (ただし身体障害者の付添は重度身体障害者の付添に限る)	374-6661 (374-6664)

駐車禁止規制の適用除外

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定医療費医療受給者証の交付を受けている方で、一定の等級等に該当する場合は、駐車禁止除外標章の交付を受けることができます。詳しい申請要件・方法については、県警ホームページまたは下記にお問い合わせください。

問合せ先 各警察署交通課

仙台中央署 電話 222-7171 (FAX兼用) 仙台南署 電話 246-7171 (FAX兼用)

仙台北署 電話 233-7171 (FAX兼用) 仙台東署 電話 231-7171 (FAX兼用)

泉署 電話 375-7171 (FAX兼用) 若林署 電話 390-7171 (FAX兼用)

宮城県警察ホームページ <https://www.police.pref.miyagi.jp/>

自転車駐輪規制の一時除外

駐輪場への駐輪が困難な身体障害者の方が自転車を利用する場合、「身体障害者使用自転車証」の交付を受けることができます。認定された自転車は、仙台市自転車等放置防止条例に基づく撤去の対象から2時間に限り除外されます。ただし、交通の支障となる場所に駐輪した場合は、除外されません。また、利用可能な駐輪場がある場合は、必ず駐輪場をご利用ください。

下肢・体幹・移動・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫・肝臓機能の身体障害者手帳の交付を受けている方が対象です。(等級区分なし)

問合せ先 ・新規の申し込み、期間終了後の更新

各区役所・宮城総合支所障害高齢課(障害者支援係)、秋保総合支所保健福祉課(福祉係) →P107

・自転車の撤去、自転車証の内容について

道路管理課 電話 214-8371 FAX 227-2614

駐輪場定期券利用料の減免

次の項目に該当する方は、申請により定期券の利用料が半額になります。(一時券利用料・回数券利用料は減免になりません)

①生活保護法による生活扶助を受けている方、またはその方と同一世帯に属している方

②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律により支援給付を受けている方または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立

の支援に関する法律の一部を改正する法律により支援給付を受けている方

- ③身体障害者手帳を交付されている方
- ④精神障害者保健福祉手帳を交付されている方
- ⑤療育手帳を交付されている方
- ⑥戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳を交付されている方
- ⑦原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者健康手帳を交付されている方

申 込 各駐輪場定期券販売窓口（一部取り扱っていない窓口があります。）

受付期間 当月25日から翌月5日までの定期券発売日・発売時間内（受付の日・時間は、駐輪場により異なります。）

問合せ先 道路管理課 電話 214-8371 FAX 227-2614

高等学校等修学資金借入支援制度（利子補給）

高等学校等修学のため、日本政策金融公庫教育一般貸付（国の教育ローン）を借り入れた方で以下の要件を満たす方に対して、在学期間中（正規の修業年限内に限る）の利子を補助します。

- ①高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程及び高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）ならびに中学校卒業資格で入学でき、修学年限が高等学校に準じた期間である各種学校において行われる教育を受ける方の保護者であること
- ②本市に居住し、かつ引き続き住所を有すること
- ③市税を滞納していないこと
- ④経済的理由により修学が困難であること
- ⑤宮城県高等学校等育英奨学資金貸付を受けていないこと（貸付を受けていても、第1学年の場合、または東日本大震災による被災生徒奨学資金の場合は、申請可能です。）

問合せ先 仙台市教育委員会学事課 電話 214-8861 FAX 264-4428

下水道事業受益者負担金及び分担金の減免

生活保護法による生活の扶助を受けている方、その他これに準ずる特別の事情があると認められる方に対して、申請により下水道事業受益者負担金及び分担金を減免しています。

問合せ先 建設局下水道経営部業務課 電話 214-8337 FAX 268-4318

一般廃棄物処理手数料の減免（ごみ、し尿）

生活保護法による生活の扶助を受けている方、災害その他特別の理由がある方に対して、申請により一般廃棄物処理手数料を減免しています。

問合せ先 ごみ：家庭ごみ減量課 電話 214-8227 FAX 214-8277
し尿：資源循環企画課 電話 214-8231 FAX 214-8840

水道料金・下水道使用料・公設浄化槽使用料の減免

生活保護受給世帯、中国残留邦人等に対する支援給付受給世帯、非課税世帯（水道を使用する全員の市県民税が非課税で、現在も収入が少なく著しく生活に困窮し、他の世帯からの養育費または仕送り等の継続性がある経済的援助を受けていない世帯に限る）については、申請することにより水道料金・下水道使用料・公設浄化槽使用料の減免を受けられる場合があります。

問合せ先 ・水道使用の方

水道局南料金センター 電話 304-0020 FAX 304-0137

・井戸水での下水道使用の方、公設浄化槽使用の方

建設局下水道経営部業務課 電話 214-8337 FAX 268-4318

水道加入金の免除

生活保護法による生活扶助を受けている方が給水装置を新設または改造する場合、申請により水道加入金を

免除しています。

問合せ先 給水装置課 電話 304-0146 FAX 304-1056

市営住宅における収入基準の緩和

市営住宅の収入基準は所得月額158,000円以下ですが、次の①～⑪のいずれかに該当する場合は、所得月額214,000円以下の方まで申し込むことができます。

申込者または同居者が

- ①身体障害者手帳の交付を受けており、その等級が1級から4級までの方
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、その等級が1級・2級の方
- ③療育手帳の交付を受けているA判定・B判定の方
- ④治療方法の確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証または特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
- ⑧ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- ⑨小学校就学の始期に達するまでの方

申込者が

- ⑩60歳以上の単身の方
- ⑪60歳以上で、同居者全員が60歳以上または18歳未満の世帯

また、当面の間、福島復興再生特別措置法により居住を制限されている方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方を対象に、市営住宅申し込み時の収入基準が緩和されます。

問合せ先 （公財）仙台市建設公社募集課 電話 399-7413 FAX 399-8252

市営住宅入居の優遇

次のいずれかに該当する世帯は、定期募集において、抽選の際に抽選玉を2つ（⑫の多数回落選者世帯が①～⑪のいずれかにも該当する場合は3つ）にして当選確率を優遇します。また、定期募集とは別に、ひとり親・子育て世帯・多子世帯を対象にした募集を実施します。

申込者が次に該当する世帯

①ひとり親世帯

申込者本人が20歳未満の子を扶養している寡婦または寡夫の方

②多子世帯

申込者本人が18歳未満の子3人以上と同居している方

③高齢者世帯

申込者本人が60歳以上で次のいずれかに該当する方

（ア）単身者

（イ）配偶者、18歳未満・60歳以上の民法上の親族のみと同居または同居を予定している方

④配偶者等からの暴力被害者世帯

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者または同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方で、一時保護または保護が終了した日から起算して5年を経過していない方、裁判所が出した接近禁止または退去命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方、または女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている方

⑤子育て世帯

小学校就学の始期に達するまでの方と同居している方

申込者もしくは同居または同居を予定している親族に、次のいずれかに該当する方がいる世帯

⑥心身障害者世帯

(ア) 身体障害者手帳1級から4級の交付を受けている方

(イ) 精神障害者保健福祉手帳1級から3級の交付を受けている方

(ウ) 療育手帳AまたはBの交付を受けている方

(エ) 治療方法の確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証または特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方

⑦戦傷病者世帯

戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方

⑧原爆被爆者世帯

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方

⑨引揚者世帯

海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方

⑩ハンセン病療養所入所者世帯

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方

⑪犯罪被害者等世帯

国の定める「犯罪被害者等基本法」第2条第2項に該当する犯罪被害者等の方

申込者が次に該当する世帯

⑫多数回落選者世帯

直前1年間に於いて定期募集等に3回以上申し込み、全て落選または補欠で順番が回らなかった方

問合せ先 （公財）仙台市建設公社募集課 **電話** 399-7413 **FAX** 399-8252

市営住宅の単身入居

市営住宅の入居要件を満たし、かつ次の①～⑫のいずれかに該当する方は、市営住宅に単身で入居することができます。

①60歳以上の方

②身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けている方

③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級から3級までの方

④療育手帳の交付を受けている障害の程度がA又はBと記載のある方

⑤治療方法の確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証または特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方

⑥戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方

⑦原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方

⑧生活保護法による被保護者の方または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む）を受けている方

⑨海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方

⑩ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方

⑪配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者または同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、一時保護または保護が終了した日から起算して5年を経過していない方、裁判所が出した接近または退去命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方、または女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている方

⑫国の定める「犯罪被害者等基本法」第2条第2項に該当する犯罪被害者等の方

当面の間、福島復興再生特別措置法により居住を制限されている方は、単身で入居することができます。

問合せ先 (公財) 仙台市建設公社募集課 電話 399-7413 FAX 399-8252

5 雇用

ハローワーク仙台（仙台公共職業安定所）

電話 299-8811（代）

職業安定法に基づく求人・求職受理、職業相談・紹介及び雇用保険法に基づく失業給付・雇用継続給付・教育訓練給付の支給業務を行っています。

業務内容 職業紹介関係業務では一般の求職者のほか、障害者等就職が困難な方や人材不足分野（医療・介護・保育、建設・警備・運輸職希望者）、高年齢者・生活保護受給者・長期療養者等の職業相談・紹介も行っています。

利用時間 月～金曜日 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

*職業相談・職業紹介サービスは6階にて下記の通り開庁

・平日夜間：17:15～18:30

・土曜日：10:00～17:00

所在地 〒983-0852 宮城野区榴岡四丁目2-3（仙台MTビル3階・4階・5階・6階）

仙台わかものハローワーク

電話 207-6800

業務内容 35歳未満の正社員就職を目指す方を対象に、担当制による予約相談と、各種就職応援セミナーを開催しています。

利用時間 月～金曜日 8:45～17:15（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒983-0852 宮城野区榴岡四丁目2-3（仙台MTビル5階）

仙台新卒応援ハローワーク（仙台学生職業センター）

電話 206-6500

業務内容 ①大学院・大学・短大・高専・専修学校・能力開発施設（高卒2年訓練）等の学生や、卒業・中退後3年以内の方の就職支援及び大学等卒業予定者対象の求人受理を行っています。

②上記学校の外国人留学生に対する就労支援

③担当者制の個別支援、オンライン相談、臨床心理士によるこころの相談を行っています。

④就職活動に役立つ模擬面接、各種セミナーを実施しています。

利用時間 月～金曜日 10:00～18:30（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒983-0852 宮城野区榴岡四丁目2-3（仙台MTビル6階）

マザーズハローワーク青葉

電話 206-0141

業務内容 子育てしながら働きたい方の就職支援を行っています。

利用時間 月～金曜日 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒983-0852 宮城野区榴岡四丁目2-3（仙台MTビル6階）

ハローワークプラザ泉

電話 771-1217

業務内容 お仕事をお探しの方に職業相談・職業紹介を中心とした就職支援を行っています。

利用時間 月～金曜日 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒981-3133 泉区泉中央一丁目7-1（泉中央駅ビル4階）

宮城県福祉人材センター

電話 262-9777

厚生労働大臣の許可を受け、「職員を採用したい」福祉施設・事業所と「福祉分野に就職したい」求職者との橋渡しを行う「福祉人材無料職業紹介事業」を行っています。その他、福祉の仕事・資格の取得方法・修学資金貸付などに関する相談に応じています。

業務内容 ①福祉分野への就職希望者の求職登録の受付、職業相談、職業紹介、求人情報の提供
②福祉施設・事業所の求人登録・採用に関する相談
③就職面談会及び研修会の開催
④介護福祉士、保育士の修学資金、実務者研修、再就職準備金等の貸付に関する相談
貸付専用電話399-8844 月～金曜 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）

利用時間 月～金曜日 9:00～18:00（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒980-0011青葉区上杉三丁目3-1（みやぎハートフルセンター3階） FAX 261-9555

仙台市若者自立・就労支援事業「ユースPASSO」

電話 253-7701

就労等に不安を持つ若者を対象に、相談対応や各種講座の実施、就労体験による、自立・就労に向けた支援を行っています。

業務内容 ①個別相談・個別面談
②フリースペース
③就労サポート
④リカバリープログラム
⑤復学・進路サポート
⑥オンラインでの相談・交流

利用時間 月～金曜日 10:00～16:00 水曜日 17:00～20:00（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒983-0852 宮城野区榴岡一丁目6-3（東口鳳月ビル602）

FAX 762-5853 メール youth-passo@npo-switch.org

6 その他

仙台市消費生活センター

電話 268-^{なやむな}7867（相談）

または全国共通消費者ホットライン「^{い や や}188」

悪質商法、契約、クレジット、多重債務などのトラブルについての相談を電話で受け付け、解決のためのお手伝いをします。また、オンライン申請システムを利用して、一般的な回答を1回限りメールで返信するインターネット消費生活相談も実施しています。

相談時間 月～金曜日 9:00～17:00 ※受付は16:30まで
土曜日 9:00～16:00 ※受付は16:00まで
（日曜・祝日・年末年始・臨時休館日を除く）

所在地 〒980-8555 青葉区一番町四丁目11-1（141ビル（三越定禅寺通り館）5階）

FAX 268-8309

市ホームページはこちら→



仙台市市民活動サポートセンター

電話 212-3010

様々な分野の市民活動団体やボランティアなど、営利を目的としない自発的な活動をしている方たちを支援するとともに、多様な主体の「協働によるまちづくり」を推進するための拠点施設です。

事業内容 ①市民活動の促進・支援（会議室等の提供、講座の開催、情報の収集・提供、相談等）
②協働の推進（機会の提供、情報の収集・提供、事業の支援等）

開館時間 月～土曜日 9:00～22:00 日曜・祝日 9:00～18:00

休館日 毎月第2・4水曜日（祝日にあたる場合は翌日）、年末年始

所在地 〒980-0811 青葉区一番町四丁目1-3 FAX 268-4042

犯罪被害者等支援総合相談窓口

電話 214-6151

犯罪被害にあわれた方やそのご家族の生活を支援するために、電話により各種支援施策に関する情報提供や関係機関・団体を紹介しています。

相談時間 月～金曜日 9:00～17:00（祝休日・年末年始を除く）

仙台市交通事故相談所

電話 214-6150

交通事故の損害賠償、示談、その他交通事故に関する問題についての相談に応じています。

また、区役所（青葉区を除く）において、日を定めて巡回相談を実施しています。（詳細は上記電話番号へお問い合わせください。）

相談方法 電話、面接相談（面接相談は予約制です。面接希望日の前日16時までにお電話ください。）

相談時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

巡回相談は 10:00～12:00、13:00～15:00

所在地 〒980-8671 青葉区国分町三丁目7-1（仙台市役所本庁舎1階）

東北中国帰国者支援・交流センター

電話 223-1152（相談専用）

中国語を話せる相談員による、中国帰国者及びその家族に対する生活・就業相談等を行っています。

事業内容 ①相談事業：生活相談及び就業相談

②日本語学習支援事業：進度別、目的別に合わせた日本語講座及びパソコン講座

③交流事業：帰国者相互または帰国者と地域住民との交流活動（書道、絵手紙、太極拳等）の実施及び交流の場の提供

相談方法 面接、電話、手紙、FAX

相談時間 月～土曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒980-0011 青葉区上杉三丁目3-1（みやぎハートフルセンター2階）

電話 263-0948 FAX 217-9388

住宅セーフティネット制度（情報提供）

住宅確保要配慮者（高齢者、低額所得者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮する者）に対して、その入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の情報や、住まい探しのお手伝いや入居後の生活支援を行っている居住支援法人の情報を紹介します。

○セーフティネット住宅情報提供システム

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の情報を専用ホームページで紹介しています。

※住宅の条件（場所、家賃、入居対象者等）を入力し、検索することができます。

※入居については、その他の条件が付されている場合があります。各住宅の詳細については、専用ホームページ内の物件の問い合わせ先に直接お問い合わせください。

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

問合せ先 住宅政策課 電話 214-8330

○居住支援法人

居住支援法人は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として、宮城県が指定する法人です。

法人の主な支援内容 ①住宅確保要配慮者の方でも入居できる住宅を扱っている不動産業者の紹介

②家賃債務の連帯保証人がいなくても入居できる住宅を扱っている不動産業者の紹介

③不動産業者への同行

問合せ先 住宅政策課 電話 214-8330

住まいの活用（売却・賃貸等）に関する相談

将来使われなくなる、または、すでに使われていない仙台市内の住宅の活用について、市職員がお話を伺い、内容に応じて不動産・法務・建築の専門団体の無料相談窓口をご紹介します。

また、売却または賃貸で活用する意向が固まっているものの、不動産事業者の選定が難しい場合には、所有者に不動産団体が推薦する不動産事業者のご紹介をすることもできます。

※詳しくは住宅政策課までお問い合わせください。

内 容 ①仙台市都市整備局住宅政策課にお電話でお問い合わせ下さい。

②内容に応じた専門団体の相談窓口を紹介します。

③紹介された専門団体にお問い合わせ下さい。

対 象 仙台市内にある住宅の売却・賃貸等の活用を考えているものの、「どこに相談したらよいか」「何から始めればよいか」といった不安をお持ちの所有者やその親族、管理者の方（すでに売却中の住宅や賃貸住宅に関する相談は除く）

問合せ先 住宅政策課 電話 214-8330

仙台多文化共生センター（^{セン}CU^ルL）

外国人住民の暮らしに役立つ情報を多言語で提供しています。また、外国人住民の生活相談や、多文化共生の地域づくりに関する相談に応じています。

「通訳サポート電話」では通訳を交えた三者間通話で、コミュニケーションのサポートを行います。（英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語等、22言語に対応。）

<https://int.sentia-sendai.jp/j/exchange/>

開館時間 月曜日から土曜日 午前9：00～午後5：00

休 館 日 日曜、祝日、第2月曜、年末年始 ※その他、臨時休館の場合はHPで随時お知らせします。

所 在 地 〒980-0803 青葉区国分町三丁目6番1号（仙台パークビル1階）

電話 022-265-2471 **FAX** 022-265-2472

通訳サポート電話（三者間通話） 022-224-1919

資料編 相談窓口連絡先一覧

1 仙台市総合コールセンター

名 称	電 話	備考
杜の都おしえてコール	398-4894	市役所・区役所のさまざまな制度や手続きなど、市政に関するお問い合わせを年中無休で受け付けています

2 市役所・区役所・総合支所・公所等

名 称	電 話	所在地
仙台市役所	261-1111（代）	〒980-8671 青葉区国分町三丁目7-1
青葉区役所	225-7211（代）	〒980-8701 青葉区上杉一丁目5-1
障害高齢課	211-5117 (FAX)	
宮城野区役所	291-2111（代）	〒983-8601 宮城野区五輪二丁目12-35
障害高齢課	291-2410 (FAX)	
若林区役所	282-1111（代）	〒984-8601 若林区保春院前丁3-1
障害高齢課	282-1280 (FAX)	
太白区役所	247-1111（代）	〒982-8601 太白区長町南三丁目1-15
障害高齢課	247-3824 (FAX)	
泉区役所	372-3111（代）	〒981-3189 泉区泉中央二丁目1-1
障害高齢課	372-8005 (FAX)	
宮城総合支所	392-2111（代）	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5
障害高齢課 保健福祉課	392-0250 (FAX) 392-0571 (FAX)	
秋保総合支所	399-2111（代）	〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原45-1
保健福祉課	399-2580 (FAX)	
宮城保健センター （宮城総合支所内）	392-2111（代）	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5
岩切保健センター	255-7727（代）	〒983-0821 宮城野区岩切字三所南88-2
高砂保健センター	259-7862（代）	〒983-0014 宮城野区高砂一丁目24-9
六郷保健センター	289-5126（代）	〒984-0835 若林区今泉一丁目3-19
七郷保健センター	287-3255（代）	〒984-0032 荒井三丁目7-2
生出保健センター	281-0018（代）	〒982-0251 太白区茂庭字新熊野64
東中田保健センター	242-1180（代）	〒981-1101 太白区四郎丸字吹上51

名 称	電 話 (FAX)	所在地
根白石保健センター	376-5166 (代)	〒981-3221 泉区根白石字杉下前18-2
障害者総合支援センター 「ウェルポートせんだい」	771-6511 (371-7313)	〒981-3133 泉区泉中央二丁目24-1
北部発達相談支援センター 「北部アーチル」	375-0110 (375-0142)	〒981-3133 泉区泉中央二丁目24-1
南部発達相談支援センター 「南部アーチル」	247-3801 (247-3819)	〒982-0012 太白区長町南三丁目1-30
精神保健福祉総合センター 「はあとぽーと仙台」	265-2191 (265-2190)	〒980-0845 青葉区荒巻字三居沢1-6
こども若者相談支援センター	214-8602 (262-4761)	〒980-0012 青葉区錦町一丁目3-9
児童相談所	219-5111 (代) (219-5118) 718-2580 (相談専用) 219-5220 (親子こころの相談室)	〒981-0908 青葉区東照宮一丁目18-1
仙台市消費生活センター	268-7867 (相談) 268-7040 (事務) (268-8309)	〒980-8555 青葉区一番町四丁目11-1 141ビル (三越定禅寺通り館) 5階

3 図書館

名 称	電 話 (FAX)	名 称	電 話 (FAX)
市 民 図 書 館	261-1585 (213-3524)	若 林 図 書 館	282-1175 (282-1176)
広 瀬 図 書 館	392-8421 (391-6113)	太 白 図 書 館	304-2742 (304-2526)
宮 城 野 図 書 館	256-7361 (256-7363)	泉 図 書 館	375-6161 (375-6165)
榴 岡 図 書 館	295-0880 (295-0891)		

4 老人福祉センター

名 称	電 話 (FAX)	名 称	電 話 (FAX)
亀 岡	225-2811 (FAX兼用)	沖 野	282-0531 (282-0532)
台 原	233-3901 (233-4248)	大 野 田	247-1005 (797-1711)
小 鶴	236-4171 (FAX兼用)	郡 山	308-5332 (308-5334)
高 砂	259-7860 (259-7882)	泉 中 央	373-1285 (346-6838)

5 地域包括支援センター

	名 称	電 話 (FAX)	所在地	主な担当区域 (学区)
青葉区	上杉	221-5569 (713-3377)	〒980-0011 青葉区上杉一丁目17-20 第6銅谷ビル1・2階	上杉山中
	国見	727-8923 (727-8924)	〒980-0871 青葉区八幡四丁目2-1 早美ビル102号	第一中
青葉区	木町通	216-3722 (216-3723)	〒980-0801 青葉区木町通一丁目4-15 仙台市交通局庁舎3階	第二中
	双葉ヶ丘	275-3881 (275-4786)	〒981-0924 青葉区双葉ヶ丘二丁目9-2	北仙台小
	葉山	273-4910 (725-3110)	〒981-0917 青葉区葉山町8-1	三条中、荒巻小
	台原	727-5360 (233-4248)	〒981-0903 青葉区台原森林公園1-3	台原中
	花京院 (※)	716-5390 (263-5889)	〒980-0004 青葉区宮町二丁目2-6 アルデール宮町1階	五城中
	大沢広陵	399-6154 (399-6185)	〒989-3211 青葉区赤坂二丁目16-1	大沢中、広陵中
	あやし	392-2230 (392-8828)	〒989-3126 青葉区落合四丁目2-22	広瀬中、錦ヶ丘中
	国見ヶ丘	303-3805 (303-3803)	〒989-3201 青葉区国見ヶ丘七丁目141-9	吉成中、中山中
	南吉成	719-5733 (725-8133)	〒989-3204 青葉区南吉成七丁目14-1	南吉成中、折立中
	桜ヶ丘	303-5870 (719-2505)	〒981-0961 青葉区桜ヶ丘二丁目19-1 みやぎ生協1階	桜丘中
	小松島 (※)	233-6954 (233-6948)	〒981-0906 青葉区小松島新堤7-1	幸町中、鶴谷中 (安養寺1丁目、自由ヶ丘)
	五橋 (※)	716-5460 (226-8180)	〒984-0065 若林区土樋一丁目11-2 プラザスクランブルビル 2階	五橋中
宮城野区	岩切	255-2524 (255-2534)	〒983-0821 宮城野区岩切字稲荷14	岩切中
	東仙台	050-3317-7065 (782-2372)	〒983-0038 宮城野区新田三丁目28-20	東仙台中

	名 称	電 話 (FAX)	所在地	主な担当区域 (学区)
宮城野区	宮城野	355-2381 (355-2382)	〒983-0842 宮城野区五輪二丁目12-13 ライオンズマンション五輪第2 1階	原町小、宮城野小、 東宮城野小 (御町を除く)
	榴岡 (※)	297-5906 (297-5916)	〒983-0852 宮城野区榴岡二丁目3-15 花本ビル3階	榴岡小、連坊小路小 (五橋担当圏域を除く) 等
	高砂	388-7828 (385-6870)	〒983-0014 宮城野区高砂一丁目24-9	中野中、 高砂中 (七北田川左岸)
	福田町	388-6101 (388-8778)	〒983-0021 宮城野区田子字富里223	田子中、 高砂中 (七北田川右岸)
	燕沢	388-3690 (253-3356)	〒983-0822 宮城野区燕沢東三丁目-8-10	西山中 (鶴ヶ谷担当圏域を除く)
	鶴ヶ谷	388-3801 (388-3802)	〒983-0824 宮城野区鶴ヶ谷二丁目1-13	鶴谷中 (小松島担当圏域を除く) 西山中 (鶴ヶ谷1・6・7・8丁 目、鶴ヶ谷東2・4丁目の一部)
	花京院 (※)	716-5390 (263-5889)	〒980-0004 青葉区宮町二丁目2-6 アルデール宮町1階	五城中
	小松島 (※)	233-6954 (233-6948)	〒981-0906 青葉区小松島新堤7-1	幸町中、鶴谷中 (安養寺1丁目、自由ヶ丘)
若林区	五橋 (※)	716-5460 (226-8180)	〒984-0065 若林区土樋一丁目11-2 プラザスクランブルビル 2階	五橋中
	六郷	289-2111 (289-8111)	〒984-0838 若林区上飯田四丁目9-16 田中ハイツ102	六郷中
	沖野	294-0380 (294-0382)	〒984-0831 若林区沖野六丁目34-5	沖野中
	河原町	262-1180 (262-1186)	〒984-0816 若林区河原町二丁目5-36 パストラル河原町1階	八軒中
	七郷	290-6761 (290-6762)	〒984-0038 若林区伊在三丁目4-1 ディオ・ホリⅡ号棟105	七郷中
	大和蒲町	783-6656 (783-6657)	〒984-0042 若林区大和町三丁目1-1	蒲町中、 東宮城野小 (御町)
	遠見塚	781-3877 (355-7140)	〒984-0823 若林区遠見塚一丁目8-1	南小泉中
	榴岡 (※)	297-5906 (297-5916)	〒983-0852 宮城野区榴岡二丁目3-15 花本ビル3階	榴岡小、連坊小路小 (五橋担当圏域を除く) 等

	名 称	電 話 (FAX)	所在地	主な担当区域 (学区)
太白区	愛宕橋	215-8822 (215-2955)	〒982-0841 太白区向山四丁目19-10 共立愛宕橋ビル1階	愛宕中
	八木山	229-0811 (229-9811)	〒982-0835 太白区桜木町1-10	八木山中
	西多賀	307-3383 (307-3116)	〒982-0034 太白区西多賀一丁目19-8 キャピタル西多賀104号	西多賀中
	長町	304-2154 (249-8562)	〒982-0011 太白区長町五丁目3-20 NTT東日本仙台長町ビル1階	長町中 (富沢担当圏域を除く)
	郡山	748-0455 (308-5334)	〒982-0003 太白区郡山字行新田9-5	郡山中
	山田	307-4440 (307-4441)	〒982-0805 太白区鉤取本町一丁目16-57 阿部ハイツビル1階	山田中、人来田中
	西中田	741-5290 (741-5291)	〒981-1105 太白区西中田三丁目23-3 ハイツ安久B-103	柳生中
	中田	393-6533 (393-6534)	〒981-1107 太白区東中田三丁目26-54	中田中、袋原中 (東中田1丁目の一部)
	東中田	242-6351 (242-6352)	〒981-1101 太白区四郎丸字大宮46	袋原中 (中田担当圏域を除く)
	富沢	398-5960 (398-5961)	〒982-0031 太白区泉崎一丁目33-10 富沢公園パークマンション109	富沢中、長町中 (長町南3・4丁目)
	茂庭	281-4115 (281-1357)	〒982-0252 太白区茂庭台二丁目15-20	茂庭台中、生出中
	秋保	399-2205 (399-2213)	〒982-0243 太白区秋保町長袋字清水久保51-4	秋保中
泉区	泉中央	372-8079 (343-6526)	〒981-3133 泉区泉中央二丁目16-1 トレスピーノ泉中央1階	七北田中
	将監	772-5501 (772-5502)	〒981-3132 泉区将監十丁目18-13	将監中、将監東中 (東北自動車道東側)
	寺岡	378-8886 (347-3323)	〒981-3204 泉区寺岡一丁目2-5	寺岡中
	高森	341-3665 (777-8188)	〒981-3203 泉区高森一丁目1-292	高森中、将監東中 (将監担当圏域を除く)
	松森	772-6220 (772-6221)	〒981-3109 泉区鶴が丘一丁目30-3 D-2	鶴が丘中

泉区	名 称	電 話 (FAX)	所在地	主な担当区域 (学区)
	松陵	343-9460 (343-9461)	〒981-3106 泉区歩坂町71-28 ヴィラセブン101	松陵中
	向陽台	343-1512 (343-1513)	〒981-3102 泉区向陽台四丁目7-14 伊藤コーポ102号	向陽台中
	南光台	251-8850 (251-8860)	〒981-8002 泉区南光台南一丁目14-27 コーポUMEMORI1階	南光台中、南光台東中
	八乙女	301-9811 (301-9813)	〒981-8006 泉区黒松二丁目19-7 第3えりあビル101	八乙女中
	虹の丘 ・加茂	373-9333 (373-6657)	〒981-8007 泉区虹の丘一丁目10-6	加茂中
	長命ヶ丘	725-3068 (725-3069)	〒981-3212 泉区長命ヶ丘一丁目12-11 なっつ長命ヶ丘101	長命ヶ丘中
	根白石	376-8310 (348-2131)	〒981-3221 泉区根白石字清水屋敷35-1	根白石中、館中、 住吉台中
	南中山	343-5561 (343-5562)	〒981-3213 泉区南中山三丁目19-18	南中山中

※五橋、花京院、小松島、榴岡地域包括支援センターは複数の行政区を担当しているため重複して掲載

6 障害者相談支援事業所

青葉区	名 称	電 話 (FAX)	所在地
	障害者相談事業所 ふらっと青葉	265-5320 (265-5262)	〒980-0802 青葉区二日町4-3 仙台市役所二日町分庁舎 (仙台市社会福祉協議会青葉区事務所内)
	障害者相談事業所 とびら	261-3664 (261-3661)	〒980-0824 青葉区支倉町2-35 (ぴぽっと支倉内)
	障害者相談事業所 ほっとすぺーす	225-6551 (212-2520)	〒980-0845 青葉区荒巻字三居沢12-1
宮城野区	障害者相談事業所 ハンス宮城野	295-7440 (FAX兼用)	〒983-0835 宮城野区大槻16-2 (宮城野障害者福祉センター内)
	障害者相談事業所 つるがや地域生活支援センター	388-4388 (388-4377)	〒983-0824 宮城野区鶴ヶ谷四丁目10-9

	名 称	電 話 (FAX)	所在地
宮城野区	障害者相談事業所 宮城野雲母倶楽部 きらら ぶらす い たらいふ	254-6757 (FAX兼用)	〒983-0012 宮城野区出花一丁目3-11
	障害者相談事業所 「ホープ」	293-1051 (295-7194)	〒983-0838 宮城野区二の森14-3
若林区	障害者相談事業所 ぴあら若林	282-5188 (FAX兼用)	〒984-0824 若林区遠見塚東8-1 (若林障害者福祉センター内)
	障害者相談事業所 てれんこ	716-8152 (716-8118)	〒984-0063 若林区石名坂70
	障害者相談事業所 くれよん	282-4671 (282-4672)	〒984-0823 若林区遠見塚二丁目16-15 (ピボット若林内)
太白区	障害者相談事業所 ハンス太白	308-8834 (FAX兼用)	〒982-0012 太白区長町南一丁目6-10 (太白障害者福祉センター内)
	障害者相談事業所 向日葵ライフサポートセンター	741-2880 (741-3735)	〒981-1102 太白区袋原五丁目17-33
	障害者相談事業所 サポートはぎ	302-7460 (746-6882)	〒982-0014 太白区大野田五丁目23-3
泉区	障害者相談事業所 ふらっと泉	771-2728 (FAX兼用)	〒981-3131 泉区七北田字道48-12 (泉障害者福祉センター内)
	障害者相談事業所 ソキウス	718-0768 (718-0769)	〒981-8003 泉区南光台二丁目14-55
	障害者相談事業所 ピース・スマイル	378-3630 (342-5662)	〒981-3121 泉区上谷刈字長命3-2

7 保育所等地域子育て支援センター・支援室

(1) 保育所等地域子育て支援センター

名 称	電 話 (FAX)	名 称	電 話 (FAX)
支倉保育所	261-3278 (FAX兼用)	落合保育所	391-1525 (FAX兼用)
国見ヶ丘 せんだんの杜保育園	277-1155 (277-1146)	ワッセ森のひろば 保育園	233-0190 (233-0198)
落合 はぐくみこども園	391-8988 (397-9352)	認定こども園 新田こばと園	237-3795 (237-3794)

名 称	電 話 (FAX)
認定こども園 鶴ヶ谷希望園	251-4654 (252-8130)
仙台岩切 あおぞら保育園	290-7318 (290-7319)
幼保連携型 認定こども園 荒井マーヤこども園	354-0654 (354-0848)
長町 自由の星保育園	748-0383 (748-0384)
バンビの森こども園	080-5554-1178 (242-0059)
長命ヶ丘保育所	378-0220 (FAX兼用)
コスモス将監保育園	342-0507 (342-0513)
認定こども園 ろりぽっぴ 泉中央南園	342-0610 (371-2834)

名 称	電 話 (FAX)
認定こども園 福室希望園	786-5650 (786-5635)
立華認定こども園	080-8204-3663 (259-0563)
蒲町保育所	080-8603-1140 (285-0755)
向山保育所	080-8603-1139 (225-2567) (FAX兼用)
西多賀 チェリーこども園	307-3380 (307-3381)
仙台袋原 あおぞら保育園	397-9258 (397-9278)
幼保連携型 認定こども園 高森サーラこども園	377-0051 (377-1835)
泉チェリーこども園	771-8005 771-8006 (374-5556)

(2) 保育所子育て支援室

名 称	電 話 (FAX)
桜ヶ丘保育所	080-1671-1920 (278-9333)
南小泉保育所	090-1062-1920 (286-5224)
鶴が丘保育所	090-2606-9091 (373-6615)

名 称	電 話 (FAX)
高砂保育所	090-9035-1920 (258-0019)
上野山保育所	090-6782-1920 (244-1454)

8 児童館・児童センター地域子育て支援室

名 称	電 話 (FAX)	名 称	電 話 (FAX)
小松島児童館	728-5682 (341-3034)	台原児童館	233-5420 (FAX兼用)
吉成児童館	279-2033 (279-9431)	新田児童館	783-7848 (FAX兼用)
荒町児童館	266-6023 (FAX兼用)	東四郎丸児童館	242-2845 (FAX兼用)
長町児童館	304-2743 (304-2744)	松陵児童センター	372-7907 (FAX兼用)
住吉台児童センター	376-5969 (FAX兼用)	虹の丘児童センター	373-3510 (FAX兼用)

9 のびすく（子育てふれあいプラザ等）

名 称	電 話 (FAX)	所在地
のびすく仙台	726-6181 (214-5071)	〒980-0021 青葉区中央二丁目10-24 仙台市ガス局ショールーム3階
のびすく宮城野	352-9813 (352-9812)	〒983-0842 宮城野区五輪二丁目12-70 仙台市原町児童館内 (仙台市宮城野区文化センター等複合施設1階)
のびすく若林	282-1516 (282-1609)	〒984-0811 若林区保春院前丁3-1 (仙台市若林区中央市民センター別棟等複合施設2階)
のびすく長町南	399-7705 (399-7706)	〒982-0011 太白区長町七丁目20-5 ウラガーデン長町5階
のびすく泉中央	772-7341 (375-0671)	〒981-3133 泉区泉中央一丁目8-6 仙台市泉図書館・のびすく泉中央3・4階 ※4階では、中高生や子育て支援団体の活動支援などを行っています。

10 仙台市社会福祉協議会（ボランティアセンター）

名 称	電 話 (FAX)	所在地
(社福) 仙台市社会福祉協議会	223-2010 (代) (262-1948)	〒980-0011 青葉区上杉一丁目6-10 EARTH BLUE仙台勾当台7階
仙台市ボランティアセンター	262-7294 (216-0140)	〒980-0011 青葉区上杉一丁目6-10 EARTH BLUE仙台勾当台6階
仙台市社会福祉協議会 青葉区事務所 青葉区ボランティアセンター	265-5260 (代) (265-5262)	〒980-0802 青葉区二日町4-3 仙台市役所二日町分庁舎1階
仙台市社会福祉協議会 青葉区宮城支部事務所	392-7868 (代) (392-7736)	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂27-1 (宮城社会福祉センター内)
仙台市社会福祉協議会 宮城野区事務所 宮城野区ボランティアセンター	256-3650 (代) (256-3679)	〒983-0841 宮城野区原町三丁目5-20 メゾン坂下1階
仙台市社会福祉協議会 若林区事務所 若林区ボランティアセンター	282-7971 (代) (282-7998)	〒984-0811 若林区保春院前丁3-1 若林区中央市民センター 別棟1階
仙台市社会福祉協議会 太白区事務所 太白区ボランティアセンター	248-8188 (代) (248-1330)	〒982-0012 太白区長町南三丁目1-30 南部発達相談支援センター1階
仙台市社会福祉協議会 泉区事務所 泉区ボランティアセンター	372-1581 (代) (372-8969)	〒981-3131 泉区七北田字道48-12 (泉社会福祉センター内)

＜仙台市福祉プラザ※の休館について＞

仙台市福祉プラザは、令和6年11月から令和9年2月27日（予定）まで大規模改修工事のため全館休館いたします。仙台市福祉プラザ内にある事務室等の仮移転先は以下のとおりです。

※ネーミングライツの実施により、令和8年4月1日より、施設名称は「ユーマディア ダイバーシティスクエア」としています。

（１）入居団体の事務室等

対象団体：（社福）仙台市社会福祉協議会、（社福）仙台市障害者福祉協会

（特非）仙台市精神保健福祉団体連絡協議会

移転場所：青葉区上杉一丁目6番10号 EARTH BLUE仙台勾当台（５階から7階の一部）

（２）上記以外の事業所**①五橋地域包括支援センター**

運営主体：（社福）仙台市社会福祉協議会

移転場所：若林区土樋一丁目11番2号 プラザスクランブルビル2階

②放課後等デイサービス「おり〜ぶ五橋」（運営主体の事務所機能を含む）

運営主体：（社福）仙台市手をつなぐ育成会

移転場所：若林区土樋一丁目11番2号 プラザスクランブルビル2階

③在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所（仙台歯科福祉プラザ）

運営主体：（一社）仙台歯科医師会

移転場所：若林区荒井六丁目12番地4

11 ハローワーク

名 称	電 話	所在地
ハローワーク仙台 (仙台公共職業安定所)	299-8811	〒983-0852 宮城野区榴岡四丁目2-3 仙台MTビル3・4・5・6階
仙台わかものハローワーク	207-6800	〒983-0852 宮城野区榴岡四丁目2-3 仙台MTビル5階
仙台新卒応援ハローワーク (仙台学生職業センター)	206-6500	〒983-0852宮城野区榴岡四丁 目2-3仙台MTビル6階
マザーズハローワーク青葉	206-0141	〒983-0852宮城野区榴岡四丁 目2-3仙台MTビル6階
ハローワークプラザ泉	771-1217	〒981-3133 泉区泉中央一丁目7-1 泉中央駅ビル4階

12 その他の相談窓口

名 称	電 話 (FAX)	所在地
仙台市シルバーセンター 総合相談センター	215-4135	〒980-0013 青葉区花京院一丁目3-2 仙台市シルバーセンター2階
仙台市自閉症児者相談センター 「ここねっと」	294-0452 (285-2430)	〒984-0824 若林区遠見塚東8-1 (若林障害者福祉センター内)
仙台市第二自閉症児者相談センター 「なないろ」	343-7485 (343-7486)	〒981-3133 泉区泉中央二丁目24-1 (北部発達相談支援センター内)
仙台市視覚障害者支援センター 「アイサポート仙台」	341-1728 (341-1729)	〒981-3133 泉区泉中央2丁目24-1 (障害者総合支援センター内)
仙台市ひきこもり地域支援センター 「ほわっと・わたげ」	285-3581 (285-7505)	〒984-0823 若林区遠見塚一丁目18-48
仙台市障害者就労支援センター 「はたらポート仙台」(※)	772-5517 (772-5519)	〒981-3133 泉区泉中央二丁目1-1 泉区役所東庁舎5階
宮城障害者職業センター	257-5601 (257-5675)	〒983-0836 宮城野区幸町四丁目6-1
みやぎ障害者ITサポートセンター	781-7488 (FAX兼用)	〒983-0034 宮城野区扇町二丁目2-27 テクノロジークラウド102号室

名 称	電 話 (FAX)	所在地
仙台市難病サポートセンター	796-9131 (211-1781)	〒980-0801 青葉区木町通一丁目4-15 仙台市交通局本局庁舎7階
宮城県難病相談支援センター	212-3351 (211-1781)	〒980-0801 青葉区木町通一丁目4-15 仙台市交通局本局庁舎7階
宮城県難病診療連携拠点病院 (相談窓口)	717-7992 (717-8886)	〒980-8574 青葉区星稜町1-1 (東北大学病院内)
宮城県視覚障害者情報センター	234-4047 (219-1642)	〒980-0011 青葉区上杉六丁目5-1
宮城県聴覚障害者情報センター 「みみサポみやぎ」	393-5501 393-5503 (相談専用) (393-5502)	〒980-0011 青葉区上杉三丁目3-1みやぎ みやぎハートフルセンター1階
宮城県がん総合支援センター	263-1560 (263-1548)	〒980-0011 青葉区上杉五丁目7-30 (宮城県対がん協会内)
仙台市権利擁護センター 「まもりーぶ仙台」	217-1610 (213-6457)	〒980-0011 青葉区上杉一丁目6-10 EARTH BLUE仙台勾当台6階
仙台市成年後見総合センター	223-2118 (213-6457)	〒980-0011 青葉区上杉一丁目6-10 EARTH BLUE仙台勾当台6階
宮城県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	256-0965	—
仙台市母子家庭相談支援センター	212-4322 (268-3911)	〒980-6128 青葉区中央一丁目3-1 アエル29階
仙台市父子家庭相談支援センター	302-3663 (395-6268)	〒980-0802 青葉区二日町6-6 シャンボール青葉2階
宮城県福祉人材センター	262-9777 (261-9555)	〒980-0011 青葉区上杉三丁目3-1 みやぎハートフルセンター3階
東北中国帰国者支援・交流センター	263-0948 223-1152 (相談専用) (217-9388)	〒980-0011 青葉区上杉三丁目3-1 みやぎハートフルセンター2階

※泉区役所の建て替えにより、令和9年1月（予定）からユーマディア ダイバーシティスクエア（仙台市福祉プラザ 青葉区五橋2-12-2）2階へ移転します。

保健福祉ハンドブック（令和8年度版）

令和8年6月発行

仙台市健康福祉局地域福祉部社会課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7-1

電話：022-214-8541 FAX：022-214-8194